

令和 7 年度 業務実績等報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	3
III	中期目標・中期計画・年度計画	9
IV	令和7年度の事業概要	9
V	令和7年度における業務実績	19
	・自己評価表	22
1	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	
	【1－1】職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	23
	【1－2】常勤弁護士の採用及び配置	30
	【1－3】常勤弁護士の資質の向上	41
	【1－4】一般契約弁護士・司法書士の確保	48
	【1－5】事務所の存置等	53
	【1－6】司法アクセス拡充のための体制整備	59
2	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
	【2－7】適切な情報提供の実施	71
	【2－8】法教育事業及びその関連事業	79
	【2－9】民事法律扶助業務	85
	【2－10】国選弁護等関連業務	91
	【2－11】司法過疎対策業務	95
	【2－12】犯罪被害者支援業務	99

【2－13】	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実	106
3	業務運営の効率化に関する事項	
【3－14】	一般管理費及び事業費の効率化	113
【3－15】	事業の効率化	116
4	財務内容の改善に関する事項	
【4－16】	自己収入の獲得等	123
【4－17】	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等	127
5	その他業務運営に関する重要事項	
【5－18】	業務運営の体制維持	133
【5－19】	内部統制の確実な実施	138
【5－20】	業務内容の周知を図る取組の充実	147
【5－21】	報酬・費用の立替・算定基準	155

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成 18 年 4 月 10 日に設立され、同年 10 月 2 日から業務を開始し、以後、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要 5 業務と受託業務を実施してきた。

第 1 期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供件数、法律相談援助件数及び代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

第 2 期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成 24 年 4 月 1 日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づき、「震災法律援助業務」を実施した。さらに、平成 25 年 12 月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」も開始した。

第 3 期中期目標期間においては、震災特例法の有効期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたことを受け、震災法律援助業務を継続したほか、司法ソーシャルワーク(※)事業計画を策定し、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。また、平成 28 年 5 月に成立した改正総合法律支援法により新設された大規模災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」を平成 28 年熊本地震から実施するとともに、平成 30 年 1 月 24 日からは、認知機能が十分でない方に対する「特定援助対象者法律相談援助」や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対する「DV等被害者法律相談援助」を開始した。

第 4 期中期目標期間においては、震災特例法の有効期限が令和 3 年 3 月 31 日まで再延長されたことを受け、同日付けで失効するまでの間、震災法律援助業務を継続したほか、被災者法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助並びに被疑者国選弁護の対象事件再拡大への対応を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した電話等による法律相談援助の実施や、在留外国人に対する法的支援体制の整備を行った。

第 5 期中期目標期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）においては、多様化する司法アクセスへのニーズを拾い上げて迅速かつ適切に対応することを目標とした。令和 7 年度には、令和 6 年 4 月に成立した改正総合法律支援法の施行に当たり、令和 8 年 1 月 13 日から犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用を開始するため、制度体系、事務フロー、実施体制等の策定や、業務方法書を始めとした各種規程の改正を行うなど、着実に準備を行い、適切な運用に努めた。また、犯罪の被害に遭われてお困りの方などのお悩みを多角的・総合的に支援救済することを目指し、弁護士、司法書士、

社会福祉士、行政機関の相談員等による包括的な相談体制で全国において複数回「ワンストップ相談会」を開催した。さらに、いわゆる「ト一横」問題を受けて東京都が設置した総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」に常勤弁護士を派遣するなど、法的支援の必要性に気が付いていない若年層へのアウトリーチ的なアプローチ等の施策を推進した。加えて、支援センターは、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現する担い手として必要な役割を果たすため、内部統制体制を強化するためのコンプライアンス推進室の新設といった組織体制の整備や、法人文書システムによる電子決裁の全国展開など、業務の改善・効率化を更に推進した。

本報告書は、令和7年度 of 取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

※ 高齢者・障がい者を始め、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組。

Ⅱ 支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第 30 条第 1 項）

ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、面談、電話、電子メール、チャット等により、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

- ① 経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。
- ② 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談を行い（特定援助対象者法律相談援助）、特定援助対象者のうち資力基準を満たす方については、一定の行政不服申立てに係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。
- ③ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から 1 年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する業務（被災者法律相談援助）。

ウ 国選弁護等関連業務及び被害者国選弁護関連業務

- ① 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。
- ② 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がないことその他の事情により法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律事務全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

- ① 犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介する業務。
- ② DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務。
- ③ 殺人や性犯罪などの犯罪の被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがある被害者等を包括的かつ継続的に援助する犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度、令和8年1月13日運用開始）。

カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 震災法律援助業務（震災特例法第3条第1項。ただし、令和3年3月31日に失効）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

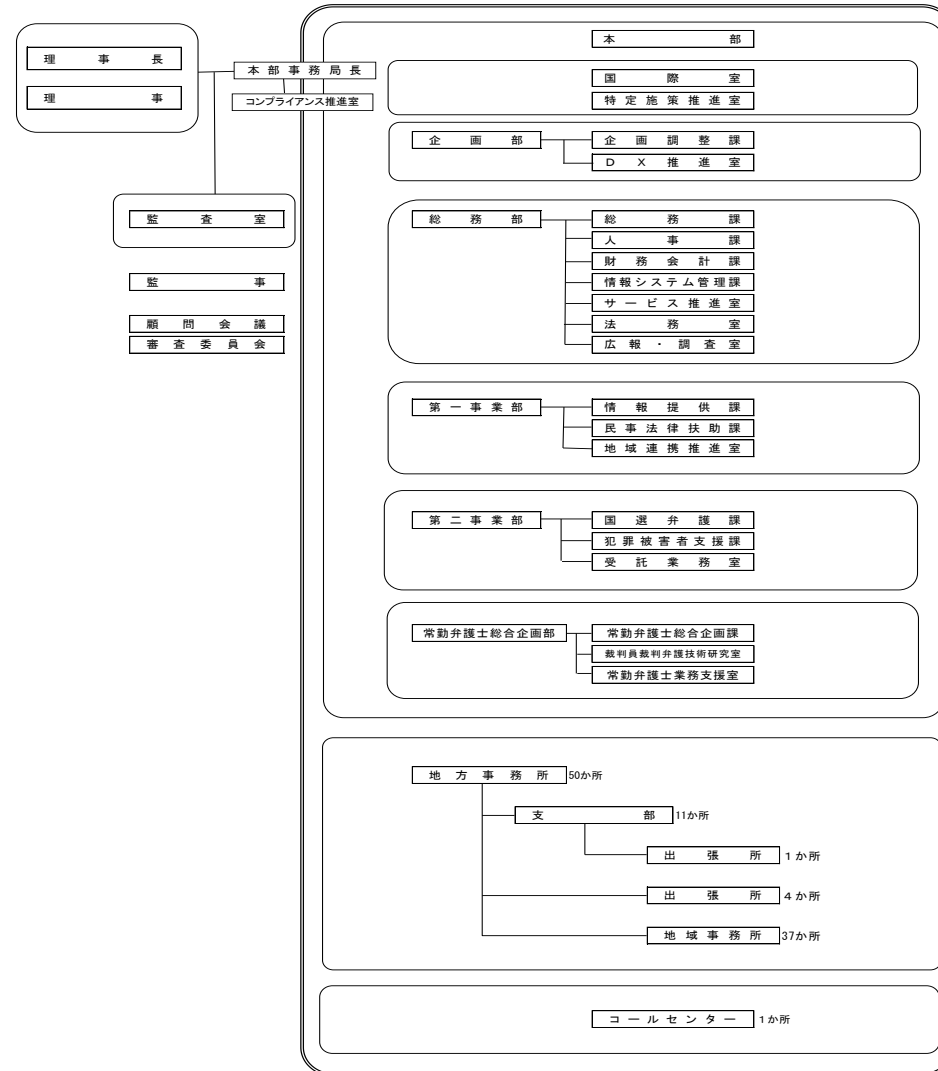
(4) 特定被害者法律援助業務（特定不法行為等被害者特例法第3条第1項。令和6年3月19日に施行）

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）に基づき、特定不法行為等（※）に係る被害者に対し、資力の状況にかかわらず、弁護士等による無料法律相談（特定被害者法律相談援助）や民事事件手続における弁護士費用等の立替え等（特定被害者代理援助、特定被害者書類作成援助）、民事保全手続に附帯する担保の提供を行う業務。なお、これらの援助に係る立替費用等については、援助終結までその償還等を猶予しなければならない、援助終結後、一定以上の資力を有する場合等の例外的な場合を除き、その償還等を免除することができる。

※ 「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、当該解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（令和8年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料 1 のとおりである。

【資料 1】日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立

同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

なお、支援センターの令和 8 年 3 月 31 日までの沿革については、資料 2 のとおりである。

【資料 2】日本司法支援センターのあゆみ（～令和 8 年 3 月 31 日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年法律第 74 号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3 億 5100 万円（政府全額出資）

7 役員の状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

理事長	丸 島 俊 介	（令和 4 年 4 月 1 日就任）	理 事	菅 沼 友 子	（令和 7 年 10 月 1 日就任）
理 事	北 原 斗紀彦	（平成 30 年 4 月 10 日就任）	理 事	本 多 則 恵	（令和 7 年 4 月 10 日就任）
理 事	梶 木 力	（令和 6 年 4 月 10 日就任）			
監 事	松 並 孝 二	（令和 2 年 8 月 31 日就任）	監 事	高 橋 善 也	（令和 4 年 9 月 1 日就任）

8 職員の状況

令和8年3月31日現在、常勤職員数は922名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

支援センターは、令和4年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から令和8年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、令和7年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、令和7年3月25日、法務大臣に届け出た。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

Ⅳ 令和7年度の事業概要

1 総括

(1) 利用者の立場に配慮した業務遂行

利用者の立場に配慮した業務遂行のため、支援センターへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張相談や指定相談場所での相談体制の充実を図った。また、令和6年奥能登豪雨を受け、「法テラス災害ダイヤル」による被災者等からの問合せに引き続き対応するとともに、ホームページ上で「令和6年奥能登豪雨法律問題Q&A」を継続して公開することで、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報提供を行った。さらに、令和6年12月25日に開始した令和6年奥能登豪雨の被災者法律相談援助を令和7年9月19日まで継続した。このほか、地震により交通インフラが崩壊し、交通手段が乏しい地域の被災者に対して法的支援を届けるため、車内で相談できる移動相談車両「法テラス号」を引き続き被災地事務所に配備した。

靈感商法等問題の対応としては、令和7年度も引き続き、靈感商法等でトラブルを抱えた方に対し適切な相談窓口情報を案内するフリーダイヤル「靈感商法等対応ダイヤル」を運営するとともに、弁護士、警察官、心理専門職、社会福祉士等が参加するワンストップ型の相談会を開催した。加えて、令和7年3月25日、東京地方裁判所において「旧統一教会」に対する解散を命じる決定が下された後、令和8年3月4日、東京高等裁判所においても前記決定を維持する決定が下され、これら一連の司法の動きについて各種メディアでの報道が相次いだことなどから、靈感商法や高額献金問題に対する社会的関心が再び高まったことに鑑み、全国を対象としたワンストップ電話相談会も開催し、地理的制約のために相談会場への来訪が困難な方に対しても靈感商法等被害者が法的助言や必要な支援につながる機会を確保した。また、特定不法

行為等被害者特例法（令和 5 年 12 月 20 日公布）に基づき令和 6 年 3 月 19 日より開始した特定被害者法律援助を継続している。

また、総合法律支援法改正を含む民事訴訟法等改正が令和 8 年 5 月 21 日に全面施行されることに伴い、業務方法書を変更し、裁判所に提出する書類の作成に係る費用だけでなく、裁判所に提出する電磁的記録の作成に係る費用についても立替えを行えるようにするなど所要の対応を行った。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条等に規定する支援センターの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

常勤弁護士数は、令和 4 年度末で合計 204 名、令和 5 年度末で合計 205 名、令和 6 年度末で合計 190 名、令和 7 年度末で合計 190 名となり、合計 84 か所（全国 40 か所の地方事務所、7 か所の支部、37 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

常勤弁護士数を増加させるための対策を引き続き強化した。

【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（令和 8 年 3 月 31 日現在）

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

令和 7 年度は、内部統制推進委員会の定期的な開催など組織全体で計画的な取組を実施した。

内部統制推進委員会の下にリスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置しているところ、各委員会では以下の取組を行った。

リスク管理委員会では、令和 6 年度に実施した内部監査での指摘事項等に関してモニタリングを行い、改善に向けた必要な措置を検討・実施したほか、本部内各課室において抽出したリスクを各課室の課題として、進捗管理を行った。

コンプライアンス委員会においては、職員に対する研修の実施等によりコンプライアンス教育を強化した。

支援センターにおけるより一層のコンプライアンスの推進のため、令和 8 年 3 月、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止・再編し、常設の室であるコンプライアンス推進室を設置するとともに、関係規程の整備を行った。これにより、一定の職位にある職員にコンプライアンス違反行為を認識した際の同室への相談・通報義務を課し、その他の職員には匿名での相談・通報を可能とした上、相談・通報を受けた同室に調査権限を付与するなど、内部統制体制を強化・整理した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や各種の研修、民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

令和 7 年度の間合せ件数は、442,452 件であり、令和 6 年度に比べて 24,521 件増加した。

平成 28 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 8】令和 7 年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 246,939 件であり、令和 6 年度に比べ 36,339 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 8】令和 7 年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、改正民法の令和8年4月1日施行に伴うFAQの更新を行ったほか、全ての地方事務所のトップページにチャットボットのアイコン（入口）を設置し、利用者の利便性を高めた。また、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関するQ&Aの掲載をいずれも継続した。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得るとともに、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築し、あるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体との間でオンライン等により意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

さらに、個別の施策に応じて、当該施策に関連する機関との具体的な連携・協力を進めた。

「旧統一教会」問題に関しては、令和4年度に設置した靈感商法等対応ダイヤルの運営を継続し、法務省を始め、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、全国靈感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等との緊密な連携を基に、「旧統一教会」問題及びこれと同種の問題に関する問合せに対して適切な相談窓口等を案内するなど、問題解決を図るために必要な対応を行った。さらに、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策の一つとして、令和5年5月以降、弁護士、心理専門職、社会福祉士等と連携した「靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会」を開催しているところ、令和6年度から警察とも連携し、対象を「靈感商法等でお悩みの方」だけでなく「犯罪の被害に遭われてお困りの方」にまで拡大し、より多角的・総合的に支援を行う取組に発展させた。令和7年度も継続して、弁護士、警察官、心理専門職、社会福祉士等が相談を受けるワンストップ相談会及び電話相談会を全国で11回開催した。

ひとり親家庭等支援においては、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会及び地方公共団体などの各種関係機関・団体等と連携し、令和7年9月から12月にかけて、「ひとり親家庭等のためのワンストップ相談会」を全国で4回開催した。

社会問題化し、若年者等がターゲットになっている、いわゆる「闇バイト」問題への対応においては、「闇バイト」問題に悩む本人やその家族等が全国どこからでも無料で弁護士や社会福祉士に相談できる「闇バイト脱出のための電話相談会」を令和7年7月及び令和8年3月に1回ずつ開催し、緊急の保護を求めている相談者が希望する場合には、警察庁の協力を得て、支援センターから全国各地の警察につなぐ連携を行った。

【資料 47】 相談状況の分析「靈感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日～令和8年3月31日）

【資料 57】 令和7年度ワンストップ相談会開催一覧

オ 若年者等支援に関する取組

法的知識の不足により悪意のある大人によって搾取対象にされる可能性が高く、支援を必要としているにもかかわらず、行き場がなく従来型の行政による支援を受けることに抵抗感を覚える若年者等の支援を推進すべく、いわゆる「ト一横」問題対策として東京都が開設した若年者向け総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」へ常勤弁護士を派遣し、同相談窓口を利用する若年者等に対し、弁護士の立場から情報提供を行う取組を令和7年4月から本格的に開始した。当該取組では、若年者等の悩みに応じて適切な支援につなぐとともに、支援員の法的知識向上を目的とした研修も実施した。なお、「きみまも@歌舞伎町」に関しては、利用者を適切な法的支援につなげるため、令和8年3月31日付けで、支援センターと東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会との間で連携に関する覚書を締結した。

加えて、福岡市のいわゆる「警固界限」においても、同様の問題を抱える若年者等を支援するため、福岡県や福岡県警察と連携し、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者等支援に関する講演や意見交換を行ったほか、関係機関・団体の支援員の法的知識向上を目的とした研修を実施した。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務・特定被害者法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

令和7年度における民事法律扶助業務の援助実績は、法律相談援助実施件数が 307,136 件（令和6年度実績 299,899 件）、代理援助開始決定件数が 110,821 件（令和6年度実績 102,754 件）、書類作成援助開始決定件数が 4,045 件（令和6年度実績 3,423 件）であり、いずれも前年度に比べて増加した。

令和 7 年度における特定援助対象者法律相談援助の実施件数は、1,169 件であり（なお、令和 6 年度の実施件数は 1,230 件であった。）、内訳は、成年後見等に関する相談が最も多く、次いで多重債務事件が多かった。

令和 7 年度における震災法律援助業務の援助実績は、震災代理援助、震災書類作成援助のいずれも開始決定件数が 0 件であった。なお、震災特例法が令和 3 年 3 月 31 日で失効したため、震災法律援助の新規申込みも同日付けで終了したが、震災特例法失効前に震災代理援助又は震災書類作成援助を決定した事件の控訴審若しくは上告審については、審査の上、震災法律援助として決定することができる。

令和 7 年度における特定被害者法律援助業務の援助実績は、特定被害者法律相談援助実施件数が 55 件（令和 6 年度実績 50 件）、特定被害者代理援助開始決定件数が 288 件（令和 6 年度実績 37 件）、特定被害者書類作成援助開始決定件数が 0 件（令和 6 年度実績 0 件）であり、また、特定被害者代理援助に附帯する民事保全手続における担保の提供を行った件数が 10 件（令和 6 年度は 0 件）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 9】令和 7 年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】令和 7 年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】令和 7 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】令和 7 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】令和 7 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】令和 7 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】令和 7 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】令和 7 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 17】最近 5 年間の援助決定件数（代理援助・書類作成援助の合計）の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた。令和 8 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数は、24,362 名と、令和 7 年 4 月 1 日時点から 46 名減となったが、一方で、契約司法書士数は、7,598 名と、令和 7 年 4 月 1 日時点から 32 名増となった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 18】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 19】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

ウ 立替金等の状況

令和 7 年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士に法律事務を取り扱わせた場合の負担金を含む。）は 168 億 5457 万円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は 3 億 4529 万円、法律相談援助に係る費用は 17 億 5516 万円であり、令和 7 年度中の償還金は 97 億 2369 万円であった。

償還免除等の合計は 53 億 4729 万円となった（令和 6 年度比 5.3%増）。

【資料 20】 令和 7 年度立替金残高表

【資料 21】 令和 7 年度法律相談費実績

【資料 22】 令和 7 年度代理援助立替金実績

【資料 23】 令和 7 年度書類作成援助立替金実績

【資料 24】 令和 7 年度末現在（令和 8 年 3 月現在）における立替発生年度ごとの償還等の状況

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

令和 7 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 85,628 件（令和 6 年度比 4.6%増）であった。また、被告人国選弁護事件受理件数は 51,983 件（同 2.6%増）、国選付添事件の受理件数は 4,674 件（同 18.3%増）であった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 25】 国選付添事件受理件数

【資料 26】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

【資料 27】 国選弁護事件受理件数（被告人）

イ 国選弁護人契約の締結

引き続き国選弁護人契約弁護士の人数の拡大に努めているおり、令和 8 年 4 月 1 日時点における国選弁護人契約弁護士数は、32,420 名（令和 7 年 4 月 1 日時点から 557 名増）、国選付添人契約弁護士数は、16,305 名（同 143 名増）となった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 28】 国選弁護人契約弁護士数の推移

【資料 29】 国選付添人契約弁護士数の推移

(4) 司法過疎対策業務

令和 7 年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）数は 34 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は 48 名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（フリーダイヤル）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。令和 7 年度の問合せ件数は合計 31,640 件となり、業務開始以来の最高件数となった。

全国の地方事務所において、電話や面談による情報提供や、精通弁護士の紹介業務を行った。令和 7 年度における地方事務所の「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せ件数は全国で 15,671 件であり、令和 6 年度に比べ 1,419 件増加、精通弁護士の紹介は 3,717 件であり、令和 6 年度に比べ 1,006 件増加した。

令和 7 年度における D V 等被害者法律相談援助業務の実施件数は 2,382 件であり、令和 6 年度に比べ 624 件増加した。
また、D V 等被害者法律相談援助弁護士数は 2,441 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 59 名増加した。令和 8 年 1 月 13 日から運用が開始された犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の令和 7 年度における法律相談援助件数は 93 件、代理援助件数は 51 件、犯罪被害者等法律援助契約弁護士数は 1,362 名となった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 30】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電実績

【資料 31】令和 7 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 32】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

【資料 33】地方事務所における犯罪被害者支援業務に関する問合せ実績

【資料 34】D V 等被害者法律相談援助における相談実績の推移

【資料 35】D V 等被害者法律相談援助における契約弁護士数の推移

イ 被害者国選弁護関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士数は 5,991 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 94 名増加した。

また、令和 7 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 855 件となり、令和 6 年度に比べ 50 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 36】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 37】被害者参加人のための国選弁護制度の実績状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

令和 7 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 3,340 件であり、支給額は 2731 万 4386 円であった。

【資料 38】令和 7 年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

令和 7 年度においては、受託業務として、平成 19 年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」を行った。

【資料 39】 令和 7 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

ア 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

イ 件数

令和 7 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 13,006 件（令和 6 年度比 500 件増）であった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績（平成 28 年度～令和 7 年度）

【資料 39】 令和 7 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 令和7年度における業務実績

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。

支援センター設立から15年以上にわたり実施してきた法的支援の取組を振り返るとともに、利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

関係機関・団体等との連携等に基づく総合的対応が必要とされる「旧統一教会」問題、犯罪被害者等、ひとり親世帯や若年者に対する支援等を始め、目まぐるしく変化する社会の動向や国民等のニーズに継続的に対応できるよう、多様な方々へのサービスの更なる充実を図るよう努める。

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」の「サービス設計12箇条」に基づき、利用者の視点に立って、デジタル技術やデータを活用したデジタルサービスの導入に努める。

1 総論

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者等に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められていることから、令和7年度においても、法的支援の実施体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を取りながら、利用者が利用しやすい法律サービスの提供に努めた。

2 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長、理事及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てた。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど）に分析を行い、そのうち、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修において、接遇に関するカリキュラムを実施するなど、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

3 顧問会議の開催状況

令和8年2月2日に第24回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

令和7年度における業務実績（概況）について報告した。

また、法テラスの将来ビジョン及び犯罪被害者支援新制度について、意見交換を行った。

（注） 顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

北 山 禎 介	株式会社三井住友銀行名誉顧問
神 津 里季生	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
中 山 弘 子	元新宿区長
坂 東 眞理子	昭和女子大学総長
松 本 恒 雄	一橋大学名誉教授・国民生活センター顧問
村 木 厚 子	全国社会福祉協議会会長・元厚生労働事務次官

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修等において、法テラス運営理念に基づく講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上で、支援センター職員としてコスト意識を持ちつつ質の高いサービスを提供する必要性を認識させた。

【資料 6】 法テラス運営理念

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙 1 から別紙 3 のとおりである。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別調査 No.
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項						
1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	A	B	B	A	1-1
2	常勤弁護士の採用及び配置【困難度：高】	B	B	B	B	1-2
3	常勤弁護士の資質の向上	B	B	B	B	1-3
4	一般契約弁護士・司法書士の確保	B	B	B	B	1-4
5	事務所の存置等【重要度・困難度：高】	B	B	A	B	1-5
6	司法アクセス拡充のための体制整備	A	A	A	A	1-6
Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
7	適切な情報提供の実施	A	A	A	A	2-7
8	法教育事業及びその関連事業	A	A	A	A	2-8
9	民事法律扶助業務【重要度：高】	A	B	B	B	2-9
10	国選弁護等関連業務	A	A	A	A	2-10
11	司法過疎対策業務	B	B	B	B	2-11
12	犯罪被害者支援業務【重要度：高】	A	A	A	A	2-12
13	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実	B	A	B	A	2-13
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項						
14	一般管理費及び事業費の効率化【重要度：高】	B	B	B	B	3-14
15	事業の効率化	A	A	A	A	3-15
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項						
16	自己収入の獲得等【困難度：高】	B	B	B	B	4-16
17	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・困難度：高】	A	A	A	A	4-17
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項						
18	業務運営の体制維持	B	B	B	B	5-18
19	内部統制の確実な実施【重要度：高】	B	B	B	A	5-19
20	業務内容の周知を図る取組の充実【重要度：高】	B	B	B	B	5-20
21	報酬・費用の立替・算定基準	B	A	B	B	5-21

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修 (実施人数)	(参考指標)	—	301人	308人	323人	460人	(参考情報) 令和３年度：354人 総常勤職員数（常勤弁護士を除く。）：732人 (令和８年３月31日現在)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動についての的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。 職員の能力の向上のため、キャリアプランを検討した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、多様化する法的ニーズに対応した様々な法的支援を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、オンラインによる研修等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。
中期計画	I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 (ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、支援センターの多様な取組に適切に対応するため、集合研修及びオンライン研修等の、それぞれの長所をいかしつつ、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。 (ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討・実施する。
年度計画	I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 (ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、多様化する法的ニーズに対する支援センターの取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、法律事務所を含む支援センター各部署に求められる基本的な執務姿勢を踏まえたOJT、採用年次及び職級に応じた階層別研修や、担当業務等に応じた実務研修を実施し、職員に求められる業務知識の習得及び実務能力の向上を図る。 また、研修の実施に当たっては、集合研修、オンライン研修の方法に加え、講義映像を教材化し、それを視聴させる方法により効率的に職員全体の能力向上を図る。 (ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討する。

主な評価指標	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	A	評価	
1 採用	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 選考 職員の採用選考に当たっては、多肢択一式問題や事務処理能力検査、適性検査のほか、面接を複数回実施した（受験者の利便性向上の観点から、筆記試験及び一次面接をオンラインにて実施）。面接の実施に際しては、本部・地方事務所の管理職、課室長補佐及び係長のほか、主任及び係員といった幅広い役職の者を面接員に選任し、多角的な視点から受験者の能力及び適性を判断した。 (2) 採用実績 次年度の定員数や本年度の退職予定者数のほか、定年前再雇用職員及び暫定再雇用職員の希望者数を念頭において採用を行っている。採用実績については、卒業後5年間（厚生労働省告示では卒業後3年間）を新卒採用の対象者とする運用を継続し、一次募集及び二次募集計416名から選考した32名を採用した。 さらに、中途採用試験を2回実施した。第1回は40名から選考した2名を採用し、第2回は40名から選考した4名を採用した。 有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を登用するための試験を1回実施した。当該有期契約職員の所属部署における管理職（本部課室長、地方事務所事務局長等）による評価等を行い、有期契約職員13名から選考した4名を合格とした。 (3) インターンシップ（キャリア教育）の拡充及びSNSでの情報発信 新卒採用において、支援センターの業務について理解を深めるとともに、採用後のミスマッチを防ぐことを目的として、令和3年度より導入したインターンシップ（キャリア教育）を引き続き実施した。まず、対面のインターンシップについて、令和7年度は、プログラムを見直し、入職後の業務がイメージできるよう利用者対応のロールプレイを行うプログラムを実施した。また、多くの学生が参加できるよう、実施地域の拡充及び実施時期を学生の夏季休暇に合わせることで、289名の応募者の中から199名（令和6年度は234名の中から168名）を選考して、令和7年8月から10月に札幌、宮城、東京、愛知、大阪、京都、福岡の7つの地方事務所で計9回実施した（令和6年度は8月及び9月に札幌、東京、愛知、大阪、京都、福岡	1 採用 令和7年度においては、令和6年度に引き続き、受験者の利便性向上の観点から、一部オンラインによる試験を実施することで、多くの受験者の中からの採用選考を行い、適切な採用を行った。さらに、採用後のミスマッチ防止等を目的として令和3年度より導入したインターンシップ（キャリア教育）により多くの学生が参加できるように実施地域を増やし、学生の夏休み期間に合わせ実施した結果、応募者が導入以来最多の289名（令和6年度比約123.5%）に上った（実際にインターンシップに参加した学生のうち61名（令和6年度は41名）が職員採用試験の応募に至った。）。 最終的に、416名から応募を受けるに至り（令和6年度比約153.5%）、新卒は令和6年度を10名上回る32名の採用に至った。 さらに、多くの学生がSNSを活用して就職活動の情報収集をしている実態を受け、X及びInstagramに採用情報へのリンクを貼ったSNS広告を配信する試みを実施した。			

の6つの地方事務所及び本部で実施)。 次に、対面でのインターンシップでは、実施日、実施回数、受入人数の上限設定から必ずしも希望者全員が参加することができないため、とりわけ対面でのインターンシップ(キャリア教育)を受けられなかった応募者やその他の支援センターに関心を寄せる学生に対してもオンラインでのインターンシップや支援センターの業務説明会を複数回実施することで、学生との接点を維持するよう努めた。オンラインでのインターンシップでは、民事法律扶助制度の利用可否の事例検討を行う実践的なプログラムを行った。 また、SNS利用率の高い大学生に対し採用情報を効率的かつ効果的に届けるため、業務説明会や採用エントリーの情報を訴求するため、X及びInstagramに採用情報へのリンクを貼ったSNS広告を配信した。 2 配置 (1) 令和8年4月期の広範な人事異動(125名)の実施に向け、以下の点を考慮した。 ・ 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等 ・ 業務の平準化及び事務手続の合理化 ・ 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上 (2) 業務量に応じた更に適正な人員配置を実現するため、各地方事務所における民事法律扶助の援助件数等を主な指標とし、地方事務所の業務量を勘案した人員配置として、令和4年度に策定した人員再配置計画に基づき、人員配置を実施した。 (3) 職員が積極的に能力を発揮できる場を提供し、ひいては組織全体を活性化することを目的として、令和2年度から導入した「ジョブポスティング制度」(特定の業務を担当する職員を、職員の中から広く募集する制度)について、その運用を継続し、令和7年度においては、実施したジョブポスティングに対して5名から応募を受け、3名を選考した。 3 研修等 多様化する法的ニーズへの適切な対応と利用者の立場に立った業務遂行を更に推進するため、法テラス運営理念に掲げられた使命を再確認した上、職員がいかなる意識の下で日々の執務に臨むべきかについて、支援センター各部署に求められる基本的な執務姿勢を踏まえ、各種研修を実施した。人事課主催研修(階層別研修等)について	2 配置 一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行った。また、令和2年度から導入した「ジョブポスティング制度」について、地方事務所で行っている業務の一部を本部で行うため、その取組に強い意欲を持つ職員の選考を実施した。 3 研修等 支援センター各部署に求められる基本的な執務姿勢を踏まえ、各種研修を実施した。人事課主催研修(階層別研修等)については、集合研修及びオンライン研修のそれぞれの長所をいかして、採用年次や経験年数に応じて、職員的能力向上を図った。 新規採用者の育成について、OJTでは、育成に当たっての留意点などを定めた「OJTハンドブック」に基づく効果的な取組に努めた。メンター制度では、メンターになる職員に対する研修を実施し、また、「新入職員メンター制度実施要領」に基づいて、新規採用者に対するオンライン面談を定期的実施するなど、新規採用者のメンタル面を含めた支援体制の充実に取り組んだ。制度導入時に新規採用者であった職員がメンターを担うなど、制度	
--	--	--

は、集合研修及びオンライン研修を実施するとともに、新規採用者の育成については、OJTやメンター制度を活用した。また、実務研修の実施、外部研修への参加のほか、令和7年度は研修動画を作成し教材化することで職員全体の能力向上を図った。 (1) 人事課主催研修 ア 階層別研修 以下の研修を実施し、延べ132名が受講した。 ① 新規採用者研修（前期・中期・後期） ② フォロー・アップ研修：採用後2年目の職員を対象 ③ 実務能力パワーアップ研修：2級職員を対象 ④ 管理能力育成研修：3級職員を対象 ⑤ 4級合格者研修：4級合格者を対象 ⑥ 中途採用者研修 イ 対象者別研修 以下の研修を実施し、延べ328名が受講した。 ① 事務局長等対象研修：1回実施 ② 民事法律扶助担当者研修（動画研修）：1回実施 ③ 人権相談員研修：1回実施 (2) OJT 職場の上司・先輩等が、仕事に必要な知識やノウハウ等を意識的・計画的・継続的に指導・伝授する職員の育成のための取組であるOJTを、「OJTハンドブック」に基づいて実施した。 (3) メンター制度 ア メンター研修の実施 イ 「新入職員メンター制度実施要領」に基づいたメンター面談の実施 (4) 実務研修 以下の研修を実施した。 総務部門（法人文書・個人情報保護、会計・予算調達等、情報セキュリティ、広報、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割）研修：7回実施 (5) 外部研修 以下の外部研修に職員が参加した。 ア 人事行政研究所研修：職員7名（派遣）	を安定的に運用できている。 また、全国の職員を対象とした短時間での実務研修を内容別に複数回実施したほか、新規に民事法律扶助業務に関する動画コンテンツを作成するなど、効率的かつ効果的な研修を実施することで、令和6年度を大幅に超える460名（令和6年度比142.2%）の職員に対し業務等に関するより確実な知識の定着及び理解促進の機会を提供した。 外部研修への参加については、国家公務員等の実務に対する職員の理解を深めたほか、統計分析能力向上等を図る研修への参加を促すなどして、支援センターの中核となる職務を担う人材の育成を図った。 4 働きやすい職場の実現 「ジョブリターン制度」に基づき、退職時に同制度利用の有無を確認し、所属長の意見を提出させる取組を継続した。 より良い人材を確保するためにもワークライフバランスに配慮した職場環境の確保が必要となるところ、転勤負担の均等化、負担軽減等の検討を行い、新たな転勤の負担軽減策として導入したブロック内異動を原則とする異動体制を整備し、希望ブロック外にいた職員を希望ブロックに戻す異動を実施した。また、中途採用試験において	
--	--	--

イ 総務省統計研究研修所研修：職員28名（eラーニング） ウ 人事院行政研修：職員2名（派遣） エ 国立公文書館公文書管理研修Ⅰ：職員31名（オンライン） オ 国立公文書館公文書管理研修Ⅱ：職員18名（うち派遣1名、オンライン17名） 4 働きやすい職場の実現 (1) 中途退職した元常勤職員を、一定の要件の下で再採用する「ジョブリターン制度」を継続し、令和7年度には、退職時に18名から制度の利用を希望する旨の申出を受けた（令和6年度は7名から申出を受けた。）。 (2) 新たな転勤の負担軽減策として、令和7年度から「ブロック内異動」（職員（職務が管理職相当となる者を除く。）の異動範囲を希望するブロック内とするもの）を原則とする仕組みを採用し、職員から希望するブロックを聴取してブロック内異動を実施した。ブロックは①北海道、②東北、③関東、④中部、⑤近畿、⑥中国・四国、⑦九州の7ブロックとし、③⑤については当該ブロックの希望が定数を超過することから、第2希望まで聴取している。 また、中途採用についても、転勤の負担軽減策の一つとして、異動希望者の少ない地域（北海道、東北、中国・四国）の3つのブロックにおける職員採用を実施した（上記1(2)記載の中途採用試験）。 (3) 職員の働きやすさを確保することを目的に令和2年度から導入した「転勤特例制度」（未就学児の育児をしている職員や親族の介護等をしている職員を対象として、転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度）について、その試行としての運用を継続し、令和7年度については、40名から制度利用の申出を受けた（令和6年度は53名から申出を受けた。）。 (4) 利用者等からの、社会通念上著しく妥当性を欠き、支援センターの業務運営に支障を生じさせる要求や、職員の人格を否定したり尊厳を傷つける言動（カスタマーハラスメント）に対し、職員が安心して働ける職場環境を守るため、令和6年度末に策定した「日本司法支援センターにおけるカスタマーハラスメント対応方針」（カスタマーハラスメントを定義し、カスタマーハラスメントに該当し得る行為を例示した上、対応拒絶、利用拒絶を含むカスタマーハラスメントに対し取り得る対応を明記したもの）を各種会議で説明し、当該方針に基づいた対応がなされるよう周知を行った。また、英語に翻訳した同方針も地方事務所に周知した。さらに、同対応方針等に対する反響について地方事務所を対象にアンケートを実施した上、同	異動希望者の少ない地域における職員採用を実施した。さらに、令和2年度から導入した「転勤特例制度」の運用を継続した。変更申出人数は、前年度よりも減少しているものの、既に転勤特例制度については職員に十分に周知されており、利用の可否は個々の事情に応じて適切に判断された結果であって、件数の増減が直ちに制度運用上の問題点等を示すものではないものと考えている。 さらに、令和6年度末に策定した「日本司法支援センターにおけるカスタマーハラスメント対応方針」を周知した上、地方事務所を対象にアンケートを実施し、そこで寄せられた要望に迅速に応えるなど、職員が安心して働ける職場環境を守る取組を積極的に行った。 5 評価 以上のとおり、職員の採用に関して、過去の傾向や市場の動向等を踏まえ、インターンシップ（キャリア教育）を効果的に実施した上、採用情報が着実に届くよう採用サイトのスカウト機能を活用するなど工夫したことで、採用競争の激化が進む中においても昨年度比150%を超える人数からの応募を集めることに成功し、その結果、昨年度を5名上回る採用者を獲得できた。また、多様化する法的ニーズ	
---	---	--

アンケートで寄せられた要望に応え、利用拒絶等を行う際のフロー等を明確にし、周知した。	への適切な対応と利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、年度を通じて求められる業務知識の修得及び実務能力の向上を図るための研修を、オンライン研修だけでなく動画コンテンツを作成し教材化するなど適切に実施し、これまで以上に職員の能力向上に努めた。 さらに、令和6年度末に近時の社会情勢を踏まえて定めたカスタマーハラスメントに対する支援センターの対応方針の周知に努めた上、地方事務所からの要望に応え、利用拒絶等を行う際のフロー等を明確にし、実際に同方針に基づいた対応を取ることを容易にすることで、働きやすい職場の実現に実効性のある取組を行った。これらのことから、所期の目標を上回る成果が得られたものとする。	
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	常勤弁護士の採用及び配置		
当該項目の重要度、 困難度	【困難度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤弁護士の年間 平均業務量	中期目標期間最終年度 までに 法律相談100件相当 代理援助30件相当（有 償事件を含む。） 国選弁護15件相当 以上とする	左記のとおり	法律相談102.2件相当 代理援助25.9件相当 （有償事件を含む。） 国選弁護14.7件相当	法律相談97.5件相当 代理援助25.0件相当 （有償事件を含む。） 国選弁護13.6件相当	法律相談101.8件相当 代理援助26.8件相当 （有償事件を含む。） 国選弁護14.5件相当	法律相談108.2件相当 代理援助27.8件相当 （有償事件を含む。） 国選弁護15.7件相当	
(参考) 常勤弁護士数	採用数 （うち新スキーム） 退職者数 期末総数	5名 （0名） 16名 183名 （令和3年度）	38名 （33名） 17名 204名	21名 （17名） 20名 205名	2名 （0名） 17名 190名	12名 （8名） 12名 190名	※期末総数は、3月末日時点の人数である。 ※新スキーム：司法修習終了後直ちに採用し、支援センターにおいて養成を行う枠組み（平成19年度より、従来スキーム（日弁連の新人弁護士養成事務所制度により養成を受けた弁護士を採用する枠組み）と併用） ※令和4年度の数値について、第74期司法修習が例年より後倒しになったことの影響により、新スキームで、令和4年5月に第74期17名及び令和5年1月に第75期16名の合計33名を採用した。 ※令和6年度の数値について、第77期司法修習の時期が変更になったことの影響により、新スキームでの採用者はおらず、令和7年4月に8名を採用した。 ※第78期司法修習の新スキームでの採用は、令和8年4月以降に予定しており、令和7年度末時点の内定者数は10名である。その他従来スキームでの採用者が1名、中途採用者が2名いる。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。 常勤弁護士については、国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、所要の数の確保に努めるとともに、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。 また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。 業務の効率的な実施体制の構築にあたっては、常勤弁護士がセーフティネットとして一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障害者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など第1記載の各種施策の担い手としての役割も期待されていることを踏まえなければならない。 【指標】 ・地域の実情等を踏まえつつ、常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすることを目指す。
中期計画	I・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置 (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にするほか、採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。 (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議を開くなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を促進する。 (ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。 (エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとして、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意する。

年度計画	I・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置 (7) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、修習生や法曹実務経験者だけでなく、法科大学院生を始めとする将来の法曹となり得る層に対しても、常勤弁護士の業務の内容や魅力を伝える機会を複数回設けるなど、積極的な周知を行う。これらのほか、アンケートの実施等を通じて、採用数確保に向けた具体的方策の拡充を検討し、実施していく。 並行して、異動・待遇に関する周知等を始め、退職者の減少を図るための取組を適切に講じる。 また、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする現行水準を維持する。 (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所につき、その要因を分析して対応策の検討を行う。併せて、配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議をするなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。 (ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、その配置人数の変更・調整を行い、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。 (エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があることや支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意し、常勤弁護士の業務内容等の分析をする際には、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の担い手としての状況や多様な法的ニーズの具体的な内容を量及び質の観点から把握し、関係機関との連携内容等に関して収集したデータに基づいて行う。
------	--

主な評価指標	常勤弁護士の採用及び配置に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料4、40、41、42】	評価	B	評価	
1 常勤弁護士の業務量等	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 業務量の把握等 常勤弁護士の業務は、法律相談や訴訟代理等にとどまらず、司法ソーシャルワーク等多岐にわたっている現状を踏まえると、その業務量を適正に評価するには、単なる事件処理件数のみならず、司法ソーシャルワーク等事件処理件数では評価しきれない業務量を適正に把握する必要がある。そこで、令和4年度から、司法ソーシャルワーク等による法律相談や訴訟代理以外の業務状況を申告する関係機関連携票を導入した。また、法律相談については、その相談類型に着目し、出張相談、特定援助対象者法律相談援助、DV等被害者法律相談援助等の採算性の乏しい事案や対応困難な事案への対応件数の把握に努めた。 さらに令和7年度は、民事法律扶助における簡易援助の件数や国選事件における遠距離接見等加算報酬件数のデータを集計し、常勤弁護士の年間平均業務量の把握を行った。 (2) 法律相談等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） ・ 法律相談件数 80.1件（前年度77.4件） ・ 情報提供等 28.1件相当（前年度24.4件相当） 合計 108.2件相当 ※ 関係機関に対する情報提供等について、法律相談に類似する業務と整理した上で、関係機関連携票に基づき集計した年間一人当たりの対応時間を民事法律扶助における一件当たりの相談時間である30分で除して算出 (3) 代理援助等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） ・ 代理援助件数 20件（前年度19.7件） ・ 有償受任件数 6件（前年度5.8件） ・ 委託援助件数 1.7件（前年度1.3件） 合計 27.8件 ※ 委託援助とは、支援センターが日本弁護士連合会から委託を受けて実施する	1 常勤弁護士の業務量等 常勤弁護士は、左記のとおり、年間平均業務量において、法律相談及び国選弁護については指標に掲げた中期目標期間最終年度までに達成すべき数値を達成した。代理援助については、指標に掲げた中期目標期間最終年度までに達成すべき数値には達していないものの、前年度よりも件数を増やすことができた。 令和7年度は、業務体制が安定し、全体として一定の水準を維持することができた。そして、司法ソーシャルワークの更なる促進を図るべく研修等を実施した結果、関係機関を通じた情報提供等の件数は令和7年度も増加している。刑事事件に関する研修等により裁判員裁判事件を含む国選弁護事件の担い手としての意識付けを引き続き行っており、令和7年度は、国選弁護等の受任件数について、指標に掲げた数値を達成するに至った。 代理援助（有償事件を含む。）に関しては、有償事件の件数を4年連続で増やすとともに、民事法律扶助の代理援助及び日弁連委託援助の件数も増やし、全体として前年度を上回る水準に			

法律援助事業であり、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑥精神障害者・心神喪失者等医療観察法法律援助及び⑦高齢者、障害者及びホームレスに対する法律援助がある。 (4) 国選弁護等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） - 被疑者国選弁護事件受任件数 9.2件相当（前年度8.6件相当） ※ 要通訳加算報酬対象事件の受任件数については、要通訳事件加算報酬が通常報酬に0.2を乗じた報酬であることに鑑み、1.2を乗じることで実際の労力に相当する件数を算出 - 被告人国選弁護事件受任件数 5.8件相当（前年度5.5件相当） ※ 裁判員裁判事件については、基礎報酬の平均額を地方裁判所の第一審の被告単独事件における基礎報酬額で除することで実際の労力に相当する件数（4.0件相当）を算出 - 国選付添事件受任件数 0.6件（前年度0.4件） - 被害者国選弁護事件受任件数 0.09件（前年度0.05件） 合計 15.7件相当 (5) その他参考となる事項 ア 出張相談件数・特定援助対象者法律相談援助件数・DV等被害者法律相談援助件数（令和7年度中の常勤弁護士の総対応件数／令和7年度中の常勤弁護士を含む契約弁護士の総対応件数） - 扶助相談における出張相談件数 令和7年度 1,158件／7,185件（16.1％） 前年度 1,023件／7,180件（14.2％） - 特定援助対象者法律相談援助件数 令和7年度 86件／1,169件（7.4％） 前年度 92件／1,230件（7.5％） - DV等被害者法律相談援助件数 令和7年度 99件／2,382件（4.2％） 前年度 75件／1,758件（4.3％） - 民事法律扶助における簡易援助件数 令和7年度 1,390件／2,691件（51.7％）	達することができた。指標を達成するに至らなかったものの、その要因としては、常勤弁護士による司法ソーシャルワーク（情報提供等）の取組の中には、関係機関に対する業務説明や法教育など必ずしも代理援助に直結するものではない活動も含まれていることが挙げられる。また、常勤弁護士が受任という形ではなく、ケース会議に参加することで法的トラブルに対応したり、ホットラインを活用して関係機関に法的助言をすることにより、関係機関が支援する高齢者や障がい者等の法的トラブルを解決したり、将来の法的トラブル自体を予防することにつながっていると考えられる。さらに後述のとおり、常勤弁護士は扶助相談において代理援助だけでなく簡易援助を積極的に活用していることも関係している。これらの事情を踏まえると、数値化が難しい司法ソーシャルワークの取組を継続している中で、代理援助の件数について、前年度を上回る水準に達することができたことを評価したい。 また、高齢化社会の進展等を背景に、出張相談のニーズは増加傾向にあるところ、常勤弁護士は出張相談に積極的に取り組んでいる。一般に、出張相談は時間的コストが高く、弁護士の負担が大きいが、常勤弁護士は全体の16.1％の出張相談を担った。 扶助相談において、簡易援助を積	
--	---	--

前年度 1,542件／2,825件 (54.5%) ・ 国選事件における遠距離接見等加算報酬件数 令和7年度 273件／10,624件 (2.6%) 前年度 291件／10,411件 (2.8%) ※ 登録弁護士全体に占める常勤弁護士の割合は、0.4% (令和8年4月1日時点：赴任常勤弁護士196名/登録弁護士48,119名) であるところ、各実施件数の割合はこの数値を大幅に上回っている。 民事法律扶助における簡易援助とは、法律相談援助に付随する援助として、法律相談の際に簡易な法的文書を作成し、利用者に交付することをいう。消滅時効の援用や契約解除のために相手方に送付する通知文書の作成などを想定している。 国選事件における遠距離接見等加算報酬とは、事務所所在地を管轄する簡易裁判所から、直線距離で片道25km以上又は経路で片道50km以上の場所に接見、準抗告の申立て (被疑者のみ)、記録閲覧・謄写、示談交渉、犯行現場確認、目撃者・証人予定者・事件関係者との打合せ、被疑者・被告人親族・身元引受人との打合せ、保釈保証金の納付に赴く場合に加算される報酬である。 イ 令和7年度における精通弁護士に占める常勤弁護士の割合 1.4% (58人／4,095人) 令和7年度における精通弁護士紹介件数に占める常勤弁護士の対応件数 1.3% (51件／3,717件) ※ 登録弁護士全体に占める常勤弁護士の割合は、0.4%であるところ、上記各割合はこの数値を大きく上回っている。 2 常勤弁護士の確保 (採用及び広報) (1) 司法修習生及び法曹経験者に向けた採用活動 ア 令和7年度に採用案内パンフレット等を新しくし、司法修習生、司法試験合格者等に配布 イ 本部主催の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会を集合形式又はオンライン形式で開催 (合計16回) (うち1回は法曹有資格者対象就職説明会、うち9回は全国各地に赴任する常勤弁護士の様々な活動を紹介する連続講演企画やサマープログラム等とともに実施)	極的に活用し (全体の51.7%)、法律相談の中で法的文書を作成・交付することにより、利用者の法的紛争の早期解決につなげることができた。 他方で、国選事件においては、要通訳事件や裁判員裁判対象事件など通常の事件よりも労力を要する刑事事件を処理するだけでなく、出張相談と同様に、時間的コストを要する遠距離接見等加算報酬の対象となる刑事事件 (全体の2.6%) を担った。 これらに加えて、年間平均業務量の指標による数値化が難しい対応困難な事案等にも、地域の実情に応じて、積極的に取り組んだ。 以上から、常勤弁護士は、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び司法過疎対策業務等、支援センターの各業務の担い手として、地域の実情に応じて、前年度に引き続き法律相談、事件受任等に適切に対応した上、司法ソーシャルワーク等を活発に行い、福祉機関等の関係機関との連携強化に向けた様々な取組を実践するとともに、遠隔地の事案や採算性の乏しい事案に加え、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人等の多様な法的ニーズにも積極的に対応し (外国人支援については、 【2-13】多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実2(1)イ参照)、司法アクセス障害の解消という公共性	
---	--	--

ウ 支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン、司法修習生等法曹志望者・法曹経験者を対象とする求人情報サイト等に就職情報を常時掲載 エ 弁護士会や法科大学院等が主催する就職説明会等に参加して採用情報等を告知（弁護士会は合計3回、法科大学院は合計3回） オ 日本弁護士連合会が主催する司法試験合格祝賀会に参加して採用情報等を告知 カ 本部主催の法律事務所見学会を開催し採用情報等を告知（合計4回） キ 司法試験合格者向けイベントに参加して採用情報等を告知（合計2回） ク 司法過疎地域事務所を含む複数の法律事務所を1日かけて見学するバスツアーを令和6年度に引き続き実施（合計2回） (2) 学生等に向けた常勤弁護士の業務に関する周知 ア 本部主導による法科大学院からのエクスターンシップ実習生の受入れ（各地の法律事務所において14校の法科大学院から合計57名の法科大学院生を受入れ） イ 司法研修所の選択型実務修習企画への参加（各地の地方事務所、支部及び地域事務所において司法修習生を合計97名受入れ） ウ 司法修習生、司法試験合格者、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象とした、全国各地に赴任する常勤弁護士の様々な活動を紹介する連続講演企画（合計9回）の録画動画のインターネット上での限定公開の実施 エ 日本弁護士連合会との共催による業務説明会（合計2回）の実施 オ 大学や法科大学院において常勤弁護士等による講義を実施（合計6回） カ 大学生及び高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務説明を実施 (3) 広報強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上、社会情勢に即した広報手段の取捨選択 ア 支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の随時更新 なお、上記(1)のうち支援センター主催のイベントの周知に当たり、ホームページに掲載するチラシのデザインを新しくした。 イ 常勤弁護士のPRポスターを全地方事務所、常勤弁護士が配置されている支部及び地域事務所に配布するとともに、各関係機関等へ配布 ウ 常勤弁護士のドキュメンタリー動画を法テラス公式YouTubeチャンネルで公開 エ 法テラス公式X（旧Twitter）による採用イベント等の告知 なお、上記アと同様、掲載するチラシのデザインを新しくした。 オ 前記サイト及びドキュメンタリー動画の案内チラシを説明会等で配布	の高い役割を果たしたと評価できる。 2 常勤弁護士の確保 常勤弁護士の採用に関し、学生に向けた常勤弁護士の魅力等の周知活動や、司法修習生に向けた就職説明会等の各種イベントを継続的に実施し、司法過疎地域事務所の見学を内容に含むバスツアー等の企画も引き続き積極的に開催した。これまで司法修習生や司法試験合格者等に配布していた採用案内のパンフレットを新しくし、業務内容だけでなく、待遇、キャリア、異動、実際の常勤弁護士によるコメント等、具体的に情報を載せることで、現実的な就職先として検討されやすくした。また、各種イベントの周知に当たってホームページやSNSに掲載するチラシのデザインも新しくし、生き生きと働く常勤弁護士のリアルな姿を伝わりやすくした。さらに、直近の採用者を対象に採用活動に関するアンケートを行い、その結果を分析検討した結果を踏まえ、今後の採用活動にいかすことができた。また、採用応募者が支援センターに提出する確認書類に、応募に当たり閲覧した媒体などについて記載する項目を設けるなどして、採用活動の効果が測定できる仕組みを作り、令和8年度以降に活用する予定である。なお、各種イベントの実施に当たっては、内容や対象、目的に応じ	
--	--	--

カ 常勤弁護士の活動に関する理解促進のため、機関紙「ほうてらす」記事内より「スタ弁がゆく」を抜粋した事例集を作成し、支援センターホームページに公開 キ 日弁連の機関紙「自由と正義」において、地域における常勤弁護士の活動を紹介する「スタッフ弁護士奮闘記-道しるべになりたくて-」を連載 ク 民間テレビ放送局が制作した常勤弁護士の活動を取り上げた映像へのリンクを支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」に掲載 ケ 全国経験交流会（【1－3】常勤弁護士の資質の向上1(4)イ）について、その一部につきマスコミや司法修習生、常勤弁護士の配置のない地方事務所長等の見学を受入れ（合計1回） コ 中央大学の法と正義の資料館（特集展示「人権を我々のものとするために」）にて、法テラスの取組やスタッフ弁護士の活動を展示 (4) 常勤弁護士への応募方法等 令和6年度に引き続き応募者（法曹有資格者を含む。）の利便性の向上を目的とし、インターネット上での応募フォームを使った応募の受付を実施 (5) 総合評価のための面接の実施 日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター職員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質にも着目した採用面接を実施 支援センターでの採用面接では、必要に応じて再面接を積極的に実施し、採用に当たり慎重な判定を行った。 (6) 内定者へのフォロー体制整備 ア 内定者に対するフォロー担当の常勤弁護士の選定 内定者ごとにフォロー担当の常勤弁護士を配置し、内定辞退を防止するとともに、常勤弁護士としてのスタートを円滑に切ることができるように内定者のサポートを行った。具体的には、希望する内定者にはフォロー担当者が所属する法律事務所を訪問してもらい、現場の雰囲気や実際の業務内容について理解を深めてもらうなどしている。 イ 内定者向けイベントを開催（合計4回） (7) 採用活動に関するアンケート 令和7年度は、直近の採用者を対象に採用活動に関するアンケートを行い、その結果を分析検討した結果を踏まえ、パンフレットの記載内容や採用活動の際に使用する説明資料の記載内容に反映した。 また、採用応募者が支援センターに提出する確認書類に、応募するに当たり閲覧	て、集合形式のほか、オンライン形式等も取り入れるなど、効果的な採用活動を行った。さらに、令和6年度に引き続き法律事務所見学会を複数回開催し、常勤弁護士の業務を直接見聞きしてもらう機会を設ける、広報誌「ほうてらす」から「スタ弁がゆく」の記事を抜粋した事例集を作成し支援センターホームページで公開する、民間テレビ放送局が制作した常勤弁護士の活動を取り上げた映像へのリンクを支援センターホームページに掲載する、全国経験交流会の一部をマスコミや司法修習生、常勤弁護士の配置がない地方事務所長等において見学できるようにするなど、常勤弁護士の活動への理解促進及び採用人数確保に向けた具体的方策を実施した。 また、令和6年度に引き続き、退職しようとする常勤弁護士に対し、その意思を尊重しつつ退職理由を丁寧に聴取し、これをきっかけに協議を重ね、個々人の事情を踏まえて適切に対応することで退職を思いとどまるに至ったことが複数あった。令和6年度から実施しているキャリア説明会を引き続き実施するとともに、常勤弁護士における働き方の選択肢を増やし、勤務を継続しやすくするため、令和7年度において、「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」の改正を行い、常勤弁護士の契約の更新回数を見直すこと	
---	--	--

した媒体等について記載する項目を設けるなど、採用活動の効果が測定できる仕組みを作り、令和8年度以降に活用する予定である。 (8) 退職者減少のための検討 令和6年度に引き続き退職しようとする常勤弁護士から退職理由を聴取し、組織改善や退職防止に向けて活用した。また、令和5年度に実施したアンケートの集計結果を検討し、以下のような取り得る対策を令和6年度に引き続き令和7年度も実施した。 ア 相談窓口等の整備・周知 イ キャリアフローを分かりやすく可視化 ウ 常勤弁護士を対象としたキャリア説明会を開催した。説明会後のアンケートでは、参加者の82%が『非常に良かった』『まあまあ良かった』と回答した。 エ 常勤弁護士における働き方の選択肢を増やし、勤務を継続しやすくするため、「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」の改正を行い、常勤弁護士の契約の更新回数の上限を見直すことで、様々な職責を伴うシニア常勤弁護士への登用希望を出すタイミングを柔軟に考えることができるようになり、常勤弁護士のキャリア選択の幅を広げた。 オ 常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程別表第1の10号以上の俸給を受ける者（法曹実務経験が10年を超えた者が相当。以下「シニア常勤弁護士」という。）について評価の基準や求められる役割の検討、意見交換を進め、ロールモデルを提示して常勤弁護士としての働き方を「見える化」することにより、キャリア選択及び勤務契約の更新の判断に資する情報を提供（シニア常勤弁護士の役割については、【1－3】常勤弁護士の資質の向上6参照。） 3 常勤弁護士の適正配置等 (1) 常勤弁護士の適正配置 ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人数の妥当性の検証 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所（支部を含む。）を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部等に対するヒアリングを実施した。 民事法律扶助事件数や国選弁護事件数のほか、司法ソーシャルワークを始めとする各地における常勤弁護士の各種役割等を踏まえ、以下の会議等で日本弁護士	で、常勤弁護士のキャリア選択の幅を広げた。安心して長期にわたり働ける組織作りを推進し、不本意な退職の発生を防ぎ、安定した人材の確保に取り組んだ結果、退職者数を17名から12名に減少させた。 3 常勤弁護士の適正配置 各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量の把握及び分析結果を踏まえ、常勤弁護士の配置人数の変更・調整を行い、配置人数の適正化に努めた。常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高いところ、関係各所との調整の結果、業務量の負担が比較的大きい法テラス佐世保法律事務所の定員を2名から3名に増員することを決定したほか、欠員状態により常勤弁護士1名体制になっていた法テラス長崎法律事務所及び法テラス可児法律事務所にそれぞれ常勤弁護士を1名ずつ配置し、2名体制に戻すことも決定し、常勤弁護士の配置の適正化を行うことができた。 また、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と定例協議の場を設	
---	--	--

連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。 配置ライン協議 9回 作業部会 10回 災害等の社会情勢にも配慮しながら、各弁護士会の体制その他の状況に関する情報について日本弁護士連合会から継続して共有を受け、同会を通じたアプローチを継続実施した。 以上の検討に加えて、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、弁護士会に対して、司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を周知・広報し、常勤弁護士の配置に向けた協議をするなどの取組を実施した。支援センターに関する日本弁護士連合会主催のブロック協議会（同会は、常勤弁護士未配置地域の弁護士会執行部役員も参加する。）での常勤弁護士による発表については、令和7年度は各地において5回実施し、活動への理解促進を図った。 また、各地方事務所において、毎年度、センター内外の資源を分析の上、地域の課題への取組を進めているところ、常勤弁護士未配置地域においては未配置であることが不利な点となるが、例えば、未配置である札幌地方事務所においては、札幌市内の各区広聴課を訪問して担当者に対して広報物の掲示を依頼するとともに、主に情報提供に関する業務説明を実施して顔の見える関係作りを行った上で、同課担当者だけでなく区役所職員全体を対象とした法テラスの業務全般に係る業務説明を実施したりすることで、業務認知度を向上させ、法テラス認知媒体を地方自治体とする情報提供件数を令和6年度の172件から、241件に伸ばした。 イ 配置人数等 令和7年度末時点における配置人数：190名 令和6年度末比：同数 第77期司法修習の時期が変更になったことの影響により令和7年4月に新スキームで8名を採用した。第78期司法修習の新スキーム採用は、令和8年4月以降に予定しており、令和7年度末時点での内定者数は10名である。その他従来スキームでの採用者が1名、中途採用者が2名いる。 ウ 事務所ごとの配置人数の検討 前記3(1)アの検証を踏まえ、業務量・必要性等に応じ常勤弁護士を適正に配置した。	けるなどして緊密に連携しつつ、地元弁護士会に対して、司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を周知・広報し、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図るなど、積極的な取組を行った。また、令和5年度には実施できなかった、日本弁護士連合会ブロック協議会における常勤弁護士からの発表については、調整の結果、令和6年度に引き続き令和7年度も行うことができた。 常勤弁護士を配置できていない地方事務所においても、自治体等関係機関への丁寧な業務説明を行うことで、自治体を認知媒体とする情報提供件数を伸ばすことにつなげるなどの成果を上げることができた。 常勤弁護士の財政的効果について、令和7年度は主に定量的評価に関する検討を行ったが、常勤弁護士が行う司法ソーシャルワーク等については活動内容が多様であり、数値化が困難な要素があるため、定量化に当たり課題が残ったものの、常勤弁護士の司法ソーシャルワーク等の取組について実態に即して評価するためには、定性的評価によることが適切であるとの結論に至り、新たな評価方法の道筋をつけることができた。 4 評価	
---	--	--

事務所ごとの常勤弁護士の配置の適正化の一環として、業務量の負担が比較的大きい法テラス佐世保法律事務所の常勤弁護士の定員を2名から3名に令和8年度から増員するため、関係各所との調整を行った。 また、欠員状態により令和5年度ないし6年度から常勤弁護士1名体制になっていた法テラス長崎法律事務所及び法テラス可児法律事務所にそれぞれ常勤弁護士を1名ずつ配置し、2名体制に戻すため、関係各所との調整を行った。 (2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握に向けて、事件数や事件の種類、常勤弁護士が情報提供等を行った件数等を踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。これらを基に分析作業を行い、令和7年度は主に定量的評価に関する検討を行った。 具体的には、常勤弁護士の財政的効果として、常勤弁護士が民事法律扶助や国選弁護等の事件を受任することによる国費の支出抑制の効果と有償事件等を受任することによる自己収入の増加の効果があるところ、それぞれの積算方法に関する検討を行った。 もっとも、常勤弁護士が行う司法ソーシャルワーク等については定量化に当たり課題が残った。すなわち、常勤弁護士はこれまで各地域の司法アクセス向上に向けた司法ソーシャルワーク等を意欲的に行ってきたが、活動内容が多様であり、数値化が困難な要素があるため、必ずしもこれらの活動は定量的に評価できるものではなかった。このような活動について、昨年度、日本司法支援センター評価委員会より「定性的に評価する枠組みを検討すべき」という指摘を受けたことから、「日本司法支援センターの第5期中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置」において「司法ソーシャルワーク等の取組を更に充実させるとともに、好事例を全国的に共有してその横展開を図る」という見直し意見が出された。このことを踏まえ、第6期中期目標において、「常勤弁護士による多様な支援の拡充」の項目を新設し、常勤弁護士の司法ソーシャルワーク等の取組について定性的に評価する枠組みが採用された。	以上のとおり、常勤弁護士は中期目標期間最終年度までに達成すべき指標に掲げた数値について、法律相談と国選弁護に関しては達成した。代理援助は指標達成に至らなかったものの、昨年度の数値を上回るなど着実な積上げがあり、かつ、指標には表れないものの、将来的に指標に掲げた数値の達成に寄与し得る各種取組にも積極的に対応したほか、常勤弁護士の確保や適正配置に向けた所定の業務に取り組んだ。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	常勤弁護士の資質の向上		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修実施回数	(参考指標)	—	41回	26回	31回	37回	※令和3年度に司法修習の時期が例年より後倒しになった影響により、令和4年度における養成中の常勤弁護士に対する研修の実施回数が例年より増加している。 (参考：令和2年度22回、令和3年度29回)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上 常勤弁護士が各種業務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。
中期計画	I・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上 民事事件、刑事事件、その他司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割を果たすのに資する研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。
年度計画	I・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上 常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という役割を適切に果たせるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどして実践的な研修を実施する。 また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修等を実施する。 さらに、常勤弁護士として豊富な経験を有する者を後進の指導・育成に関与させるメンター制度の維持・充実を図るとともに、経験の浅い常勤弁護士を組織的に支援するための体制整備を行う。 以上の取組により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。また、各研修について効果測定を行い、その結果を基に研修内容の更なる充実を図る。

主な評価指標	常勤弁護士の資質の向上に向けた取組			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料43】	評価	B	評価	
1 実践的な研修等の実施（合計37回、回数の記載のないものは1回。いずれも支援センターにおいて企画・実施したもの。） 令和7年度は、令和8年1月13日からの犯罪被害者等支援弁護士制度運用開始に伴い、その担い手となる常勤弁護士に対して制度説明の研修等を特別に実施した関係で、研修回数が増加した。 (1) 養成中の常勤弁護士に対する研修 ア 新任業務研修 支援センターの役割や各業務への理解を深めるとともに、常勤弁護士の業務に必要な基本的知識を習得することを目的として採用直後に実施する研修（集合形式） イ 定期業務研修（養成期間中全2回） 刑事事件・民事事件に関する基本的な技術を習得することを目的とした書面起案、模擬相談等の演習を行う研修（集合形式、外部講師：家事事件に精通した弁護士） ウ 刑事特別研修（養成期間中全2回） 刑事事件を処理するための基礎的知識及び技能の習得・向上を図ることを目的とした研修（集合・オンライン併用形式） エ 赴任前業務研修 支援センターの法律事務所に赴任するに当たって必要となる支援センターの各業務、司法ソーシャルワークの意義、事務所運営に関する留意事項等を再確認するための研修（集合形式） (2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修 ア パーソナリティ研修 パーソナリティに特性を有する相談者等に対応するに当たって必要となる専門的知識及び技能の習得・向上を図ることを目的とした実践的な研修（集合形式、外部講師：臨床心理士、公認心理師及び精神科医） イ 赴任2年目業務研修 労働事件演習、刑事事件演習等の実践的な研修（集合形式、外部講師：労働事	評価に至った理由		評価に至った理由	
	常勤弁護士が司法アクセス障害の解消という役割を適切に果たせるよう、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室に加え、専門的な外部講師等を招いて、常勤弁護士の能力向上のための実践的な各種研修を実施した。研修等の実施に当たっては、研修の内容や目的に応じて、集合形式とオンライン形式を使い分け、又はこれらを併用して、円滑な研修実施と研修の実を上げるための工夫を行った。 令和7年度は、令和8年1月13日からの犯罪被害者等支援弁護士制度運用開始に伴い、その担い手となる常勤弁護士に対して制度説明の研修などを特別に実施した関係で、研修回数が増加するに至ったが、必要な研修を適宜のタイミングに実施することができた。 また、常勤弁護士の業務遂行に当たっては、研究室研究員や支援室専門員による日常的な助言・指導に加え、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する支援室専門員を中心に、多様な特性のある依頼者への理解や関わり、さらには法的な支援に限らない社会資源につなげる手立て等について勉強会を実施するなどして常勤弁護士への更なる支援の充実を図			

件に精通した弁護士、大学教授及び裁判官並びに刑事事件に精通した弁護士) ウ 赴任4年目業務研修 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等に関する研修(集合形式) エ 犯罪被害者等支援弁護士制度に関する業務研修(全2回) 殺人や性犯罪等の重大事件の被害者・遺族を対象に、弁護士が刑事・民事手続を包括的かつ継続的に支援する「犯罪被害者等支援弁護士制度(犯罪被害者等法律援助)」が令和8年1月13日に運用を開始したことから、本制度の概要や民事法律扶助制度との相違点についての講義(オンライン形式) オ 講義「性犯罪加害者の心理・その支援について」 性犯罪事件の心理を理解し、再犯防止を含む弁護活動のノウハウに関する講義(集合・オンライン併用形式、外部講師:臨床心理士・公認心理師の資格を持つ弁護士) カ 講義「判断者から見た訴訟活動」 国家賠償請求訴訟に係る国側当事者の目線・思考、裁判官の目線・思考プロセス・重視する訴訟活動に関する講義(集合・オンライン併用形式、外部講師:訟務検事経験のある元裁判官) (3) 裁判員裁判に関する研修 ア 裁判員裁判事例研究研修 性犯罪の量刑が問題となる事例における証拠意見や犯情評価等をテーマとした常勤弁護士の担当事件を題材とする研修(集合・オンライン併用形式) イ 刑事弁護研修(全2回) 取調べ対応に関する研修、少年事件(捜査弁護、付添人活動)に関する研修(集合・オンライン併用形式) (4) その他の研修等 ア 全国経験交流会(全1回) 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動として、市民後見人の養成に関する取組や少年院との連携による出口支援などの活動を報告するとともに、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論をする研修(集合・オンライン併用形式)において、常勤弁護士相互で参考となる連携や具体的な事件対応等について学び、現場における事件処理等でいかすことができる技術を共有した。なお、その内容については一部につきマスコミや司法修習生、常勤弁護士の	り、常勤弁護士の資質の向上に努めた。 支援室に、犯罪被害者支援に精通する弁護士を支援室専門員として増員し体制を更に強化するとともに、令和8年度に刑事弁護に精通する弁護士を支援室専門員として増員できるように準備した。そのほか、常勤弁護士による自主的な勉強会等によって、一般的な書籍や研修では得られない常勤弁護士ならではの各地の情報や知識等を共有し、常勤弁護士の資質向上が図られている。メンター制度については、引き続き若手の常勤弁護士への支援をする一方、担当メンター及び対象者の希望による選択型メンターによる支援を令和5年度から開始してそれぞれの若手常勤弁護士のニーズに合わせた支援を実現できるようにするとともに、アンケートにより実施状況やその成果を随時確認できるようにした。 さらに、将来支援センターで中核となって職務を行う人材を育成するため、常勤弁護士を外部研修に派遣し、シニア常勤弁護士に各種研修の講師を担当させるなど、後進育成等に関与させた。 加えて、研修後のアンケートにおいて新たな項目を追加し、効果測定のための資料収集を引き続き実施した。 「季刊刑事弁護」の連載でも常勤弁護士の活動が定期的に取り上げられているところであり、刑事事件に関する研修の成果として顕著な活動が見られているといえる。	
---	--	--

配置のない地方事務所長等にも見学可能とすることにより、常勤弁護士の活動を周知する場としても有益となるよう工夫した。 イ 国際室による研修（全4回） 渉外家事事件のケース研究、在留資格のケース研究、外国人事件、特定技能・技能実習制度と労働事件の研修を実施（集合・オンライン併用形式、外部講師：外国人事件等に精通した弁護士等） ウ ブロック別研修（全16回） 全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が地方の実情に応じた研修内容を企画し運営する研修（集合形式又は集合・オンライン併用形式、外部講師：各研修内容に応じた専門家等、東北・北海道ブロックは合同で実施）において、各地の常勤弁護士の先進的な取組の共有や行政・福祉機関の業務内容についての理解や連携を深めるための検討などを行った。 （参考）常勤弁護士の自主的な研さん等 支援センターで企画・実施したものではないが、後見事件や出口支援に関わる経験や知識の共有、プレゼンテーション技術の向上を目的とするなどの様々な勉強会を常勤弁護士が自主的に執り行っている。また、グループウェアを活用し、常勤弁護士相互での指導・助言、成果の共有を日常的に行っている。 2 裁判員裁判弁護技術研究室（以下「研究室」という。）・常勤弁護士業務支援室（以下「支援室」という。）の活用 (1) 前記1(1)ないし(3)の研修の企画・実施、研修受講者へのアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施（研究室、支援室） (2) 常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関して、研究室研究員による指導・助言を実施（研究室） (3) 常勤弁護士が受任している個別の民事・家事事件等に関して、支援室専門員（弁護士及び社会福祉士・精神保健福祉士）による指導・助言を実施（支援室） (4) 支援室専門員の協働によるオンライン勉強会を実施（支援室） (5) 必要に応じて、支援センターの法律事務所を訪問しての支援を実施（支援室） (6) 支援室専門員に寄せられた相談事例のうち、参考となる事例を共有すること等を目的として、定期的（月1回）に刊行物を発行（支援室） なお、支援室に、犯罪被害者支援に精通する弁護士を支援室専門員として増員し体制を更に強化するとともに、令和8年度に刑事弁護に精通する弁護士を支援室専	また、シニア常勤弁護士の役割を明確化し、シニア常勤弁護士がこれまでの経験や知見をいかして、常勤弁護士の後進指導・育成などを行う体制の準備を行った。 さらに、養成事務所による指導体制について、令和7年度から、養成事務所ガイダンスを新たに実施し、常勤弁護士の指導を担当する弁護士と直接、説明協議を行う場を設け、常勤弁護士の指導について相談協力する体制を強化するに至った。また、養成中の常勤弁護士が毎月作成する研修状況報告書書式を改訂して、養成中に最低限経験すべき必須の事件類型を明記し、養成中の常勤弁護士が経験する事件タイプの均質化に努め、養成中の常勤弁護士の資質の向上を図ることができた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
--	---	--

門員として増員できるように準備した。 3 常勤弁護士の外部派遣研修 法務省研修（大臣官房司法法制部）：1名（約9か月間） 4 メンター制度 赴任1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制でメンターとして定期的な手持ち事件の棚卸し、事務所運営や人間関係、キャリアの相談等の支援を実施した。 メンターによる支援方法の在り方について令和5年度に意見交換を実施した結果、令和6年1月からメンター制度を一部改訂し、対象者にとって必須となる担当メンター及び対象者の希望による選択型メンターによる支援を実施している。また、担当メンターの実施状況について把握するため、令和6年9月から定期的なアンケートを実施している。 5 研修の効果の把握 実施した研修が常勤弁護士の資質の向上に寄与したかどうかを確認するために実施したアンケートでは、従前から継続的に実施している研修については、74.6%の受講生が「非常に有益だった」と研修を評価している。令和7年度に新たに実施した研修（犯罪被害者等支援弁護士制度に関する業務研修を含む。）については、受講生の49.9%が「非常に有益だった」、44.7%が「有益だった」と研修を評価している。新制度の研修として制度説明が主となったことで、アンケートでは、犯罪被害者支援に関する案件を受任した場合の実務的な対応についての不安が残っていることが読み取れたため、令和8年度に新たに犯罪被害者支援の実務に関する研修を実施する予定である。 なお、犯罪被害者等支援弁護士制度に関する業務研修の実施を踏まえ、「常勤弁護士による犯罪被害者等法律援助の業務手順」の作成作業に着手し、担い手となる常勤弁護士の理解醸成に努めた（【5－19】内部統制の確実な実施1(2)参照）。 また、今後の研修の改善に役立てるため、過去に受講した研修に関するアンケートの項目の追加を行い、実際の業務において「どのような研修がどのような場面で役立ったか」についてデータの収集を引き続き実施した。その結果を、講師を選定する際の参考とするほか、これまで事例検討を中心としていた研修内容を法改正や制度の解		
--	--	--

説に重点を置いた内容に再構成を図るといった工夫につなげている。 そのほか、裁判員裁判事例研究研修では、研修終了後に常勤弁護士が担当事件に関するレポートを作成しているところ、それに対して研究室研究員による解説が加えられたものが「季刊刑事弁護」に定期的に掲載されており、研修の内容や結果が常勤弁護士のみならず、刑事弁護に取り組む一般の弁護士にも広く周知され、業務の参考とされた。 6 シニア常勤弁護士の役割 シニア常勤弁護士の役割を明確化し、上記4のメンター制度のほか、エリア内の法律事務所における事務所運営や事件処理状況などの調整等を担うエリアコーディネーター、常勤弁護士の業務等に関する個々の課題を検討し対応するワーキングチームをシニア常勤弁護士の役割の一部と整理した。令和8年4月1日付で常勤弁護士に周知できるように準備した。 7 養成事務所による指導体制 新スキーム（司法修習終了後直ちに採用し、支援センターにおいて養成を行う枠組み）により新規採用された常勤弁護士については、法テラスの各地方事務所に配属されるが、外部の一般の法律事務所（養成事務所）に1年間勤務し、民事法律扶助事件や国選弁護事件等の事件処理をOJTで行うことにより研鑽を積むこととしている。 養成の状況は、養成中の常勤弁護士及び養成事務所の双方から定期的に提出される報告書により把握されるところ、令和7年度から、これに加えて養成事務所ガイダンスを新たに実施し、常勤弁護士の指導を担当する弁護士と直接、説明協議を行う場を設けた。 また、養成中の常勤弁護士が毎月作成する研修状況報告書書式を改訂して、養成中に最低限経験すべき必須の事件類型を明記し、養成中の常勤弁護士が経験する事件類型の均質化に努めた。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	一般契約弁護士・司法書士の確保		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
民事法律扶助契約 弁護士数	(参考指標)	—	24,293人	24,418人	24,408人	24,362人	(参考情報) 令和3年度：24,056人	
民事法律扶助契約 司法書士数	(参考指標)	—	7,555人	7,571人	7,566人	7,598人	(参考情報) 令和3年度：7,525人	
国選弁護士契約弁 護士数	(参考指標)	—	31,755人	32,073人	31,863人	32,420人	(参考情報) 令和3年度：30,950人	
国選付添人契約弁 護士数	(参考指標)	—	16,150人	16,299人	16,162人	16,305人	(参考情報) 令和3年度：15,909人	
被害者参加弁護士 契約弁護士数	(参考指標)	—	5,756人	5,837人	5,897人	5,991人	(参考情報) 令和3年度：5,631人	
DV等被害者援助 弁護士数	(参考指標)	—	2,263人	2,333人	2,382人	2,441人	(参考情報) 令和3年度：2,198人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
中期計画	I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 多様な司法アクセスニーズに応える必要があることを踏まえ、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
年度計画	I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて新規登録弁護士等に対する説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。

主な評価指標	一般契約弁護士・司法書士の確保			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料18、19、28、29、35、36、48】	評価	B	評価	
1 民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保	評価に至った理由		評価に至った理由	
日本弁護士連合会が、新規登録弁護士など、これから民事法律扶助事件を取り扱おうとする弁護士や民事法律扶助事件の取扱い経験が少ない弁護士等を対象として企画した民事法律扶助制度に関するeラーニング研修へ講師を派遣して、民事法律扶助業務の周知及び利用の促進を図った。 また、令和6年度の分析で、近年の解約者数に増加傾向は見られず、新規契約者数の減少等の他の事情によるものと分析するに至ったことから、令和7年度は、地方事務所（支部を含む。以下同じ。）において、新規登録弁護士・司法書士、司法修習生及び学生を対象に、民事法律扶助制度をテーマにした業務説明、研修、法教育等の契約弁護士等の確保のための取組を積極的に行うことを推進した。これを受け、地方事務所においては、弁護士会・司法書士会と連携しつつ、新規登録弁護士・司法書士、司法修習生及び学生を対象に、支援センターの業務に関する説明会や協議会、研修、講義を実施するなどした。 →民事法律扶助契約弁護士数：令和8年4月1日時点 24,362名 (令和7年4月1日時点から46名減少) 民事法律扶助契約司法書士数：令和8年4月1日時点 7,598名 (令和7年4月1日時点から32名増加)	業務実績欄に記載のとおり、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関と連携しつつ、説明会や研修、協議会・意見交換を実施し、契約弁護士又は未契約の新規登録弁護士を対象として説明資料を配布するなどして、一般契約弁護士・司法書士の確保を図った結果、民事法律扶助契約弁護士はわずかに減ったものの令和6年度と同水準の人数を確保し、民事法律扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士は増加し、いずれも十分な契約者数を確保した。また、援助実績の伸びを踏まえ、地方事務所（支部を含む。以下同じ。）において弁護士会と担い手確保に関する協議等を実施した結果として、被害者参加弁護士契約弁護士、DV等被害者援助弁護士の人数はいずれも令和6年度より増加した。 民事法律扶助契約弁護士については、近年の弁護士の活動領域が広がっており、日本弁護士連合会の統計によると、企業内弁護士や任期付公務員といった組織内弁護士が増加し続けているところ、これらの弁護士は一般的に民事法律扶助の利用者個人の法律事務を取り扱えないと考えられるため、契約弁護士の確保は			
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保				
地方事務所において、契約弁護士又は未契約の新規登録弁護士を対象として国選弁護等関連業務の周知のための説明会や協議会（弁護士会との共催を含む。）を開催したり、同業務周知のための説明資料の配布を行ったりなどして、同業務制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。 →国選弁護人契約弁護士数：令和8年4月1日時点 32,420名 (令和7年4月1日時点から557名増加) 国選付添人契約弁護士数：令和8年4月1日時点 16,305名 (令和7年4月1日時点から143名増加)				

3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士の確保 (1) 日本弁護士連合会との協議の場において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、被害者参加人のための国選弁護制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。 →被害者参加弁護士契約弁護士数：令和8年4月1日時点 5,991名 (令和7年4月1日時点から94名増加) うち女性弁護士数：令和8年4月1日時点 1,473名 (令和7年4月1日時点から46名増加) (2) 日本弁護士連合会との協議の場において、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員及び子どもの権利委員会委員に対し、DV等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、DV等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、DV等被害者法律相談援助制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。 →DV等被害者援助弁護士数：令和8年4月1日時点 2,441名 (令和7年4月1日時点から59名増加) うち女性弁護士数：令和8年4月1日時点 844名 (令和7年4月1日時点から19名増加) 4 サービスの質の向上 (1) 民事法律扶助業務 前記1の講習会や説明会、協議会、研修（弁護士会等主催）において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対するより深い理解を求めることで弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。 (2) 国選弁護等関連業務 ア 研修、協議会、説明会等の実施 地方事務所において、延べ128回、国選弁護等に関連した研修、協議会、説明会等を実施した（弁護士会等との共催を含む。）。その内容としては、新規登録弁護士を対象とした国選弁護・国選付添制度の研修や裁判員裁判の弁護活動に関する説明会、犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置がとられた事件や休日国選における指名通知業務の運用に関する協議会等であった。	より一層難しい状況になっている。このような状況の中で、本部においては左記のとおり、令和6年度の分析を基に地方事務所に対策を講じるよう促した。 こうした対策や、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質を向上させるため、地方事務所においては、新規登録弁護士・司法書士、司法修習生及び学生を対象に、民事法律扶助業務に関する説明会や協議会、研修、講義を実施した。また、国選弁護等関連業務や犯罪被害者支援業務に関しても、契約弁護士又は未契約の新規登録弁護士を対象として犯罪被害者等法律援助制度も含めた研修、説明会及び協議会を実施し、契約弁護士の増加についての理解を求めた。また、当該機会を通じて各制度を周知することで、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図った。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
--	--	--

イ 報酬請求に関する規程等の周知 諸規程の正確な理解が的確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるため、地方事務所において契約弁護士又は未契約の新規登録弁護士に対し、国選弁護人等に支給すべき報酬等の算定の基礎となる報告書の作成上の留意事項、令和6年3月28日法務大臣認可に係る変更後の契約約款の概要等の周知を行ったほか、本部において同契約約款の変更内容を反映した資料配布を行った。 (3) 犯罪被害者支援業務 地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度、DV等被害者法律相談援助、犯罪被害者等法律援助といった各種援助制度に関連する法律業務につき、以下の取組を実施した。 ・ 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加 ・ 地方事務所主催の説明会、協議会等の実施 ・ 地方事務所・弁護士会共催による研修、説明会、協議会等の実施		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	事務所の存置等		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。 【困難度：高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、困難度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張所数	(参考指標)	—	5か所	5か所	5か所	5か所	(参考情報) 令和3年度：5か所（うち2か所が被災地出張所）
扶助・国選対応地域事務所数	(参考指標)	—	3か所	3か所	3か所	3か所	(参考情報) 令和3年度：3か所
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	34か所	34か所	34か所	34か所	(参考情報) 令和3年度：34か所

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(3) 事務所の存置等 事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、以下のとおり、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行う。 また、事務所の施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に照らし、高齢者や障害者等に対する合理的配慮を的確に行う。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大・大規模な自然災害発生等の緊急時における業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方について見直しを進める。 東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における法的ニーズ等を踏まえ、必要な見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所 司法過疎地域事務所の設置については、地元弁護士会等と協議を行うなどして設置の要否等について検討を行うとともに、引き続き、設置基準を設定した上で、その検討過程を明らかにする。また、常勤弁護士を除く登録弁護士数や一般契約弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置された意義・効果等に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。
中期計画	I・2(3) 事務所の存置等 事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃貸する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した職員の対応や情報提供等の環境整備を進める等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害等の発生に伴う緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。 また、法テラス震災特例法が令和3年3月31日を限りに効力を失った後も設置を継続することとした東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所

	司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。 なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。
年度計画	I・2(3) 事務所の存置等 事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃借する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した環境整備を進めるため、職員に対し、利用者への対応に関する研修を受講させる等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進するとともに、令和6年度中に実施した、全地方事務所（支部を含む。）に対する、合理的配慮に資するデジタル技術を活用したコミュニケーションツール等の整備に関する実態調査を基に、有用なツールの導入の可否を検討する。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害発生時等の緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況のほか、事務所の維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所 司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性、地元住民からの需要等の要素を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。 なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

主な評価指標	事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料5】		評価	B	評価
1 高齢者・障がい者等に対する合理的配慮を行うための取組等		評価に至った理由		評価に至った理由
高齢者・障がい者等の来所に配慮するため、バリアフリー情報を支援センターホームページ上に引き続き掲載し適宜更新した。 佐渡地域事務所について、エレベーターのない建物の2階に事務所が設置されていたところ、高齢者・障がい者等が来所しやすいよう1階に移転した。また、下記2記載の東京法律事務所及び上野出張所を統合しての移転に関しても、車いす利用者が単身で来所相談ができることを意識したレイアウトとした。 合理的配慮に資するデジタル技術を活用したコミュニケーションツールとして、聴覚障がい者等への情報提供の機会を拡充するため、ホームページ上で、チャットボット及び有人チャットにより音声を紹介さない方式で情報提供を引き続き行った（【3-15】事業の効率化2(1)参照）。 また、令和6年度に実施した全地方事務所（支部を含む。）を対象とする高齢者・障がい者等とのコミュニケーションツール等の整備に関する調査の結果を踏まえ、要望が多かった対話支援機器を地方事務所に配備した。これにより、聴力に不安のある方が窓口での情報提供や法律相談で使用することで、スムーズにコミュニケーションが取れるようになった。一方、窓口で同機器を使用することで相談の秘匿性が保たれないおそれのあることが判明し、今後の更なる配備については検討することとなった。 さらに、改正障害者差別解消法に対する理解を深めるとともに、障がいを持った利用者への接遇スキルを向上させるため、本部主導により、新入職員、新たに管理職相当となった職員に対する研修を行ったほか、令和7年度も引き続き本部職員数名がサービス介助士の資格を取得するなど、合理的配慮を的確に行うための取組を行った。		高齢者、障がい者等への配慮については、ホームページで各事務所のバリアフリー状況の確認を可能とすることで、高齢者・障がい者が来所する際の不安の解消につなげた。また、高齢者・障がい者等が来所しやすいよう、佐渡地域事務所を2階から1階に移転したほか、東京法律事務所及び上野出張所を統合しての移転におけるレイアウトにおいてもこの観点を意識した。 デジタル技術を活用したコミュニケーションツールとして、ホームページ上でチャットボット及び有人チャットによる情報提供を行い、聴覚障がい者等に対し、音声を紹介さない方式で即時に情報提供を受けることを可能にした。 また、地方事務所において、合理的配慮に資するデジタル技術を活用したコミュニケーションツール整備に関する実態調査結果を踏まえ、対話支援機器を地方事務所に配備した。さらに、職員に対する各種研修の実施、職員におけるサービス介助士の資格の取得など、合理的配慮に資する取組を的確に行った。		
2 出張所		出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努めるとともに、必要な見直		

京法律事務所を統合して上野地域の同じ建物・フロアに移転した。その結果、上野出張所において東京法律事務所の常勤弁護士から業務上の助言が得られるとともに、東京法律事務所において民事法律扶助の審査に当たる対応の依頼等を上野出張所にスムーズに行うことができるようになった。また、利用者にとっても、上野出張所における常勤弁護士担当のセンター相談から、事件受任、終結に至るまでが同じ場所で行うことができるようになり利便性が増した。 東日本大震災の被災地への設置を継続した2か所の出張所については、令和8年で震災発生から15年が経過し、震災対応拠点としての一定の役割を果たしたことから、令和8年末で業務を終了し、閉鎖する方針を決定した。 上記方針について、地元の弁護士会や司法書士会、自治体など関係機関へ訪問の上、説明を行った。 3 扶助・国選対応地域事務所 扶助・国選対応地域事務所が設置された地域における一般契約弁護士数の増加状況等のほか、常勤弁護士の業務量等を踏まえて検討を行った結果、依然として扶助・国選対応地域事務所を存置する需要が見込まれることから、令和7年度中の扶助・国選対応地域事務所の統廃合の必要はないとの結論に至った。 4 司法過疎地域事務所 常勤弁護士の配置に関連して司法過疎地域事務所の新規設置、存続及び統廃合の要否について、全地方事務所（支部を含む。）から各地の実情を踏まえた意見を聴取するとともに、司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出する作業を行った。そして候補地を最終選定する際の比較分析の段階において、地元住民からの需要等の要素を踏まえた検討を行った。 上記各結果を踏まえ、日本弁護士連合会との間で、以下のとおり、司法過疎地域事務所の設置、存続及び統廃合について協議・検討した。なお、この他にも、必要に応じて柔軟迅速に対応を行うため、適宜協議を開催している。 配置ライン協議 9回 作業部会 10回 上記検討過程において、具体的に設置等を検討すべきとなった地域については、日本弁護士連合会が地元弁護士会と適宜協議を実施したほか、支援センター本部において、地方事務所との間で協議を実施し、関係機関との調整の進行方法等につい	しに向けた検討を行い、東京地方事務所上野出張所の移転（東京法律事務所と統合）を実施した。被災地出張所については、被災地におけるニーズや復興の状況等諸事情を踏まえ、令和8年度に閉鎖する方針を決定した。 扶助・国選対応地域事務所については、地域の実情や常勤弁護士の業務量等を踏まえて検討を行った。 司法過疎地域事務所については、全地方事務所（支部を含む。）からの意見聴取結果を踏まえつつ、あらかじめ設定した司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出した上で、日本弁護士連合会との間での継続的な協議を実施するとともに、必要に応じて地方事務所等との協議を実施し、支援センター本部で諸要素を総合勘案した結果、新たに司法過疎地域事務所の設置に向けて具体的な場所を定め、関係各所との調整を実施するに至った。 以上のとおり、高齢者・障がい者等に対する合理的配慮の観点から、事務所へのバリアフリー環境の整備、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実及び職員の対応力向上に係る各種取組を着実に実施した。また、出張所、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、それぞれの地域のニーズ、業務量、コスト等を踏まえつつ、統合、移転、閉鎖や新設の検討・実施を進め、事務所配置の適正化及び業務	
---	--	--

て綿密に連携を取るべくやり取りを行った。 以上の協議・検討の結果、国選弁護等関連事件による地元弁護士への負担や地域の民事法律扶助の利用状況、他地域と比較して算出した有償事件の収益の見込み等から、設置の必要性が高いと判断した1か所（令和6年度とは別の地域）について、関係各所との調整を実施するに至った。	継続体制の確保に向けた見直しを行った。これらにより、事務所の在り方の見直し及び利用環境の改善の両面において計画に沿った取組を推進したものであり、所期の目標を達成したものと考えている。	
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	司法アクセス拡充のための体制整備		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
各地方事務所において地方協議会を 毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	(参考情報) 令和3年度：50地方事務所
人口1,000人 当たりの民事法律 扶助に基づく法律 相談の実施件数が 年度計画で定める 件数以上の自治体 の数	左記の実施件数 が、次の条件を 満たす自治体の 数を中期目標期 間を通じて増加 させる。 ①令和3年度時 点1.5件未満の 自治体（564か 所）については 1.5件以上 ②同時点1.5件 以上2件未満の 自治体（411か 所）については 2件以上	—	① 149か所 ② 111か所	① 209か所 ② 124か所	① 199か所 ② 112か所	① 193か所 ② 124か所	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・3 司法アクセス拡充のための体制整備 関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、指定相談場所における相談、巡回・出張相談による法律相談体制の整備、ケース会議への出席体制の整備等を含め連携をいかした具体的取組の推進により、地域の実情に応じた司法アクセス拡充のための体制整備を図る。なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。 【指標】 ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が年度計画で定める件数以上の自治体の数を、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	I・3 司法アクセス拡充のための体制整備 本部及び各地方事務所において、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進し、司法アクセス拡充のための体制整備を行う。 なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。
年度計画	I・3 司法アクセス拡充のための体制整備 (1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。 (2) また、本部は、各地方事務所が地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行えるように、各種データの分析、各地域における取組事例の共有、研修、体制整備を促進させる資料や動画等のコンテンツの作成、関係機関に対する広報等を行う。 各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知した上で、参加者からの意見を聴き、司法アクセスに関する地域のニーズ等を把握して業務運営の参考とする。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数に加え、オンラインによる開催等開催方法についても工夫し、特に議題については、在留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものや、司法アクセス拡充のための体制整備の推進に資するものとする。参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。 また、本部との連携の下、司法アクセスの地域課題と利用し得る支援センター内外の資源の分析、地域課題の解決策と行動計画の策定をワークシート等を用いて行った上で、地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行う。実施に当たっては、地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化、指定相談場所相談、巡回・出張相談・電話等相談の活用、司法ソーシャルワークの実施を始めとする体制整備の各手段（電話・オンラインによるものを含む。）を有機的に活用する。 以上の結果として、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数が、令和3年度時点1.5件未満の自治体については1.5件以上、同時点1.5件以上2件未満の自治体については2件以上となる自治体の数を、令和6年度よりも増加させる。

- | | |
|--|---|
| | <p>(3) 令和5年12月に制定された「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）や、令和6年1月19日に開催された「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」における取りまとめ「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」等を踏まえ、「靈感商法等対応ダイヤル」における相談対応を引き続き行うとともに、特定不法行為等被害者特例法を適切に運用する。</p> <p>今後も、社会的に問題が指摘されている諸課題に適切に対応し、国民の司法アクセス拡充を図る。</p> |
|--|---|

主な評価指標		司法アクセス拡充のための体制整備に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績		自己評価				
業務実績等報告書（資料編）：【資料44、45、46、47、57】		評価	A		評価	
1 司法アクセス拡充のための体制整備		評価に至った理由		評価に至った理由		
(1) 本部における取組		1 「旧統一教会」等への対応について 支援センターは、令和7年度も引き続き対応ダイヤルの運営を行い、各種関係機関・団体等との緊密な連携を基に、「旧統一教会」問題及びこれと同種の問題に関する問合せに対して適切な相談窓口等を案内するなど、問題解決を図るために必要な対応を行った。また、相談対応者らが被害者等の心情等の理解を深めることができるよう、元信者、宗教2世・3世及びアドバイザーの方々の知見等を活用した研修、座談会及び意見交換会を実施し、相談・支援体制の強化を図った。 令和8年3月4日、東京高等裁判所において、「旧統一教会」に対する東京地方裁判所の解散命令決定を維持する旨の決定がなされた後は、迅速に、清算手続開始後の支援の在り方について法務省と協議し、適切な情報提供体制の検討・整備を図った。 上記の活動に加え、政府における犯罪被害者等施策推進会議決定等を踏まえ、警察庁及び各警察本部との連携を継続し、「靈感商法等の被害者」だけでなく「犯罪被害者等」も対象として、より総合的・一体的な相談対応を行うべく、弁護士、警察官、心理専門				
ア 関係機関連絡協議会の開催						
本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した（集合形式により2回開催）。						
イ 各種データの整理						
① 地図による可視化						
自治体別の人口当たりの民事法律扶助の件数等を地図で可視化したデータを作成するとともに、各地方事務所等においてもデータをソフトウェア上で容易に確認できるようにした。						
② 指標達成状況の把握						
自治体別の人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談件数の推移を確認するシート及び前月末までの実績に基づき、年度末時点の指標達成見込みを示す資料を毎月作成し、支援センター内に周知した。						
③ 体制整備に関する活動の把握						
各地方事務所が行う地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の取組について、その効果を横断的に確認するためのシートを作成した。						
ウ 取組事例の共有						
① 事例集の作成						
各地方事務所が作成した体制整備に関するワークシート（後記1(2)イ参照）を編集し、取組事例の共有を行うための事例集を作成した。						
② 情報交換会等の開催						
地方事務所の職員を対象にケース会議弁護士派遣モデル事業（後記1(2)ウ参照）をテーマにした情報交換会を複数回開催したほか、地方事務所の所長及び事務局長が参加するブロック別協議会において、同事業に係る取組事例を紹介した。						
エ 研修						

① データ利活用の研修 データの可視化・利活用に関する実習を通じて、地域戦略等の施策を進めるに当たってのデータ活用方法や、より効果的なデータの可視化の仕方を考えるなどの職員向け研修を実施した。 ② チラシ作りに関する研修 地域戦略の施策を進めるに当たって、より有効なツールとなるよう、メッセージを効果的にアピールするチラシ等資料作りに関する研修を実施し、職員のスキル向上を図った。 オ コンテンツ作成・関係機関に対する広報 ① 白書 令和6年度版法テラス白書では、「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への対応」と題した特集を掲載した。その中では、支援センターが移動相談車両「法テラス号」による無料相談会の開催等を通して、関係機関・団体と連携し、被災地・被災者支援に取り組んできたことを紹介した。あわせて、実際に連携した社会福祉協議会（地域支えあいセンター）や弁護士の方々等の寄稿も掲載した。また、「ワンストップ相談会における取組」と題したトピックも掲載し、弁護士、心理専門職、社会福祉士、警察等と連携して、各種のワンストップ相談会を全国各地で実施したことを報告した。 ② コンテンツ一覧の作成 地方事務所が広報活動に利用できるコンテンツを容易に見つけられるようにするため、広報用コンテンツ（チラシ、スライド、動画等）の用途、掲載場所等を一覧にして地方事務所に共有した。 ③ 講師派遣 厚生労働省の実施する「令和7年度生活保護担当ケースワーカー全国研修会」において、常勤弁護士が講師を務め、債務整理の概要及び支援センターの業務説明を行った。 ④ YouTube動画 市民向け及び関係機関向けに制作したYouTube動画を通じて、支援センターの業務や連携のメリット等の周知を図った。主な動画の令和7年度における再生回数は以下のとおりである。 ・ 3分で解説！法テラスの使い方 20,075回 ・ 3分で解説！債務整理のキホン 574回 ・ 3分で解説！養育費請求のしかた 392回 ・ 3分で解説！離婚手続のキホン 916回	職、社会福祉士等が相談を受けるワンストップ相談会及び電話相談会を全国で11回開催し、様々な被害に遭われた方への効果的な支援を実施した。 さらに、特定不法行為等被害者特例法に基づく「特定被害者法律援助業務」を引き続き適切に運用した結果、その援助実績は、特定被害者法律相談援助、特定被害者代理援助及び民事保全手続に係る援助に附帯する担保の提供のいずれも、前年度を上回った。 このように、継続的な「旧統一教会」問題への対応に加えて、令和7年度も引き続き警察と連携し、「旧統一教会」の被害者対応にとどまらない、極めて実効的な犯罪被害者等への司法アクセス拡充の取組を推進することができた点は、高い評価に値すると考える。 2 社会的に問題が指摘される課題への対応 社会的にも大きな関心を集める課題への対応として、前記の対応ダイヤル等の取組は高く評価されるものと考えられるが、支援センターは、それ以外にも各種関係機関・団体等と連携してワンストップ相談会を開催しており、利用者に協力を依頼して実施したアンケート調査の結果をも踏まえて、取り扱うテーマのみならず開催場所や開催時の体制を検討し、①ひとり親家庭等に対する支援として、面談に加えてオ	
--	--	--

・ 福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方 173回 ・ セーフティネットとしての法的支援 214回 ・ 法テラスの使い方～地域福祉機関との連携～ 607回 ・ 上手な法的支援の使い方 福祉と司法の座談会 980回 カ 個別相談会の開催 地方事務所職員を対象に、各地方事務所の作成したワークシート及び各種データを地図化したソフトウェアを用いて、各地域における司法アクセス拡充の方策を検討する個別相談会を複数回開催した。 (2) 各地方事務所における取組 ア 地方協議会の開催 ① 開催状況 全国の50地方事務所において合計65回開催した。 ② 開催に当たり工夫した点等 地方協議会の開催に当たっては、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るべく、連携先となる福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けるとともに、支援センターにおける業務や昨今の問題をテーマとした。 (主な協議会のテーマ) ・ 犯罪被害者支援制度について (36回) ・ 高齢者・障がい者支援について (21回) ・ 司法ソーシャルワークについて (21回) ・ 特定援助対象者法律相談援助について (20回) ・ 常勤弁護士の活動報告について (16回) ・ ひとり親支援の拡充について (5回) ・ 外国人対応について (5回) ・ DV等被害者法律相談援助について (4回) 開催形式については、集合形式だけでなく、複数の地方事務所においてオンライン形式又は集合・オンライン併用形式で開催し、遠方からでも参加しやすくしたほか、協議会のテーマに沿った事前のアンケートを行う、集合形式の場合は少人数でのグループ討議を行うなど、活発な意見交換がなされるよう工夫を講じた。 また、実施結果及び聴取した意見等を踏まえて、新たな連携の在り方を検討した。 ③ 参考となる取組・事例の共有 司法アクセス拡充のための体制整備に参考となる各地の取組・事例について	ンラインと電話での相談枠も設けるなどしたワンストップ相談会を全国で4回開催し、②若年者等に対する支援として、「闇バイト」問題に悩む本人等が全国どこからでも無料で弁護士や社会福祉士に相談できる「闇バイト脱出のための電話相談会」を2回開催するなど、近時の社会問題に迅速かつ適切に対応したことは、評価に値するものとする。 加えて、東京都が設置した青少年・若者を対象とした総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の利用者を適切な法律支援につなげるため、支援センターと東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会との間で、連携に関する覚書を締結し、福岡市のいわゆる「警固界限」における若年者を支援するため、福岡県や福岡県警察と連携し、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者支援に関する講演や意見交換を実施するなど、行き場のない若年者等の支援に向けた取組を行い、国民の司法アクセス拡充につなげる体制を構築したことも高く評価できるものとする。 3 各地域における司法アクセス拡充 司法アクセス拡充のために、本部において、関係機関連絡協議会等により関係機関と緊密な連携を図るなどしたほか、地方事務所が関係機関との連携	
--	--	--

は、支援センター内のネットワーク上で共有した。 イ ワークシートによる体制整備の計画検討と実施 各地方事務所において、司法アクセスの地域課題と利用し得る支援センター内外の資源の分析、地域課題の解決策と行動計画の策定を、ワークシート等を用いて行った上で、業務説明や広報活動を通じて自治体等の関係機関との連携・協力を図りつつ、各地域の司法アクセスに関する優先課題の解消に取り組んだ。 ウ ケース会議弁護士派遣モデル事業 関係機関の主催するケース会議に弁護士を派遣し、その費用を支援センターへの寄附金から支出する事業を、令和6年度に引き続き12地方事務所において試行的に行った。各地方事務所においては、自治体等の関係機関への業務説明及び広報・周知を行い、派遣実績は284件であった。 同事業の試行により自治体の事業化・予算化につながった事例集を作成して参加地方事務所と共有し、弁護士派遣の有効性や必要性が自治体に効果的に理解されるような説明方法等を地方事務所と協議した。 エ 法律事務所の移転 令和7年4月に東京法律事務所（新宿区）と上野出張所を統合した上で上野地域へ移転した。これまでは、都内西側（新宿区・立川市）を中心に法テラスの法律事務所が設置されており、都内東側の関係機関との連携に距離的な課題があったが、新宿区にある東京法律事務所が上野地域に移転することにより、都内東側に所在する自治体や福祉機関と連携をスムーズに取ることが可能になった。また、都内の法テラスの法律事務所が立川と上野の2拠点となることで、都内全域を満遍なくカバーできるようになった。 (3) 指標の達成状況 以上の取組の結果、中期目標上の指標の達成状況は、次のようになった。 ア 令和3年度時点1.5件未満の自治体564か所のうち、117か所（令和6年度112か所・4.5%増）が1.5件以上2未満に、76か所（令和6年度87か所・12.6%減）が2件以上となった（これらの合計は193か所（令和6年度199か所・3.0%減））。 イ 令和3年度時点1.5件以上2件未満の自治体411か所のうち、124か所（令和6年度112か所・10.7%増）が2件以上となった。 (4) 指標外の参考数値 令和3年度時点2件以上の自治体921か所のうち、133か所（令和6年度147か所・9.5%減）が1.5件以上2件未満に、87か所（令和6年度77か所・13.0%増）が	を図ることを下支えするために各種データの整理、体制整備に関する取組事例の共有、データ利活用についての研修及び各地域における司法アクセス拡充の方策を検討する個別相談会を行った。これらの取組においては、例えば、年度末時点の指標達成状況見込みを示す資料の作成・周知、ケース会議弁護士派遣モデル事業に係る取組事例の全地方事務所間での情報共有、広報用コンテンツ検索性向上のための一覧の作成等、これまでの実績を踏まえた創意工夫を盛り込んだ。 地方事務所においては、地方協議会を全国の50地方事務所全てにおいて合計65回開催し指標を達成した。また、司法アクセス拡充のために、地域課題を分析し、優先課題を解消する取組や、関係機関主催のケース会議に弁護士を派遣する取組を行った結果、中期目標上の取組対象である975の自治体のうち、317の自治体において、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数の区分が上昇した。これは区分上昇自治体数が特に多かった令和5年度における区分上昇自治体数（333自治体）にわずかに（16自治体）及ばなかったが、令和6年度における区分上昇自治体数（311自治体）を上回り、令和3年度から相当数増加させた状態を維持できている。 令和4年度の評定において「人口
--	--

1.5件未満となった。また、令和3年度時点1.5件以上2件未満の自治体411か所のうち、112か所（令和6年度131か所・14.5%減）が1.5件未満になった。 なお、令和6年1月1日に施行された静岡県浜松市の行政区再編により、令和3年度時点2件以上の自治体及び同1.5件以上2件未満の自治体が1か所ずつ、同1.5件未満の自治体が2か所、それぞれ減少した。 以上の結果、各区分に相当する自治体の数は次のように変化した。 （2件以上の自治体） 921か所（令和3年度）から900か所（令和7年度）に減少（2.3%減） ※ 令和6年度（895か所）に対し、5か所（0.6%）増加 （1.5件以上2件未満の自治体） 411か所（令和3年度）から424か所（令和7年度）に増加（3.2%増） ※ 令和6年度（426か所）に対し、2か所（0.5%）減少 （1.5件未満の自治体） 564か所（令和3年度）から568か所（令和7年度）に増加（0.7%増） ※ 令和6年度（571か所）に対し、3か所（0.5%）減少 2 靈感商法等に関する取組 (1) 靈感商法等対応ダイヤルの運営 特定施策推進室では、「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、靈感商法等対応ダイヤル（以下「対応ダイヤル」という。）の運営を継続した。対応ダイヤルでは、国内外から、電話及びメールにより、「旧統一教会」問題及びこれと同種の問題に関する問合せを受け付け、特定施策推進室にこれらの問題に経験や理解のある弁護士のみならず、公認心理師や臨床心理士（以下「心理専門職」という。）等を配置してその知見を活用しつつ適切な相談窓口等を案内し、金銭的トラブル、心の悩み等の多様なニーズに的確に対応できるように、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団（以下「弁護団」という。）、全国靈感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等と緊密に連携しながら必要な対応を行った。対応ダイヤルには、令和4年11月から令和8年3月末までに累計13,323件（令和4年度3,796件、令和5年度4,441件、令和6年度2,523件、令和7年度2,563件）の相談が寄せられ、このうち「旧統一教会」を相手方とするものは累計2,801件（令和4年度754件、令和5年度861件、令和6年度525件、令和7年度661件）であった。	1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が2件以上の自治体数が減少し、同実施件数が1.5件未満の自治体数が増加した点は今後の課題」と指摘された点について、令和7年度において、令和3年度との比較においては、2件以上の自治体数は減少、1.5件未満の自治体数は増加となったが、令和6年度との比較においては、2件以上の自治体数は増加、1.5件未満の自治体数は減少に転じた。相談件数の水準等に表れる関係機関との連携関係の度合いを、担当者の変更等にかかわらず継続して維持・発展させていくために、関係機関との連携スキームの中に定期的な意見交換会の実施を織り込むなどの方策について、引き続き検討し、対処していくこととした。 4 まとめ 以上のとおり、地方協議会の開催に係る指標を達成し、また区分上昇自治体数の合計は令和6年度を上回り、所期の目標を達成しているものと考えられる。 これに加え、社会的にも大きな関心を集める課題への対応として、前記の対応ダイヤル等の取組を解散命令決定等の進捗に合わせて、随時、迅速に対応したほか、ワンストップ相談会の開催等においては、利用者のアンケート等を実施するなど、効果測定と結果分	
---	--	--

また、令和8年3月4日、東京高等裁判所において、「旧統一教会」に対する東京地方裁判所の解散命令決定を維持する旨の決定がなされたことに伴い、「旧統一教会」の清算人が清算法人の財産に対する管理権限を有し、「旧統一教会」に損害賠償等を求める場合は、清算人に対し債権を申し出ることが必要とされることになったため、清算手続開始後の支援の在り方について法務省と協議し、債権申出手続の詳細が明らかとなり次第速やかに支援センターホームページで参考情報等を掲示することとして、適切な情報提供体制の検討・整備を図った。 (2) 弁護団との連携 電話が繋がりにくい等の物理的事情から被害者が弁護団へのアクセスや司法による救済を諦めることも考えられるため、これを防ぎ、また、相談者が対応ダイヤルで話した被害内容を再度自ら弁護団へ伝えなければならない負担を軽減するため、「旧統一教会」を相手方とする金銭賠償請求案件について、相談者が希望した場合には、対応ダイヤルで相談者から詳細情報を聴き取った上で弁護団へ直接引き継ぎ、相談者は担当弁護士からのコールバックを待つのみで足りるという運用を引き続き行った。対応ダイヤルにおいて相談者から事情等を聴き取るに当たり、事前に弁護団と協議して作成した聴取項目票を使い、担当弁護士が法律相談の際に必要な基本的な事項を漏れなく聴き取り、弁護団へ提供した。 (3) 対応ダイヤルに関連した研修、座談会及び意見交換会の実施 令和6年1月19日に開催された「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」における取りまとめ「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（以下「支援の充実・強化策」という。）を踏まえ、被害者等の心情等を理解した上で支援に当たるため、対応ダイヤルオペレーター、特定施策推進室職員等に対し、以下の研修等を実施した。 ア 元信者を講師に迎えた研修 元信者を講師に迎え、第1回は「元信者としての体験」、第2回は「現役信者、元信者、2世・3世の思考と心理」、第3回は「現役信者、元信者、2世・3世の理解と支援」をテーマとし、全3回（令和7年7～10月）の研修を実施した。 イ 宗教2世等を講師に迎えた座談会 元信者及び宗教2世を講師に迎え、宗教2世を取り巻く生育環境、経験、心情、心の悩み等について講師の話を伺う研修を実施した（令和7年4月）。講師の心理的な負担に配慮して座談会方式を採用し、多様な視点から講師の経験について共有し、理解を深めた。	析を行い、これを踏まえて社会的に問題が指摘されている諸課題に対応する柔軟なテーマ設定等を行うとともに、オンラインも活用した効率的かつ包括的な支援を通じ、関係機関との連携を一層強化したことは極めて大きな成果といえる。 したがって、指標外の事情ではあるものの、社会的にも大きな関心を集める課題への対応として、前記の対応ダイヤル等の取組を随時、迅速に行ったほか、極めて高い評価に値する上記ワンストップ相談会等の業務実績を合わせ考慮すれば、所期の目標を上回る成果が得られたものとする。
--	--

ウ 対応ダイヤルアドバイザーとの意見交換会 対応ダイヤルの運営改善及び支援センターの情報発信の充実を図るため、弁護士、心理専門職、社会福祉士等の各専門職のアドバイザーと対応ダイヤルオペレーターや特定施策推進室職員等の意見交換会を令和7年7月から令和8年3月までの間に計3回開催した。意見交換会では、対応ダイヤルの運用上の課題や被害者支援に関する最新の知見を共有するとともに、支援センターが発信すべき情報内容や方法、対応ダイヤルの利用者の心理的負担を軽減し、適切な支援につなげるための工夫などについて意見が交わされた。 (4) 「特定不法行為等被害者特例法」の適切な運用 令和5年12月20日に公布された特定不法行為等被害者特例法に基づき令和6年3月19日から開始した「特定被害者法律援助業務」を、令和7年度も引き続き適切に運用した。 その結果、令和7年度の援助実績は、特定被害者法律相談援助実施件数が55件（令和6年度実績50件）、特定被害者代理援助開始決定件数が288件（令和6年度実績37件）であった。また、特定被害者代理援助に附帯する民事保全手続における担保の提供を実施した件数が10件（令和6年度実績0件）であった。 3 ワンストップ相談会の開催 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実・強化のための方策の一つとして、令和5年5月以降、弁護士、心理専門職、社会福祉士等と連携したワンストップ型の相談会を開催しているところ、より多角的・総合的に支援救済することを目指し、令和6年度から、警察とも連携し、対象を「靈感商法等でお悩みの方」だけでなく「犯罪の被害に遭われてお困りの方」にまで広げ、令和7年度においても同様に、弁護士、警察官、心理専門職、社会福祉士等が相談を受けるワンストップ相談会を全国で8回開催したほか、「旧統一教会」に対する解散命令をめぐる動きなどについて、各種メディアでの報道が相次いだことにより、靈感商法や高額献金問題に対する社会的関心が再び高まったことから、全国を対象とした「ワンストップ電話相談会」を令和7年4月から令和8年2月までの間に3回開催し、地理的制約にかかわらず靈感商法等被害者が法的助言や必要な支援につながる機会を確保した。 また、相談予約の利便性向上のため電話予約に加え予約専用メールを設けたほか、ワンストップ相談会を利用した参加者に対するアンケートを実施し、これらの相談会の効果測定・効果分析を行い、利用者のニーズを的確に把握することで、相談会の体		
---	--	--

制やテーマの設定等に活かし、より充実した相談会の実施を実現して効果的な支援体制の構築を図った。 4 社会的に問題が指摘されている諸課題への対応 (1) ひとり親家庭等に対する支援 ひとり親家庭については、令和6年4月1日から支援センターの立替金の償還（返済）免除等の要件を一部緩和して新たな免除制度を設けることで、支援体制の強化を行っているところ、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、地方公共団体等の各種関係機関・団体等と共に、養育費確保等の問題、就業・経済的な問題、子育てや生活環境等の問題など様々な問題が絡み合ったひとり親家庭等を支援・救済するため、こども家庭庁と連携し、令和7年9月から12月にかけて、ひとり親家庭等のためのワンストップ相談会を全国で4回開催した。場所的な制約がある方や、身体的・時間的な制約がある方なども参加しやすいように、面談に加えてオンラインと電話での相談枠も設け、一部地方公共団体の協力を得てオンライン用の相談会場も設置したほか、予約専用メールを設けたことで様々な事情で電話を架けることが困難な方の予約を可能にするなど、ひとり親家庭等に向けた司法アクセスの拡充を図った。 加えて、相談会を利用した参加者のニーズへの対応状況を的確に把握し改善することにつなげるため、利用者を対象としたアンケートも実施して、支援体制の更なる充実を目指した。 (2) 若年者等に対する支援（項目別評定調書2－7「適切な情報提供の実施」1（6）参照） 社会問題化し、若年者等がターゲットになっている、いわゆる「闇バイト」問題に対応するため、「闇バイト」問題に悩む本人やその家族等が全国どこからでも無料で弁護士や社会福祉士に相談できる「闇バイト脱出のための電話相談会」を令和7年7月及び令和8年3月に1回ずつ開催した。「闇バイト」問題のみならずその背景にあるとも指摘されている生活苦や借金問題についても相談を受け、救済につながる情報を提供するとともに、緊急の保護を求めている、相談者が希望する場合には、警察庁の協力を得て、支援センターから全国各地の警察につなぐ連携を行った。 また、行き場がなく、支援を受ける必要があるものの、従来型の行政による支援を受けることに抵抗感を感じる若年者等を支援するため、令和7年4月から、いわゆる「トー横」問題を受けて東京都が設置した総合相談窓口「きみまも@歌舞伎		
---	--	--

町」に常勤弁護士を派遣し、情報提供業務の一環として、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を本格開始しているところ、常勤弁護士が相談窓口の支援員と共に若年者等とコミュニケーションを図り、様々な悩みを聞き出し、悩みに応じた適切な支援につなぐとともに、支援員の法的知識向上を目的とした研修も複数回実施するなど、その支援体制を強化した。なお、「きみまも@歌舞伎町」に関しては、利用者を適切な法律支援につなげるため、令和8年3月31日付けで、支援センターと東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）との間で連携に関する覚書を締結している。 さらに、福岡市のいわゆる「警固界限」における同様の問題を抱える若年者を支援するため、福岡県や福岡県警察と連携し、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者支援に関する講演や意見交換を行ったほか、令和8年1月には、支援センターと東京都との連携をいかして、福岡県警察本部による「きみまも@歌舞伎町」視察及び東京三弁護士会との意見交換会を実施し、同年3月には、「警固界限」で若年者支援活動をしている関係機関・団体の支援員の法的知識向上を目的とした研修を実施し、若年者等に向けた司法アクセスの拡充やその準備を図った。 5 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設・運用に向けた取組 総合法律支援法（平成16年法律第74号）の一部改正法が成立・公布（令和6年4月24日）されたことを受け、犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を行う「犯罪被害者等支援弁護士制度」（以下「新制度」という。）が創設され、支援センターが担う「被害者等の刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談」及び「契約弁護士等に必要な法律相談及びこれに付随する事務を取り扱わせる」業務について、令和8年1月13日から運用が開始された。 本部においては、同法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日参・法務委員会、同月17日衆・法務委員会）等を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会等と新制度の制度設計に関する協議を重ね、骨子となる業務方法書変更案を作成し、令和7年9月19日に法務大臣による認可を受けた。また、新制度を適切に運営するための業務管理システムを開発するとともに、制度概要をわかりやすく記載したリーフレット、ポスターを製作の上、関係機関に配布することで制度周知を図った。地方事務所においては、連携方法等について弁護士会等の関係機関と協議を行うほか、担い手となる契約弁護士の募集を行うなど着実に準備を進めた。その結果、施行と同時に滞りなく運用を開始し、令和7年度における犯罪被害者等法律相談援助件数は93件、犯罪被害者等代理援助件数は51件であった。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－7	適切な情報提供の実施		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
利用者満足度調査 における評価	5段階評価で平均 4以上の評価の維持	4	4.4	4.4	4.5	4.3 (多言語情報 提供サービス を含む平均は 4.4)	(参考情報) 令和3年度の調査結果：4.5 令和6年度以前の多言語情報提供サービスの満足 度調査は3段階評価で実施している。	
コールセンターの 対応件数	(参考指標)	—	399,812件	419,403件	417,931件	442,452件	(参考情報) 令和3年度：377,753件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(1) 適切な情報提供の実施 民事裁判手続等のIT化等を含むデジタル化社会の進展及び多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化を図るとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。 情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。 また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。 【指標】 ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	II・1(1) 適切な情報提供の実施 ア 民事裁判手続等のIT化等を含む社会のデジタル化・オンライン化の流れや利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。 イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。 ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携や、各地域に根差した柔軟な対応が可能であるという特性をいかし、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。
年度計画	II・1(1) 適切な情報提供の実施 ア ホームページやチャット等を活用した情報提供の充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映するなどしてFAQの充実を図る。さらに、チャットによる対応内容を分析し、より効率的なチャットの運用方法を検討する。 イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを活用するなどして、その連携を強化する。 ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士につなげたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決につながる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組を実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。 エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。

主な評価指標		情報提供業務の質の向上に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価						日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績				自己評価				
業務実績等報告書（資料編）：【資料49】				評定	A		評定	
支援センターの情報提供業務は、主として、コールセンターと地方事務所において行っており、日々多数の問合せに対応している。 令和7年度のコールセンターにおける対応件数の総数は442,452件（内訳：電話による対応件数397,618件、メールによる対応件数38,276件、有人チャットによる対応件数6,558件）であり、前年度より24,521件増加（内訳：電話による対応件数42,301件増加、メールによる対応件数23,823件減少、有人チャットによる対応件数6,043件増加）した。令和6年度から開始した有人チャットによるサービスにより、双方向で文字による会話が行えることから、聴覚障がい者や電話を苦手とする利用者等への利便性を高めた（なお、有人チャットによる情報提供は、オペレーターが対応していることから、コールセンターの対応件数として計上している。）。メールによる情報提供件数は、前年度より23,823件減少したが、これは、令和6年5月からのチャットボット導入により、常に情報提供が行えるようになり、加えて、令和8年1月から、ホームページ上のチャットのアイコン（入口）を地方事務所トップページ全てに配置するなどの工夫を凝らし、更に利便性が進んだことが影響したものと考えられる。 令和7年度の地方事務所の対応件数は246,939件であり、前年度より36,339件増加した。コールセンターや地方事務所の対応件数増加は、ChatGPT等の生成A I 検索によって支援センターが広く案内されたことや犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）に係る広報等によって、コールセンターや地方事務所のナビダイヤルの認知度が上がったことが影響したと考えられる。				評定に至った理由		評定に至った理由		
1 利用者の多様なニーズへの対応 (1) 令和6年奥能登豪雨に関する取組 令和6年奥能登豪雨への対応では、令和6年度に引き続き、被災者法律相談援助の終了後も必要な情報を取りまとめたQ&Aの掲載を継続するなどして、利用者が必要とする情報の提供に努めるとともに、法テラス災害ダイヤルを活用した被災者等への情報提供を行った。 ※ 令和7年4月から令和8年3月までのホームページにおける令和6年奥能登豪雨法律問題Q&A掲載ページの閲覧回数：5,250回				利用者の多様なニーズや社会情勢の変化に対応するため、FAQや関係機関のデータベースを随時追加修正するなどした。令和6年奥能登豪雨への対応では、令和6年度に引き続き、ホームページに、災害時におけるQ&Aを掲載し、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた結果、ホームページの令和6年奥能登豪雨災害Q&A掲載ページの閲覧回数は5,250回となった。法テラス災害ダイヤルにおいても被災者等への情報提供対応を実施し、上記Q&Aや関係機関相談窓口を案内するなどして、被災者等の生活再建を支援した。 情報提供担当者に対しては、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターにおける資力要件確認や地方事務所からコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。加えて、地方事務所の情報提供専門職員に対し、共同親権制度の導入や民事訴訟手続のデジタル化等の新制度等に関する理解を深める研				
(2) 改正民法及び改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の令和8年度施行に伴う新制								

度等への問合せ対応 全国の地方事務所の情報提供専門職員169名に対し、改正民法及び改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の令和8年度施行に伴う共同親権制度の導入や民事訴訟手続のデジタル化等の新制度等の理解を深め、今後増加が見込まれる問合せに対して適切に情報提供を行うための知識向上を目的とした研修を行った。 (3) F A Qの追加更新・活用 F A Qをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。 ・ データベース上のF A Qの随時更新及び件数増加 ・ 「キーワード検索」で表示されるよく利用されるF A Q1,232件をホームページ上で継続公開 <令和7年度F A Q更新等件数> ・ 新規追加件数：12件 ・ 更新件数（利用のないF A Qの登録抹消等を含む。）：265件 （なお、これらを含むF A Q登録総件数：5,328件（うち震災関連674件）） ※ 新規追加F A Qとしては、共同親権、共同養育計画書、犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）、法テラス制度関連（W e b 口座・W e b 免除）などがある。 (4) 関係機関データベースの更新・追加 データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。 ・ 関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 ・ 「相談窓口検索」のホームページ上での継続公開 <令和7年度関係機関データベース更新等件数> ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数：約80件 ・ データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約2,800件 （なお、これらを含む関係機関登録件数：約23,000件） (5) チャットボットの利便性の向上 令和6年5月から、若年層や聴覚障がい者等への電話以外の方法による情報提供の機会を拡充するための方策として、ホームページ上でチャットボットによる情報提供を開始した。ホームページ上で知りたい情報を選択していくと情報提供を受けられる（あるいは法律相談援助の資力要件の確認ができる）仕組みで、チ	修やケース検討を含む意見交換会を実施し、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。コールセンターのスーパーバイザー及びオペレーターについては、関係機関4か所に協力を依頼し、民事・刑事・福祉等に関する各種研修を行い、情報の精度を高め、より適切に情報提供を行うべくサービスの向上に努めた。 また、若年者の法的トラブルを未然に防止するため、トラブルを抱えていることに気付かせ、適切な司法サービスにつなぐことを目的として、東京都と連携した若年者に対する情報提供を開始した。いわゆる「トー横」問題などの法的トラブルに巻き込まれる可能性が高い子どもたちに対し常勤弁護士が情報提供を行うことで、法的知識の提供や法的トラブルの早期発見、その後の法的支援などにつなげる取組を行った。 令和3年度に作成した地方事務所における情報提供業務の基本方針に基づき、福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、42か所の地方事務所・支部において、生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関等に取り次ぐ取組を実施した。また、52か所の地方事務所・支部において、法律相談前後に行う面談によるきめ細かな情報提供の取組を実施した。このような取組を研修等の機会に地方事	
---	---	--

チャット終了後にはチャットの内容がメールで送信されることや24時間利用可能であることから、利用者の利便性が高まった。チャットボットのアイコン（入口）は、当初はホームページのトップページのみに配置していたが、令和8年1月からは地方事務所別のトップページを含むほぼ全てのページに配置した。このことにより、利用者は支援センターのホームページのどのページからもチャットボットが利用できるようになった。その結果、令和7年度のチャットボット利用件数は、令和6年度の30,732件（令和6年5月開始）から117,088件に、有人チャットの利用件数は令和6年度の515件（令和6年8月開始）から6,558件にそれぞれ増加した。 (6) 若年者支援に関する取組 法的知識の欠如から悪意のある大人による身体的・経済的搾取のターゲットに巻き込まれる可能性が高い若年者支援を推進すべく、令和6年5月に東京都が開設した若年者向けの総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」へ、令和7年1月から常勤弁護士を派遣し、同相談窓口を利用する若年者へ弁護士の立場から情報提供を行う取組を試行し、いわゆる「トー横」問題に対する法的支援のニーズを把握しながら、法的トラブルを未然に防止する助言や、司法サービスへ早期に橋渡しをする取組について一定の成果を上げた結果、その有用性について東京都の理解を得ることができ、令和7年度から正式に前記取組を本格実施した。常勤弁護士が相談窓口の支援員と共に若年者等とコミュニケーションを図り、様々な悩みを聞き出し、悩みに応じた適切な支援につなぐとともに、支援員の法的知識向上を目的とした研修も複数回実施した。 福岡市のいわゆる「警固」界限における同様の問題を抱える若年者を支援するため、福岡県や福岡県警察と連携し、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者支援に関する講演や意見交換を行ったほか、支援センターと東京都との連携をいかして、福岡県警察本部による「きみまも@歌舞伎町」視察及び東京三弁護士会との意見交換会を実施した。また、「警固」界限で若年者支援活動をしている関係機関・団体の支援員の法的知識向上を目的とした研修を実施した。 2 質の高いサービスの維持・向上 (1) 情報提供担当者のサービスの質の向上 ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を模索する方針に基づき、令和元年度から引き続き、全	務所に共有した。また、令和6年度に引き続き、利用者からのアクセスにより適切に対応するため、一部の地方事務所のナビダイヤルのガイダンス変更を試行するなど、地方事務所の受電体制の改善を行った。 コールセンターの対応件数は、業務開始以来最も多い件数を記録し、有人チャット対応を加えた情報提供件数は合計442,452件となり、前年度より24,521件増加した。利用者満足度については、5段階評価が令和6年度の4.5から令和7年度は4.3となり、わずかながら低下が見られる。一方で、問合せ件数が大幅に増加するとともに、新たに有人チャット対応という業務を追加した状況においても、依然としてコールセンターは4.8という高い満足度水準を維持している点は評価できる。また、地方事務所 (4.5)、外国語対応(4.5)といずれも高い評価を得ており、全体として利用者から一定の評価を維持していることが確認できる。 これらを踏まえると、業務量の増加及びサービス提供手段の拡充という環境変化の中においても、サービス品質を高い水準で維持しつつ、対応件数を大幅に伸ばした点は顕著な成果であり、所期の目標を上回る成果が得られたものと考え	
---	--	--

国に社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努め、令和7年度は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員10名を新規に採用した。 また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施し、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。 イ 研修等 情報提供専門職員を対象とした研修を実施し、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、各地方事務所で対応に苦慮したケース等の事前アンケートを行い、情報提供専門職員間の情報共有を図った。 また、コールセンターのスーパーバイザー及びオペレーターに対して、関係機関4か所（仙台市健康福祉局障害福祉部、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部、みやぎ被害者支援センター、内閣府）による民事・刑事・福祉、犯罪被害者や精神疾患のある方への対応方法に関する各種研修を実施・受講したほか、犯罪被害者支援や資力確認、有人チャットの対応に関する内部研修を行い、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。 (2) 最適な支援への橋渡し 利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、一部の地方事務所のナビダイヤルにおけるガイダンスを変更し、振分機能を効果的に活用する取組や、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、地方事務所の法律相談へつなげるための資力要件確認サービスの実施など、令和7年度も引き続きコールセンターを活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。また、地方事務所のナビダイヤルにおいて、即時応答できない場合の待合せ設定（利用者がナビダイヤルに架電して話中でつながらない場合に、メッセージを流して利用者に最大2分間待っていただき、電話が空き次第つながる設定）を継続導入し、地方事務所における受電体制の改善を図った。 ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 ：66地方事務所（支部・出張所を含む）全て ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス件数 ：72,795件（令和6年度：45,618件）		
---	--	--

・ ナビダイヤル振分機能導入事務所数 ：66地方事務所（支部・出張所を含む）全て ・ 内線転送件数：1,561件（令和6年度：3,245件） ・ メールによる情報提供件数 ：38,276件（令和6年度：62,099件） ・ 有人チャットによる情報提供件数 ：6,558件（令和6年度：515件※令和6年8月から開始） 3 地方事務所の特性をいかした取組 地方事務所における情報提供業務の基本方針（※）に基づき、福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、42か所の地方事務所・支部・出張所において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センター等の福祉機関等に取り次ぐ取組を実施した。これらの取組は、利用者と直接相対することができ、また、関係機関と「顔の見える」連携を築くことができる地方事務所の特性をいかした取組であり、各地方事務所の実情に応じて実施している。 ・ 42か所の事務所における取次件数：361件 （令和6年度：38か所の事務所で257件） また、法律相談前後に行う面談によるきめ細かな情報提供を52か所の地方事務所・支部・出張所において実施した。 ・ 52か所の事務所における相談前後の面談件数：8,234件 （令和6年度：52か所の事務所で5,052件） 上記取組について研修の機会等に地方事務所に共有した。 ※ 面談・電話による情報提供を基幹業務と位置付けた上で、各地域の実情に応じ、各事務所で一定の方針を定め、関係機関連携等の情報提供専門職員を活用した情報提供を関連業務として実施する方針。 4 アンケート調査の実施 利用者満足度調査の結果、(1)ないし(3)のアンケートの平均で4.3の評価を獲得した。 (1) ホームページにおけるアンケート		
--	--	--

(満足度：5段階評価) 3.7（令和6年度：4.1） 対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者 調査手法：ホームページ上での利用者アンケート 調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況 (2) コールセンターにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.8（令和6年度：4.8） 対象者：コールセンター利用者 調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施 調査内容：オペレーターの対応についての満足度 (3) 地方事務所等におけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.5（令和6年度：4.5） 対象者：面談による情報提供を受けた利用者 調査手法：情報提供利用直後に用紙交付又はWEBによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度 (4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.5（令和6年度：2.9 ※令和6年度は3段階評価） 対象者：多言語情報提供サービスが対応している10言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語）により同サービスを利用した外国語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者 調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－8	法教育事業及びその関連事業		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般市民向け法教育事業及びその関連事業について、年度計画で定めた回数実施する。	令和4年度から 令和5年度：100回以上 令和6年度：200回以上 令和7年度：400回以上	令和4年度から 令和5年度：100回 令和6年度：200回 令和7年度：400回以上	417回 (法教育事業：236回、 法教育関連事業：181回)	448回 (法教育事業：274回、 法教育関連事業：174回)	463回 (法教育事業：262回、 法教育関連事業：201回)	458回 (法教育事業：290回、 法教育関連事業：168回)	(参考情報) 令和3年度の合計回数：114回 ※令和3年度は、法教育関連事業を実施した回数を含めていない。 ※左記令和7年度における法教育関連事業の実施回数に、関係機関職員等へ業務説明のみを実施した回数(661回)は含めていない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(2) 法教育事業及びその関連事業 法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業及びその関連事業の内容・手法・目標を具体的に定めた上で、その充実を図る。 【指標】 ・一般市民向け法教育事業及びその関連事業について、年度計画で定めた回数実施する。
中期計画	Ⅱ・1(2) 法教育事業及びその関連事業 法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担や社会のデジタル化・オンライン化の流れを踏まえつつ、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて、一般市民向け法教育事業及びその関連事業を実施する。
年度計画	Ⅱ・1(2) 法教育及びその関連事業 支援センターは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とし、法的問題に関心が高くない層を含む幅広い層を対象とした法教育事業を実施するとともに、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資する法教育関連事業を実施する。対面参集型に限らず、オンラインセミナー等、効率的かつ効果的な方法等も活用した上、効果的な事例については、他の地方事務所等にも共有する。また、各地の実情に応じて、若年層、高齢者、在留外国人及びその支援者等を対象とする法教育事業及びその関連事業の充実に努めるとともに、引き続きアンケートを実施するなどして事業の内容や対象年齢層ごとに分析・検証し、その結果を法教育事業及びその関連事業の今後の方針等に活用する。その上で、直近3か年度の実施回数を踏まえ、全国で法教育事業及びその関連事業を合計400回以上開催するよう努める。

主な評価指標		法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料50】		評定	A	評定	
1 具体的な取組内容や方法に関する計画の策定		評定に至った理由		評定に至った理由	
令和4年度から、支援センターの取組内容を法教育事業とその関連事業とに区分し、前者は一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組であり、後者は関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした取組であると定めた。 令和7年度は、令和6年度に引き続き、シンポジウム、イベント、講演、講座、事例検討会等を実施することとした。オンライン形式による開催を併用し、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施するよう努める計画とした。 本部においては、法教育事業及びその関連事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有や、法教育事業の効果検証のための取組を行った。具体的には、令和6年度から引き続き、法教育事例集（上半期・下半期）の作成を行い、また、アンケートの回収率を高めるため、フォームズを用いたオンラインアンケートの実施も可能としつつ、令和6年度に改訂した法教育事業におけるアンケート統一書式を使ったアンケートを実施し、法教育事業の効果検証を容易にした。さらに、面談による情報提供を受けた利用者に対するアンケートにおいて、法教育に係る項目を追加して実施し、次年度以降の法教育事業の企画立案の参考となるよう地方事務所に共有した。		法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援センターの取組内容を、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業であると位置付け、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。 地方事務所等において、一般市民に向けて開かれた企画や関係機関職員等を対象とした企画を実施するなど工夫を凝らしながら、一般市民向け講演会や関係機関職員向けの事例検討会等を多数回実施し、法教育事業及びその関連事業の充実を図った。その上で、効果的な法教育事例については、他の地方事務所が企画検討する際の参考とするため、法教育事例集に掲載して共有した。また、活用しやすい事例集とするためレイアウト変更等のほか、職員の役割分担や開催メリットを盛り込んだ改訂を行い、同事例集を半期ごとに発行し、より最新の資料とすることで法教育の活性化に向けた充実を図った。			
2 法教育事業及びその関連事業の取組					
(1) 法教育事業及びその関連事業の実施状況					
各地の地方事務所等においては、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士等による学校における出前授業等のほか、関係機関職員等を対象にした業務説明や事例検討会等を実施した（合計458回。一般市民対象の法教育事業が290回、関係機関職員対象の法教育関連事業が168回（業務説明のみを実施した661回を含まない。））。それらの実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策として主軸になったオンライン形式による開催の経験をいかし、集合形式とオンライン形式を効果的に使い分けながら企画を検討するなど、各地において工夫を凝らしながら、法教育事業及びその関連事業の充実を図った。		これらの取組により、令和7年度の一般市民向け法教育企画における実施回数			

・ オンラインセミナー等の企画（集合形式との併用含む。）29件 令和7年度に地方事務所が実施した一般市民向けの取組のうち、図書館や大学等との共催による取組については、令和8年度以降も引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えている。これらの取組は、そのほとんどが共催先の施設を会場とした企画であり、広報活動についても図書館や大学側の協力を得られることが多く、一定の参加人数を見込むことができることから、支援センターの課題でもあった若年層を意識した法教育事業として位置付けている。 一方で、超高齢社会の中で、相続や成年後見制度等の法教育の重要性が増していることから、高齢者を対象とする遺言や成年後見制度、消費者被害等に関する講座等や成年後見センター等の高齢者を支援する団体等の関係機関に対する研修等についても引き続き行っている。 これまで実施してきた法教育事業の内容や効果を踏まえ、対象となる層を若年者とした消費生活トラブルやいじめ問題、SNSによる誹謗中傷などの問題やカスタマーハラスメント問題等の時勢に沿ったテーマを取り上げた法教育事業を行った。 【主な実施例】 (富山) 名称：わたしのこの行為 カスタマーハラスメントになっちゃうの？！ 実施内容：弁護士による法律講座 ※ 富山市立図書館との共催により、昨今、注目の集まっている「カスタマーハラスメント」をテーマに実施。 参加者：一般市民 参加人数：19名 (愛知) 名称：弁護士って何だろう？ 実施内容：弁護士による講演 ※ 子ども食堂に参加する親子を対象に、弁護士の仕事や法律の役割について、親子で楽しく学べるようクイズ等を交えた講演を実施。 参加者：子ども食堂に参加している親子 参加人数：30名	は前年度を大きく上回る290回、関係機関職員等を対象とした法教育関連事業の実施回数は168回（業務説明のみを実施した661回を含まない。）であった。令和7年度は前年度に比べて達成目標を200回から400回に高く設定したが、引き続き高い水準で目標を達成した。 また、法教育事業の効果検証のための取組として、法教育事業におけるアンケートの項目整理と書式統一を行い、アンケートの回収率を高めるため、フォームズを用いたオンラインアンケートの実施も可能とし、開催方式を問わずアンケートを実施できるようにした。さらに、面談による情報提供を受けた利用者に対するアンケートにおいて、法教育に係る項目を追加して実施し、次年度以降の法教育事業の企画の際の参考とするようアンケート結果を地方事務所に共有した。 令和7年度も、各地でオンライン形式による開催を併用した法教育事業及びその関連事業を実施した。参加することの容易さから幅広い層の出席者や人数増加が見込めることや、主催者や関係機関にとっても、開催に至る人的・時間的・物理的な負担等が抑えられることから、オンライン形式と集合形式を効果的に使い分け、一般市民へ広く参加を呼びかけることができた。また、時勢に沿った課題をテーマとして取り上げるなど企画内容においても高い水準を達成したものであって、良い成果を得られたものと考え	
--	---	--

(鳥取) 名称：新成人のための法律講座 実施内容：弁護士による高校生に対する成人教育 ※ 高校3年生に対して、借金や犯罪被害、消費者被害といったトラブルにあわないための成人教育を集合形式で実施。 参加者：一般市民（高校生） 参加人数：60名 (徳島) 名称：被害者支援を考え・学ぶ講座 実施内容：弁護士による出前講座 ※ 徳島被害者支援センター及び徳島県が主催で「弁護士の活動を通して学ぶ法テラスの犯罪被害者支援」についての講座を実施。制度の説明だけでなく、事例形式で実際にどのように制度が利用できるのかを示すなどの工夫を行った。 参加者：一般市民（心理師（士）を目指す大学院生・大学生） 参加人数：25名 (埼玉) 名称：模擬法廷教室 実施内容：大学生による裁判員模擬裁判 ※ 殺人未遂事件を設定し、裁判の流れを実演し、その後、講師を務めた弁護士から講評及び質疑応答を実施。 参加者：大学生 参加人数：40名 (青森) 名称：「オレンジ・ランプ」上映会 実施内容：映画上映会を用いた認知症講座 ※ 「認知症になっても安心して暮らせる社会づくり」をテーマにした映画の上映と業務説明等を行い、悩みや困りごとを相談すること、適切に法的支援を活用することなどの啓発を行った。	る。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものとする。	
--	--	--

参加者：一般市民 参加人数：115名 (2) 法教育事業及びその関連事業に関するホームページでの情報発信 ホームページ上に、支援センターが行う法教育についての説明や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を掲載した。 (3) 法教育実施事例集（令和7年度上半期・下半期）の作成と共有 法教育事業及びその関連事業に関する計画に従い、地方事務所において法教育企画を立案する際の参考とするために、引き続き地方事務所に提供していた法教育実施事例集（令和7年度上半期・下半期）をそれぞれ作成し、半期ごとに地方事務所に共有した。事例集の更新に当たり、企画から開催までの準備状況やテーマ決定の経緯や地方事務所及び参加者のコメントなどを盛り込むなど、引き続き参考資料としての利便性を高めるレイアウト等にも工夫を凝らした。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－9	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】超高齢社会の到来を受け、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが自ら法的援助を求めることが困難な高齢者・障害者等を対象に実施する一般法律相談援助における出張相談や特定援助対象者法律相談援助の重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張相談実施件数	中期目標期間を通じて増加	—	5,938件	6,808件	7,180件	7,185件	(参考情報) 令和3年度：5,420件
特定援助対象者法律相談援助実施件数	中期目標期間を通じて増加	—	999件	1,192件	1,230件	1,169件	(参考情報) 令和3年度：789件
電話等相談援助実施件数	(参考指標)	—	48,249件	28,973件	23,224件	21,313件	(参考情報) 令和3年度：54,336件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・2 民事法律扶助業務 認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対する適切な援助を実施するため、福祉機関等との連携を更に強化し、司法ソーシャルワーク及び特定援助対象者法律相談援助を含むアウトリーチでの法律相談援助を積極的に実施する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、「新たな日常」やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、オンラインによる福祉機関等との連携などデジタル技術を活用した利便性の向上の方策も検討する。 民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情を踏まえつつ、指定相談場所相談の増加、専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。 利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。 【指標】 ・一般法律相談援助による出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	II・2 民事法律扶助業務 (1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情に鑑み、指定相談場所相談の増加に向けた取組や専門相談の充実を図るほか、デジタル技術を活用した相談体制への取組など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。 (3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。
年度計画	II・2 民事法律扶助業務 (1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会、関係機関と連携・協議し、指定相談場所相談や専門相談の運用について検討する。例えば、指定相談場所や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築、連携を通じた司法サービスへのアクセス困難者の対応、インターネットによる法律相談の予約受付、オンラインを含む電話等法律相談の活用などのデジタル化社会に即した利用方法の拡充により、相談体制及び相談方法の充実を図る。 (3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう資料等の内容及び配布方法等について必要な見直しを行う。 (4) ひとり親世帯に対する支援の充実 ひとり親が養育費を請求するために民事法律扶助を利用した場合に、償還免除の要件を緩和すること等を内容とする支援の拡充策を適切に運用する。

主な評価指標	民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) ワークシートによる体制整備の計画検討と実施 全地方事務所において、ワークシート（項目別評価調書 1-6 参照）を用いて前年度の振り返りや支援センター内外の資源分析を行い、また、他の地方事務所のワークシートを参照して同じテーマに取り組む地方事務所から資料を取り寄せて参考にするなどして、より効果的な地域戦略を検討した。 令和 7 年度は、そのうち 42 地方事務所（地域事務所を含む。）が高齢者・障がい者に対する支援を司法アクセスの地域課題と設定した上で、高齢化率の高い地域の関係機関を優先的にアプローチの対象としたり、特定援助対象者法律相談援助や電話等相談援助の制度説明を通して「顔の見える関係」を築いた上で、自治体や社会福祉協議会といった関係機関と連携した法律相談を実施したり、地方協議会や法教育イベント等様々な機会において具体的なケースに基づいて制度利用のメリットや恒常化した電話等相談援助の活用を始めとした利便性の向上について周知するなどの取組をした。 例えば、静岡地方事務所浜松支部では、弁護士が少ない又はいない地域において関係機関・一般市民向け講演会及び法律相談会を実施し、法律相談を受ける機会を創出した。また、相談場所まで出向くことが困難な高齢者・障がい者のため、社会福祉協議会及び地域包括支援センターと連携し、広域の利用者宅へ支援者が端末を持参し、オンラインでの法律相談を実施した。これらの取組の拠点とした指定相談場所の相談予約率が 100% となったことを踏まえ、オンラインを活用した指定相談場所相談を令和 8 年度も継続して実施していくことになった。 (2) ケース会議弁護士派遣モデル事業 9 地方事務所が、ケース会議弁護士派遣モデル事業（項目別評価調書 1-6 参照）を利用して、地域包括支援センターにおけるケース会議に弁護士を派遣した。 なお、このモデル事業に係る取組を通じて、例えば、山梨地方事務所においては、外部会議に積極的に出席してケース会議に弁護士が参加することの有用性の周知に努め、モデル事業を利用した地域包括支援センターから自治体に対して弁	高齢者・障がい者の司法アクセス改善の取組においては、地方協議会や法教育イベント等様々な機会において具体的なケースに基づいて制度利用のメリットを説明するなど、制度の周知・浸透に努めた。結果として、出張相談件数は 7,185 件（対前年度 100.1%）、特定援助対象者法律相談援助件数は 1,169 件（対前年度 95.0%）となり、今中期目標期間を通じて出張相談件数は 133%、特定援助対象者法律相談援助件数は 148% に達した。また、関係機関等と連携し、巡回相談を各地の実情を踏まえて実施した結果、巡回相談については 579 件実施した。 さらに、センター相談におけるオンラインビデオ通話サービスを導入し、インターネットによる法律相談の予約受付サービスの改修を進め、通信端末を利用した通訳方式を活用するなど、デジタル技術を活用した相談を実施した。また、インターネットを活用した Web 口座登録受付サービスの導入や、インターネットによる立替金の償還免除申請を受け付けるためのサービスの導入準備を進め、更なる利用者の利便性の向上に努めた。 既設の相談場所に赴くことができない			

護士派遣制度事業化の要望が出されるなどした結果、山梨県による弁護士派遣の事業化に至った。 (3) 日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議 日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、特定援助対象者法律相談援助やケース会議弁護士派遣モデル事業の実施状況を共有するなどした上、利用促進に向けた方策の検討や、各地方における単位会との協力関係の確認等をした。 (4) 指標の達成状況 以上の結果、出張相談件数は7,185件（令和6年度：7,180件。0.1%増）、特定援助対象者法律相談援助の件数は1,169件（令和6年度：1,230件。5.0%減）となった。 なお、関係機関と連携し、地域の実情を踏まえ巡回相談を実施した結果、巡回相談件数は579件（令和6年度：1,077件）となった。 2 利用者の利便性の向上 (1) 電話等相談援助の実施 令和7年度の民事法律扶助の電話等相談援助の実施件数は21,313件（法律相談援助全体に占める割合は約6.9%）であった。 (2) デジタル技術を活用した相談体制への取組等 ア 支援センターの事務所で行う民事法律扶助の法律相談援助（センター相談）について、法律相談援助の利用者にとって容易に使用可能なオンラインビデオ通話サービスを全地方事務所（支部・出張所を含む。）に導入し、適切に運用した。 イ 民事法律扶助の法律相談援助において、インターネットを活用した方法で予約受付ができるよう構築したシステムについて、面談、電話又はオンラインのいずれかの相談方法の選択を可能とするための改修を進めることで、業務の効率化を図るだけでなく、利用者の利便性も高めた。 ウ 外国人利用者のニーズに応じて、通信端末を利用した通訳方式を活用して引き続き民事法律扶助の相談体制の充実を図った。 (3) Web口座登録受付サービスの導入 民事法律扶助の立替金の償還金引落口座の登録方法として、インターネットを活用した方法で口座登録の受付が可能となるサービスを導入した。	方の利便性の向上を考慮し、恒常化した電話等相談援助を適切に活用した。なお、電話等相談援助実施件数は前年度から減少したが、法律相談援助実施件数全体は増加しており、これは、相談方法に関する各利用者の希望に応じて適切に援助を実施した結果と受け止めている。 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるように、日本司法書士会連合会が作成したリーフレット類や支援センターが作成した民事法律扶助のしおりを活用している。 ひとり親世帯に対する支援の充実を図るため、令和6年4月1日から開始した支援拡充策について、令和7年度は、ひとり親免除の申請書式等を改訂・周知したほか、支援拡充策の運用全般について職員用マニュアルのQ&Aに事例を追加するなど必要な整理を行い、適切に運用を行った。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
---	---	--

(4) Web 免除申請受付サービスの導入に向けた取組 民事法律扶助の立替金の償還免除申請について、令和6年度に構築したインターネットによる申請を受け付けるためのサービスを令和8年4月1日から全国に導入するため、業務方法書の変更を行った上で、一部地域で先行実施を行うなどして準備を進めた。 (5) 指定相談場所や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築 ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、指定相談場所や連携機関との間で相談体制の構築に努め、3 地方事務所（支部・出張所を含む。）において、指定相談場所におけるオンラインによる法律相談を実施した。 イ 社会福祉協議会等の支援機関と連携し、支援員が通信端末を持参することで、通信端末を持たない利用者であっても、自宅から相談することができるオンライン相談を実施した（上記1(1)浜松支部の取組を参照）。 (6) 裁判所に提出する電磁的記録の作成に係る費用の立替えを可能とするための所要の体制整備 総合法律支援法改正を含む民事訴訟法等一部改正法が令和8年5月21日に全面施行されることに伴い、業務方法書を変更し、裁判所に提出する書類の作成に係る費用だけでなく、裁判所に提出する電磁的記録の作成に係る費用についても立替えを行えるようにするなど所要の対応を行った。 3 代理援助と書類作成援助の選択 (1) 書類作成援助の受託者の多くが契約司法書士であることから、日本司法書士会連合会が作成したリーフレット類を地方事務所へ備え付けて利用者に提供するとともに、その内容を職員にも周知した。 (2) 代理援助と書類作成援助がそれぞれどのような場合に利用されるかについての説明を掲載した「民事法律扶助のしおり」を、引き続き利用者へ配布した。 4 ひとり親世帯に対する支援の充実 令和6年4月1日から開始した民事法律扶助のひとり親世帯に対する支援拡充策のうち、立替金の償還免除の要件を緩和した、いわゆる「ひとり親免除」について、申請書式等の改訂を行い、ホームページに掲載するとともに、契約弁護士・司法書士へ周知したほか、ひとり親世帯に対する支援拡充策の運用全般について職員用のQ&Aに事例を追加し、制度の適切な運用が図られるようにした。		
--	--	--

その結果、ひとり親免除を含む免除・みなし消滅の令和7年度の実績は53億4729万円となり、前年度から約2.7億円増となった。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする	全地方事務所 ・支部 (61か所)	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%	99.7%	(参考情報) 令和3年度：99.9%	
被疑者国選弁護事件の受理件数	(参考指標)	—	73,775件	80,514件	81,893件	85,628件	(参考情報) 令和3年度：72,308件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・3 国選弁護等関連業務 各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる態勢の確保を図る。 裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。 また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。 【指標】 ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。
中期計画	Ⅱ・3 国選弁護等関連業務 (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任が行われる態勢の確保を図るため、被疑者国選弁護事件数の推移を見据え、指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。 (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。 (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。
年度計画	Ⅱ・3 国選弁護等関連業務 (1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護事件数の変動及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。 (2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。 特に、改正刑事訴訟法（令和6年2月15日施行）の下での被害者の個人特定事項秘匿の制度の導入に伴う指名通知業務の運用変更について、各地方事務所・支部において、各地の弁護士会及び裁判所と連携・協力して円滑な運用を実現し、上記の目標時間内の指名通知の実現に努めるとともに、本部において、運用状況に関する統計データ等を基に、上記の目標時間内の指名通知を実現する上での問題点やその原因の検討・分析を行い、必要に応じて関係機関等と連携・協議を行いながら問題点の解決に努める。 (3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

主な評価指標	国選弁護等関連業務に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料26、54】	評価	A	評価	
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議	評価に至った理由		評価に至った理由	
全地方事務所（支部を含む。）において、指名通知が困難になるおそれがある特殊事案への対応、休日国選の指名通知態勢、自然災害の発生に備えた指名通知業務の継続等を議題として、裁判所、弁護士会等との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議会を1回以上実施した。その延べ回数は484回（令和6年度：547回）（個別事件に関する協議を含む。）に及んだ。 特に、指名通知が難航した事件については、犯罪被害者等の個人特定事項が秘匿された事件も含め、地方事務所と弁護士会や本部と日本弁護士連合会の協議会等の場で、個別事案の分析・検討を行うなどし、円滑な指名通知の運用ができるよう、本部と地方事務所との間でも連携して業務を行った。	全地方事務所（支部を含む。）において、指名通知までの適切な目標時間が設定されており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件及び国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知に至っている。 特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件について、24時間以内における指名通知の割合が、前年度の99.8%と比較すると僅かに低下して99.7%となったものの、依然として極めて高い水準を維持している。これは、受理件数の増加傾向が続いている中であっても、犯罪被害者等の個人特定事項が秘匿された事件について円滑な運用に尽力したこと、日々の指名通知業務を各地の地方事務所において着実かつ適切に実施したことに加え、全地方事務所（支部を含む。）と裁判所等の関係機関との間で実施された協議会等の成果と運用の確実な定着によるところが大きい。			
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間（指名通知）の目標時間の設定・実施 (1) 目標時間の設定（全地方事務所（支部を含む。）） 被疑者国選弁護事件：原則数時間以内、遅くとも24時間以内 被告人国選弁護事件：原則24時間以内、遅くとも48時間以内 国選付添事件：原則数時間以内、遅くとも48時間以内 (2) 目標時間の実施状況 全地方事務所（支部を含む。）において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件及び国選付添事件のいずれについても、設定された目標時間内の指名通知の実施をおおむね達成した。 なお、被疑者国選弁護事件における指名通知業務は、当日午前に勾留質問がなされた場合は昼頃、当日午後勾留質問がなされた場合は夕方頃に指名通知請求がなされるのがおおむねの運用であるところ、指名通知業務が集中する時間帯には地方事務所内の業務体制を柔軟に調整するなどして、業務時間外に指名通知請求があったもの等を除き、ほとんどの事件について指名通知請求当日に指名通知を実施した結果、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は約99.7%であり、前年度と同様の高い水準を維持することができた。	さらに、刑事弁護等に関連した研修、協議会等も全国的に多数回開催し、国選弁護人等契約弁護士への知識付与を行っている。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考え。			

3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施 地方事務所（支部を含む。）において、刑事弁護に関連した研修、協議会又は説明会の場を設け（弁護士会等との共催を含む。）、その延べ回数は128回（令和6年度：125回）に及んだ。開催された研修等は、捜査段階や公判段階等の場面ごとに想定される弁護活動について解説するもの、裁判員裁判における法廷弁護の技術に関するもの、少年事件の弁護活動に関するものなどがあった。 また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の協議を行った。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－11	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	34か所	34か所	34か所	34か所	(参考情報) 令和3年度：34か所	
巡回相談件数	(参考指標)	—	859件	861件	1,077件	579件	(参考情報) 令和3年度：844件 令和6年度の件数のうち394件、令和7年度の件数のうち66件は、令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨災害の被災者に対する被災者法律相談援助に係る巡回相談件数である。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・4 司法過疎対策業務 各司法過疎地域の実情に応じて、司法過疎地域事務所の存置・移設・設置の必要性、常勤弁護士の適正な配置等について不断の検討を行うほか、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関等との連携・デジタル技術の利活用など、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。
中期計画	Ⅱ・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。 また、現時点で司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携、対象者の心身の状況及びその置かれた社会的状況等に応じた出張相談・巡回相談の実施、デジタル技術を活用した情報提供や法律相談の可能性の検討を進めるなど、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。
年度計画	Ⅱ・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用、オンラインによる相談体制の構築など、効率的かつ効果的な方策を検討する。

主な評価指標	司法過疎対策業務の取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 司法過疎地域事務所	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 設置・存置等についての検討 項目別評価調書1－5「4 司法過疎地域事務所」のとおり。 (2) 常勤弁護士の配置人数についての検討 司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づいて、地域の実情等を考慮しつつ、各事務所の業務量等に応じた配置を進めた。 常勤弁護士の配置人数の更なる適正化を目指し、常勤弁護士の業務でありながらもこれまで数値化されていなかった情報提供等について数値化を図ったほか、有償事件については、従来は個別のファイルから抽出していた数値を令和5年度からはWeb上のフォームで集計する形式とし、事件数の把握をより効率的に行えるような工夫を引き続き行った。その上で、研修その他の機会ごとにデータ入力的重要性を周知し、入力を促進することにより、実情を反映した数値の集計に努めた。また、集計方法の変更により、事件の種類についても従前より正確な把握が可能となったことから、令和7年度は、令和6年度のデータを分析した結果に基づき、それぞれの司法過疎地域事務所の実態に即した配置を行った。あわせて、フォームでの集計について、全ての常勤弁護士が日常的に入力しやすいものとするため、一部の項目を削除するなどの改訂を行い、令和8年度からの入力の負担を軽減することとした。 また、日本弁護士連合会と、常勤弁護士の配置の必要性等に関する協議・検討を重ねてきた。令和7年度において、その回数は合計19回（配置ライン協議9回、作業部会10回）に上る。 (3) 司法過疎対策の取組 離島における法律相談やケース会議について、複数の司法過疎地域事務所がオンライン（Web会議システム）を活用した。市町村職員の協力も得て、パソコンの操作に不慣れな高齢者等も利用できるような体制を整えた地域もある。現場からは「対面での相談を全て代替することは困難である」等の意見もあるが、例えば高齢等により法律相談のために遠方まで移動することが困難な被援助者等にとっては、相談に至る段階でのハードルを下げる上では貴重な代替手段であることから、相談	司法過疎地域事務所については、令和7年度に関係機関の意見を聴取した上で、司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出する作業を行った。候補地を最終選定する際の比較分析の段階において、地元住民からの需要等の要素を踏まえた検討を行った。その結果、新たな設置に向けた具体的な場所の決定、関係各所との調整に至った。 常勤弁護士の配置人数については、司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づき、業務量等に応じた必要な人数を配置した。また、事件の種類及び件数並びに情報提供等の件数等も踏まえた業務量の把握のために必要なデータ収集について令和5年度に改善を行っていたところ、研修その他の機会ごとにデータ入力を促すなどの取組を継続し、データが実態に合ったものとなるよう努め、これを配置人数検討の際にいかした。 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策では、関係機関・団体との連携を通じた巡回相談を実施するなど、関係機関・団体との連携を深めながら、司法過疎対策を実施した。 巡回相談は、実施件数のみを見ると減			

機会の確保を補完する手段として活用していく予定である。 上記体制を整えた地域については、同地域の社会福祉協議会等の関係機関に業務説明を実施する際に、オンライン相談についても案内するなど周知広報を行った。 2 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策 関係機関・団体と連携し、利用者の属性に着目した法的サービスの提供として、弁護士が少ない地方裁判所支部管内の公民館における養育費に関する巡回相談や、精神科病院に入院している方など、支援センター事務所から必ずしも遠い場所で生活しているわけではないが支援センター事務所まで法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回相談などを継続して実施した（巡回相談件数：令和6年度1,077件、令和7年度579件。令和6年度の件数のうち394件、令和7年度の件数のうち66件は、令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨災害の被災者に対する被災者法律相談援助に係る巡回相談件数である。）。 また、オンライン相談を含む電話等相談援助については、支援センターの事務所で行う民事法律扶助の法律相談援助（センター相談）について、法律相談援助の利用者にとって容易に使用可能なオンラインビデオ通話サービスを全地方事務所（支部を含む。）に導入し、これを活用するとともに、関係機関・団体と連携することに（項目別評価調書2－9民事法律扶助1(1)に記載の静岡地方事務所浜松支部の取組を参照。）より、司法過疎対策を実施した（令和7年度の弁護士0人市区町村でのオンライン相談実施件数/全体：15.3%、弁護士0人市区町村の人口/全市区町村人口：10.8%）。 さらに、受刑者及び在院者の社会復帰、再犯・再非行の防止を図るために、法務省矯正局と連携し、令和7年7月1日から、社会復帰支援の試行として、一部の刑事施設及び少年院（合計11か所）において、常勤弁護士による講話及び法律相談を実施した。	少しているものの、これは、令和6年度のうち394件、令和7年度のうち66件が、令和6年奥能登豪雨等の被災者法律相談であるところ、当該相談の受付は令和7年9月19日で終了したため、被災者法律相談援助に係る巡回相談件数が実施されなかったことが減少の大きな要因であると考えられる。被災者法律相談の減少を差し引いてもなお、減少しているものの、巡回相談が498件減少したのに対し、法律相談援助全体の実施件数は7,237件増加しており、巡回相談の減少分を大幅に上回るほど法律相談援助の利用が伸びていることを考慮すれば、今回の巡回相談の減少が直ちにサービスの質の低下であるとまではいえないと考える。 以上から、所期の目標を達成したものとする。	
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-12	犯罪被害者支援業務		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】第4次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
各地方事務所において弁護士に向けた業務説明やそれに代わる資料提供等を年1回以上実施する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	
各地方事務所において関係機関等との協議等を年1回以上実施する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	
2週間以内の支給割合を前年度同水準とする	前年度と同水準	99.0%	99.9%	99.8%	100.0%	99.9%	(参考情報) 令和3年度：99.0%
DV等被害者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	1,292件	1,570件	1,758件	2,382件	(参考情報) 令和3年度：972件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・5 犯罪被害者支援業務 犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次被害の防止を始め犯罪被害者等の心情に配慮することができるよう、支援センター職員の能力向上のための研修を実施する。 ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援業務について、適切に周知を図るとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施する。 各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる態勢の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。 【指標】 ・全国の地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会・資料提供等を年度計画で定める回数、着実に実施する。 ・全国の地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年度計画で定める回数、着実に実施する。 ・被害者参加旅費等支給につき、2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中期計画	II・5 犯罪被害者支援業務 (1) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。 (2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施するとともに、これらの支援体制を整備するため、弁護士会と連携して登録・契約弁護士数の確保に向けた協議会等の実施や関係機関との連携強化を図り、女性弁護士への相談希望等相談内容やニーズに応じたサービス提供に努める。 (3) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。
年度計画	II・5 犯罪被害者支援業務 (1) 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。 (2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助に関し、ニーズに応じたサービスを提供するため、犯罪被害者支援ダイヤルの周知に努め、支援体制を整備するとともに、以下の活動に取り組む。 ア 各地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を、年1回以上実施する。 イ 各地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年1回以上実施する。

- | | |
|--|---|
| | <p>(3) 令和6年の総合法律支援法の改正により、犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を行う犯罪被害者等支援弁護士制度が創設され、支援センターの新たな業務とされたことを踏まえ、その運用開始へ向けて、関係機関・団体等と連携を図りつつ、システム構築を含めた人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を着実に進める。また、改正法が施行された場合には、円滑かつ充実した運用を行う。</p> <p>(4) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。</p> |
|--|---|

主な評価指標	犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料30、31、32、33、34、35、36、37、38】	評価	A	評価	
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取等 地方事務所において、合計1,582の関係機関・団体を通じて聴取した意見・要望から犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、被害者支援連絡協議会やDV防止法第9条の趣旨に基づき設置された地域ネットワークの中で開催される協議会への参加のほか、犯罪被害者週間のイベントへの協力等を通じ、犯罪被害者等のニーズの把握に努め、それに沿った取組を行った。 また、地方事務所において、業務改善の参考とするため、犯罪被害者等からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換・事例検討を行った。 (2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等 児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）を1回実施した。 性犯罪・性暴力被害者及びDV被害者に対する支援を適切に行うため、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講し、全国の担当職員195名が延べ788講座を視聴した。 本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応ができるよう対応改善に向けた指導等を実施するとともに、コールセンターと共同で、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研修を行う際の研修受講者に対するフィードバックの視点として活用した。 本部人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行うとともに、本部及び地方事務所職員が犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等へ参加した。 地方事務所職員を対象として、職員同士の業務経験の共有等を行う勉強会（実施回数：4回、参加人数：延べ69人）を実施し、二次的被害防止を含めた対応スキル	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体との連携の維持・強化を図り、犯罪被害者等からのニーズを把握する取組や職員研修を実施した。 本部及び地方事務所において引き続き周知に努めたことにより、対前年度実績で犯罪被害者支援ダイヤル受電件数は約1.37倍、精通弁護士取次件数は約1.37倍に、DV等被害者法律相談援助件数は約1.35倍に増加し、いずれも業務開始以来の最高件数を更新した。 また、全ての地方事務所において、弁護士及び関係機関等に向けた、犯罪被害者支援に関する業務説明や協議会等をそれぞれ複数回実施し、精通弁護士紹介の運用等について改善すべき点がないか検討するとともに、連携の維持・強化を図ることができた。本部においても、引き続き日本弁護士連合会と連携強化を図り、サービスの向上に向けた意見交換を行った。 さらに、国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるよう最高裁判所と協議の場を設けて態勢整備に努め、被害者参加旅費等支給制度では、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、事務手続の見直しを行うとともに、裁判所や法			

向上に取り組んだ。 2 精通弁護士紹介及びDV等被害者法律相談援助等の適切な実施と関係機関との連携 (1) 犯罪被害者支援ダイヤル 令和4年4月1日からフリーダイヤル化した犯罪被害者支援ダイヤルについて、引き続き、ホームページや地方事務所を通じて関係機関や利用者に周知を行った。 また、これまでの各種広報活動に加え、今年度においては、犯罪被害者等法律援助制度運用開始に向けて、全国の裁判所、検察庁、警察等の関係機関を通じた周知により一層取り組んだ結果、犯罪被害者支援ダイヤルの受電件数は31,640件となり、業務開始以来の最高件数となった（令和6年度：23,155件）。 (2) 精通弁護士紹介及びDV等被害者法律相談援助等の適切な実施 ア 精通弁護士紹介 精通弁護士紹介件数は、令和7年度は3,717件（令和6年度：2,711件）、精通弁護士紹介までに要する平均日数は、1.71営業日（令和6年度：1.43営業日）（受付日不算入）となった。 精通弁護士数は4,095名となった（令和6年度より22名増加）。そのうち、女性弁護士数は計1,041名となった（令和6年度より25名増加）。 イ DV等被害者法律相談援助 令和6年度に引き続き、児童虐待に対する法律相談援助の周知のため、児童向けのポスター及びポケットカードの配布のほか、法テラス公式YouTubeチャンネルへ掲載中の児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画について、引き続き動画広告として放映するなど、制度の周知に取り組んだ。 また、令和8年1月1日付けでDV等被害者法律相談援助業務運営細則を改正し、相談時間60分以上の場合に法律相談費を11,000円支出できるようにすることでサービスの向上を図った。 DV等被害者法律相談援助における相談件数は2,382件（DV：2,140件、ストーカー：206件、児童虐待：36件）となった（令和6年度：1,758件（DV：1,576件、ストーカー：151件、児童虐待：31件））。 (3) 関係機関との連携 ア 全地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を1回以上実施し、全国での実施総数は243回となった。	務省と情報共有を行い、連携を深めることで、2週間以内の支給割合を前年度と同水準である99.9%という極めて高い水準で達成した。 加えて、犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始に向けて、業務方法書を含めた各種規程の整備、業務管理システムの構築といった準備を着実にを行うとともに、関係機関と定期的に協議を実施する等して、契約弁護士の確保にも努めた結果、滞りなく運用を開始することができた。 以上のとおり、犯罪被害者等のニーズを適切にくみ上げ、各種支援制度につなぐという従来からの取組を継続して件数増加を実現させるとともに、被害者参加旅費等支給に関する指標を高い水準で達成しつつ、新たに開始された犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始に向けて、着実な準備を行い、施行と同時に運用開始に至ることができた。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られた。	
---	--	--

イ 全地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他人権擁護員や民生委員、NPO団体等の犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等と、犯罪被害者支援に関する相互連携等の協議や勉強会等を1回以上実施し、全国での実施総数は489回となった。 ウ 本部においては、日本弁護士連合会と定期的に協議を実施するなどして課題等を共有し、適切な支援への協力を求めた。 その他、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の全国犯罪被害者支援フォーラムへの出席、国土交通省主催の公共交通事故被害者支援研修への講師派遣等、関係機関等との連携強化に努めた。 3 被害者参加人のための国選弁護制度及び被害者参加旅費等支給制度等 (1) 裁判所等との連携 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるよう、最高裁判所との協議の場を設け、国選被害者参加弁護士の選定請求書の様式改定後の運用等について意見交換を行うなど態勢の整備に努めた。 被害者参加旅費等支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、最高裁判所及び法務省と協議を重ね、被害者参加旅費等支給業務の事務手続の見直しを行った。このほか、裁判所及び法務省と情報を共有し、事前の支給見込額の照会に対応したり、請求書提出後に追加の事情聴取が必要な案件については、受付後に速やかに裁判所に対応を依頼したりするなどの工夫により、書類の追完等が必要な案件であっても、当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努めた。 (2) 支給実績 ア 請求件数と支給額 令和7年度における請求件数は3,340件、支給額は2,731万4,386円であった（令和6年度の請求件数は3,346件、支給額は2,582万2,951円）。 イ 請求の受理からおおむね2週間以内の支給割合 引き続き毎月3回の送金日を設け、全請求の99.9%について請求の受理からおおむね2週間以内の支給（2週間を超えた直近の送金日に支給することを含む。）を達成した。		
--	--	--

4 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始に向けた取組 総合法律支援法（平成16年法律第74号）の一部改正法が成立・公布（令和6年4月24日）されたことを受け、犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を行う「犯罪被害者等支援弁護士制度」（以下「新制度」という。）が創設され、支援センターが担う「被害者等の刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談」及び「契約弁護士等に必要な法律相談及びこれに付随する事務を取り扱わせる」業務について、令和8年1月13日から運用が開始された。本部においては、同法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日参・法務委員会、同月17日衆・法務委員会）等を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会等と新制度の制度設計に関する協議を重ね、骨子となる業務方法書変更案を作成し、令和7年9月19日に法務大臣による認可を受けた。その他、実施体制及び業務方法書を始めとした各種規程の改正等を行うとともに、制度を適切に運営するための業務管理システムを開発した。また、法務省や日本弁護士連合会と定期的に協議を実施したほか、制度概要を分かりやすく記載したポスター、リーフレットを制作の上、全国の裁判所、検察庁、警察等関係機関へ配布し、YouTube動画を作成する等して幅広く制度周知を図った。地方事務所においては、連携方法等について弁護士会等の関係機関と協議を行うほか、担い手となる契約弁護士の募集を行うなど着実に準備を進めた。その結果、施行と同時に運用を開始し、令和7年度における犯罪被害者等法律相談援助件数は93件、犯罪被害者等代理援助件数は51件であった。また、担い手となる弁護士数は令和8年1月13日時点で1,057名、うち女性弁護士は360名であったが、令和8年4月1日現在の犯罪被害者等法律援助契約弁護士数は1,362名、うち女性弁護士数は474名となった。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-13	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
多言語対応件数	多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる	6,065件	6,803件 (10言語：5,298件)	7,676件 (10言語：5,592件)	6,296件 (10言語：5,837件)	10,270件 (10言語：8,148件)	(参考情報) 令和3年度：6,065件 ※多言語情報提供サービスは、支援センターが通訳業者を介して提供するものであるところ、令和6年度は他の年度と通訳業者が異なり、事前の振分け機能等を導入していたことから、他年度の多言語対応件数と同様の件数把握が困難となった。そこで、過年度対応分も含め、外国語話者に対し実際に多言語情報提供を行った件数（10言語対応件数）を併記した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実 被災者や在留外国人を含め、様々な事情により司法アクセス障害を抱える人々がいることを踏まえ、これら各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める。 【指標】 ・多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる。
中期計画	Ⅱ・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実 これまでサービスの充実に図ってきた高齢者・障がい者、生活困窮者等に加えて、被災者や在留外国人等の司法サービスへのアクセスが困難な、より多様な方々に対しても更に充実したサービスが提供できるよう体制を整備し、これらの人々のニーズに即しながらサービスの充実に図っていく。
年度計画	Ⅱ・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実 高齢者・障がい者や既存の法律相談場所へ赴くことが困難な方に対し、電話等を活用した法律相談が実施できることを福祉機関等の関係機関に周知を行う。 在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、通訳を伴う法律相談援助を更に周知し、充実させることを検討するとともに、引き続き外国人在留支援センター（F R E S C）の入居機関と連携しつつ、一元的相談窓口を含む外国人支援機関や団体等との連携を強化する。また、これら関係機関の相談員など外国人在留外国人の支援者を対象に、外国人在留外国人が直面しやすい法的問題に関する研修を開催する等して、外国人在留外国人に対する効果的な法的支援を図る。 さらに、ホームページやSNSを通じて「やさしい日本語」を含む複数の言語で発信することにより、外国人への積極的な周知・広報に努める。 令和6年奥能登豪雨の被災者に対し、適切な情報提供や、生活の再建に必要な無料法律相談（令和7年9月19日まで）を行う。また、自然災害等が発生した時には速やかに被災者が必要とするサービスが提供できる体制を整備し、サービスの充実等を図る。

主な評価指標	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実に向けた取組			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	A	評価	
1 高齢者・障がい者等への対応	評価に至った理由		評価に至った理由	
自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対しては、福祉機関等の支援者を通じて次の取組を行った。 ・ 特定援助対象者法律相談援助（項目別評価調書2-9 参照） 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談を実施する。 ・ ケース会議弁護士派遣モデル事業（項目別評価調書1-6 参照） 支援者の主催する支援調整会議その他のケース会議に弁護士を派遣する。 ・ 常勤弁護士による関係機関に対する情報提供（項目別評価調書1-2 参照） 常勤弁護士が、支援者に対し、支援者の抱えているケースの解決に資する法的支援の情報を提供する。 これらの取組について、全ての地方事務所において、自治体・福祉機関等に対し協議会や説明会を通じて周知を行った。 例えば、栃木地方事務所では、高齢化率の高い自治体を優先的に訪問及び業務説明を行い、高齢者障がい者担当課、生活保護担当課及び広報広聴担当課の三部署を訪問して、試行的巡回相談会の実施に向けた協力を依頼した。また、それらの自治体における法律相談に関して弁護士会との調整も行い、相談担当者名簿の作成及び担当弁護士の派遣について協力を得た。これらの取組を通じて県北エリアにおける指定相談場所の設置や巡回相談の実施に関する合意形成が進み、令和8年度から大田原市内を会場として毎月1回巡回相談を実施する仕組みを整えることができた。 また、鹿児島地方事務所では、県内各地の社会福祉協議会を対象とした研修や、鹿児島市内の障がい者及び生活困窮者支援を行う関係機関に業務説明を行ったことにより、支援者からの相談やケース会議の対応依頼が増加した。屋久島においては、オンライン相談の仕組み作りに注力し、オンライン機器を持たない高齢者等が役場・社会福祉協議会の端末を使用して相談や依頼後の打合せもできるよう、関係機関に協力を依頼し、試行を行っている。	利用者の多様なニーズへ対応するため、地方事務所や常勤弁護士において、地方公共団体や福祉関係機関等に対し、協議会や業務説明会を開催し、高齢者や障がい者等が既設の相談場所に赴くことが困難である場合も電話等を活用した法律相談という手段もあることや、ケース会議に弁護士を派遣できること、常勤弁護士による情報提供といった取組を周知するとともに、扶助制度の業務説明等を実施した。 外国人在留支援センター（フレスク）内に設置している本部国際室において、運営協議会や勉強会等を通じてフレスク入居機関との連携を深める体制を整備した。外国人支援者に対するセミナーは、基礎編の合計受講者数（993名）が前年度と比べ微減（1,046名から約5%減）となった。ただし、2年周期で基本6テーマをローテーションする開催方法であるため、一定の受講者離れは想定されるところ、1回当たりの平均受講者数は引き続き300名を超えている。面談及び電話による情報提供においては、必要に応じて、個々の問合せへの対応の際に、フレスク入居機関との同席相談を行うなど連携して対応し、早期の問題解決に寄与			
2 外国人のニーズへの対応				

(1) 本部国際室での取組 ア 外国人在留支援センター（F R E S C /フレスク）入居機関等との連携強化 外国人在留支援センター（フレスク）では、同所に設置された本部国際室を通じて、出入国在留管理庁を始めとする入居機関との連携を強化した。具体的には、入居機関に寄せられる様々な相談のうち、法律問題や当該機関単独では対応が難しい生活問題等について、当該機関からの引継ぎや同席相談に積極的に対応するなどした。また、週1回の運営協議会で各機関の相談対応状況やイベント情報を共有するとともに、連携強化を図るための勉強会を3回開催した。 さらに、本部国際室では、自治体や一元的相談窓口の相談員を含む全国の外国人支援者向けに、オンライン形式のセミナーを計5回開催し、うち3回の基礎編は延べ993名が受講した（1回当たりの平均参加者331名）。この他にも業務説明や視察対応等を行い、支援センターの業務を様々な現場で外国人支援に携わる方々に周知するとともに、これらの人々の法的支援に関する知識獲得に貢献した。 イ 面談及び電話による情報提供 本部国際室では、弁護士を配置し、外国人に特化して面談及び電話による情報提供を行ったほか、地方自治体等の外国人相談・支援窓口や地方事務所職員からの相談・問合せにも随時対応し、外国人相談者の早期の問題整理に寄与した（多言語情報提供サービスを利用した782件を含む令和7年4月1日から令和8年3月31日までの対応実績は2,164件）。 ウ 常勤弁護士等を対象にした研修の実施 外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談者のニーズに適切に応えるべく、本部国際室において常勤弁護士等を対象に外国人支援研修を4回開催した。さらに、同研修の一部につき、フレスク入居機関職員による受講を可能にし、外国人相談対応体制の充実に努めた。 (2) 外国人への積極的な周知・広報 ア やさしい日本語を用いた周知・広報 支援センターでは、出入国在留管理庁等が推奨している「やさしい日本語」を用いて、ホームページに法律用語・相談事例の解説を掲載している。令和7年度は、交通事故に関する法律用語・相談事例を新たに掲載した。 イ ホームページによる周知・広報	した。結果として、2,164件の情報提供を実施し、前年度の1,957件から約10.6%の増加を達成することができた。これらの業務と並行して、常勤弁護士等を対象とする外国人支援研修を開催するなど、外国人のニーズ拡大にも適切に対応した。 また、多言語対応件数については、令和6年度から外国語（10言語）話者に対する情報提供件数を対象とする集計方法も加え、令和7年度は8,148件の外国語話者に対する情報提供を実施し、前年度から約39.6%の増加を達成したほか、ホームページの改修やSNSの発信等を行うことで、外国人への積極的な周知・広報を行った。 さらに、地方事務所では、地方協議会やその他の会議、業務説明等を通じて外国人支援機関との連携を進展させた。 令和6年奥能登豪雨について、被災者法律相談援助を実施するに当たり、巡回相談も活用した。また、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨被災地域において、巡回相談車両である法テラス号を引き続き運用し、令和7年度以降も継続すべく、東日本大震災への対応経験をいかして被災地の地方事務所、弁護士会や地方自治体といった関係機関と連携を密に行い、新たに仮設団地集会所における茶話会形式の相談会を開催する工夫もした。さらに、災害に関するFAQや関
---	--

ホームページにおいては、支援センターの各業務や多言語情報提供サービス、外国人在留支援センターに関する情報を翻訳して掲載している。 また、令和3年度以降、利用実績の多いFAQを10言語に翻訳して掲載しており、令和7年度も継続して実施した。 ウ X（旧Twitter）による周知・広報 やさしい日本語を用いた多言語情報提供サービスの紹介や、やさしい日本語による用語集・事例集及び各言語に翻訳したFAQ等を掲載したホームページを周知・広報する情報を発信した。また、同内容の発信を英語でも実施した。 (3) 多言語による情報提供 外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスは「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策の一つであり、現在は10言語に対応している。令和7年度は前年度に引き続き、職員から外国語話者へ架電する場合においても、同サービスを利用して通訳を介して対応することができる体制を継続した。そのほか、情報提供業務において使用頻度が高く、10言語に翻訳したFAQを支援センターのホームページに掲載した。外国人人口の増加等の環境変化がみられる中、外国人が利用する対話型AI等においても、支援センターの多言語情報提供サービスが紹介されている例が確認されているところ、令和7年度における多言語情報提供サービスの対応件数は、過去最多の10,000件を超え、前年度を約4,000件上回る結果となった。 - 多言語対応件数 8,148件（外国語話者に対する情報提供実施件数） （参考）（令和6年度：5,837件） (4) 地方事務所での取組 以下の取組を通じ、外国人支援機関等との連携を進展させた。 - 外国人支援機関との合同相談会の開催（大阪・和歌山・奈良・愛知・広島） - 外国人支援機関との合同イベントへの参加（浜松） - 外国人支援をテーマとする地方協議会の実施（奈良・山口・大分） - 外国人支援機関等との会議・協議会等への参加（神奈川・三重・愛媛・新潟・静岡・滋賀・兵庫・奈良・島根・広島・山口・高知） - 日弁連「多文化共生社会の実現に関するキャラバン」への参加（宮城、山形、岩手、熊本、福岡、大分） - 外国人支援機関への業務説明（岐阜・徳島・福岡） - 外国人支援に関する研修や講義等（千葉・浜松・岡山）	係機関相談窓口情報の整備を行い、必要な法制度や相談窓口へのアクセスを支援した。 以上から、特に、多言語情報提供サービスにあつては、前年度比163.1%と所期の目標を上回る成果が得られた。	
--	---	--

また、以上の取組のほかに、センター相談として新たに外国人対応枠を設けた事務所（千葉）もあった。 (5) 職員の対応能力向上のための取組 東京出入国在留管理局在留支援部門が主催する「やさしい日本語研修」を、地方事務所等の職員52名が受講し、外国人にも伝わりやすく実践的な話し言葉等を学ぶなどして外国人利用者に対する対応能力を向上させた。また、前述の本部国際室における常勤弁護士等を対象にした研修の一部において、職員の受講も可能とし、外国人支援にかかる法的支援の研さんに努めた。 3 令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨への対応 (1) 被災者法律相談援助 令和6年9月20日から同月23日に発生した奥能登豪雨について、資力を問わない被災者法律相談援助を令和7年9月19日まで実施した。この被災者法律相談援助の実施に当たっては、関係機関と連携し、巡回相談も活用した。 令和6年奥能登豪雨に係る令和7年度中の被災者法律相談援助の実施件数は179件であった。 (2) 「法テラス号」派遣 令和6年3月から開始した移動相談車両「法テラス号」を交通が不便な地域や避難所等に派遣する取組を令和7年度も継続し、高齢者や障がい者等既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方が、対面で法律相談することができ、避難所等で法律相談ができる場所を確保できない場合でも、車内で法律相談を行うことを可能とした。 従来の、石川県内各市町の社会福祉協議会（地域支え合いセンター）が主催するカフェイベントにおける相談会、並びに金沢地方裁判所七尾支部、輪島支部及び金沢家庭裁判所珠洲出張所の各駐車場における相談会のほか、令和8年2月からは、七尾市社会福祉協議会（地域支え合いセンター）の協力を得て、仮設団地集会所における茶話会に弁護士が参加してお困りごと等について気軽におしゃべりをするとともに、同団地敷地内に駐車した「法テラス号」車内にて個別の法律相談にも対応する形の相談会を開催した。 (3) 情報提供 被災者を支援するため、法テラス災害ダイヤルにおいて、災害に関連するF A Qや関係機関窓口情報を前年度に引き続き整備した。令和7年4月から令和8年		
---	--	--

3月までの同ダイヤルにおける情報提供件数は47件であった。		
-------------------------------	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-14	一般管理費及び事業費の効率化		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和7年度予算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (千円)	前年度比3%以上 削減 ※参考情報参照	1,778,381※	1,868,396	1,844,969	1,878,180	1,777,202	(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※令和6年度予算額を基に、一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分及び事務所借上料を除く。）の前年度比で3%以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1%以上を加えた効率化減を織り込んだもの
事業費 (千円)	前年度比1%以上 削減	1,368,685※	973,454	1,145,204	1,066,839	1,351,346	(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費、新規・拡充分は対象外 ※令和6年度予算額を基に1%以上の効率化減を織り込んだもの

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・1 一般管理費及び事業費の効率化 役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。 一般管理費及び事業費について、引き続き、業務の効率化により経費削減に努めるとともに、調達の合理化を図る。 【指標】 ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減する。 ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。
中期計画	Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。
年度計画	Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。 具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うほか、入札手続において、より競争的となるよう、適切な入札資格要件の設定や提出書類の適正化を図る。

主な評価指標		一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし		評価	B	評価	
1 人件費の合理化・効率化 業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、休日国選対応の土日勤務を含めたパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働法規を考慮しつつ、国家公務員の給与制度の見直し等を踏まえた規程の改正を行うなど、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。		評価に至った理由		評価に至った理由	
2 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び新規・拡充分を除く。）削減 令和7年度の予算額は、中期計画で定めた一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分及び事務所借上料を除く。）の前年度比で3%以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1%以上を加えた金額の削減を織り込んだ1,778,381千円とされたところ、執行額は1,777,202千円となり、3%以上の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（予算額より1,179千円下回る。）を実現した。 (2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費及び新規・拡充分を除く。）削減 令和7年度の予算額は、中期計画で定めた効率化係数1%以上を織り込んだ1,368,685千円とされたところ、執行額は1,351,346千円となり、1%以上の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（予算額より17,339千円下回る。）を実現した。		人件費について、労働法規を考慮しつつ、国家公務員の給与制度の見直し等を踏まえた規程の改正を行うなど、国の制度に準じた内容の給与体系を維持し、引き続き経費の合理化・効率化を図った。 一般管理費及び事業費については、経費削減を推進し、効率化係数が織り込まれた厳しい予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。 また、いわゆる性質随意契約のような競争的手法を用いることが困難な案件を除き、一般競争入札及び複数業者からの見積合わせ等の競争的手法を活用して、契約手続の競争性・公平性を確保するとともに、調達手続における入札公告・公示や契約情報をホームページに掲載して外部事業者に広く情報提供することにより、契約手続の透明性を確保した。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。			
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保 物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、いわゆる性質随意契約や少額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等（総合評価落札方式や企画競争による随意契約を含む。）の競争的手法を活用した。 随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴するなどの工夫を行った。 また、公告や契約情報をホームページに掲載して、調達情報を外部に公表した。 なお、令和7年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－15	事業の効率化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
コールセンターの 応答率	90%以上	90%	92.4%	96.5%	94.6%	84.6%	(参考情報) 令和3年度：93.4% 令和3年度受電件数：317,999件 令和4年度受電件数：328,525件（前年度比103.3%） 令和5年度受電件数：345,812件（前年度比105.3%） 令和6年度受電件数：355,317件（前年度比102.7%） 令和7年度受電件数：397,618件（前年度比111.9%）
占有率（業務関連 時間に占める利用 者対応時間の割 合）	おおむね80%	80%	81.7%	77.1%	76.7%	87.7%	(参考情報) 利用者対応時間（電話・メール・有人チャット対応 時間（有人チャットは令和6年8月以降）、保留時 間、後処理時間の和）を業務関連時間（利用者対応 時間と待機時間の和）で除した割合
国選弁護等報酬・ 費用に関する地方 事務所限りの再算 定件数	(参考指標)	—	2件	4件	1件	2件	(参考情報) 令和3年度：10件 令和4年度の不服申立て件数：合計271件 令和5年度の不服申立て件数：合計268件 令和6年度の不服申立て件数：合計240件 令和7年度の不服申立て件数：合計234件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2 事業の効率化 社会情勢の変化等に応じ、組織運営における合理化・効率化を検討する。 デジタル技術の活用等により、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務等の各種業務における合理化・効率化を図るとともに、各業務について、以下のとおり効率化を図る。 ア 情報提供業務 コールセンターの情報提供については、一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。 【指標】 ・応答率及びオペレーターの占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）について、中期計画で定めた水準を維持する。 イ 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、引き続き合理的な事務運営を図る。 ウ 国選弁護等関連業務 国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、引き続き合理的な事務運営を図る。
中期計画	Ⅲ・2 事業の効率化 (1) 組織運営の効率化 総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等を柔軟に見直す。 (2) 業務の効率化 デジタル技術の活用等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直し等を進め、業務の効率化を図る。なお、情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務については、以下の点に留意する。 ア 情報提供業務 コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持しつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。 イ 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。 ウ 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、算定業務の本部集約を進める中、本部と地方事務所の役割を明確にし、地方事務所で処理することが合理的な事務は地方事務所で処理するなど適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

年度計画	Ⅲ・２ 事業の効率化 (1) 組織運営の効率化 総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等について検討し、柔軟に見直す。 (2) 業務の効率化 業務の効率化に活用し得るデジタル技術についての調査を行うこと等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直しについて検討する。 ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持するように努める。 イ 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。 また、インターネットを利用した新たな決済手段等、デジタル技術の活用による業務の効率化について調査・検討する。 ウ 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、本部及び地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。 国選弁護人等の報酬算定業務等に関し、デジタル技術の活用による業務の効率化について調査・検討する。
------	---

主な評価指標	事業の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料7、8、51、52、53】	評価	A	評価	
1 組織運営の効率化	評価に至った理由		評価に至った理由	
全国の地方事務所長等が参加する会議（全国地方事務所長会議、ブロック別協議会）において、支援センターが直面する各種課題に対応し得る効率的な組織運営の在り方をテーマに協議を行った。 また、令和5年度から、本部課室・地方事務所等において、所属職員の休業等により円滑な業務運営が困難となった場合には、他の本部課室・地方事務所等による業務連携・相互支援の取組を行っている。令和7年度は、様々な支援メニューを基に、複数の本部課室・地方事務所等の間で業務連携・相互支援を行った。さらに、地方事務所間での業務連携・相互支援を促すため、各ブロックごとに、地方事務所事務局長会議を、年2回以上開催した。	1 組織運営の効率化 組織運営の効率化については、国選弁護等関連業務の業務継続等、効率的な組織運営の在り方をテーマに各地の地方事務所長等と協議を行った結果、より効率的な組織運営が期待できる施策を企画・試行し、効果が認められた施策を各地に展開していくという方針についておおむね合意に至ることができた。また、令和5年度から、本部課室・地方事務所等の間で相互に業務支援を行っているところ、令和7年度は、様々な支援メニューを基に、支援を求める事務所に対し、より効果的な支援を行った。さらに、各ブロックごとに、地方事務所事務局長会議を行った結果、事務局長間の情報交換の機会が増え、業務連携・相互支援の取組が進んだ。			
2 業務の効率化 令和4年度から本部内で運用している法人文書システムについて、複数の職員が同時に決裁文書を閲覧・検討することが可能であるため、最終決裁者の決裁までの時間が短縮するなど本部業務を効率化できた。地方事務所等においては、同システムの利用は一部にとどまっていたところ、令和7年度には、全ての地方事務所等職員を対象に運用開始に向けた研修を実施した。これにより、全ての地方事務所において同システムの利用が可能となったため、今後更なる効率化が図られる見込みである。 (1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターでは、電話対応及びメール・有人チャット対応による情報提供を行っているところ、このうち電話対応業務について、令和6年度に引き続き、コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。 コールセンターの対応件数は前年度より24,521件増加し、過去最多の442,452件となった。令和7年5月のゴールデンウィーク明け以降、入電件数が増え始め、電話対応件数は前年度より42,301件増加し、過去最多の397,618件（前年度比111.9%）となった。入電件数が増え続ける中においても、全国の地方事務所のナ	2 業務の効率化 情報提供業務では、地方事務所のナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送取組を継続するとともに、令和6年度からは、聴覚障がい者や電話を苦手とする利用者、営業時間内に電話することができない			

ビダイヤルに音声自動応答によってコールセンターに自動転送する機能を追加する取組は継続しつつ、入電状況の繁閑予測に合わせてオペレーターを配置することにより、オペレーターの無駄な配置を抑制する取組を徹底し、個々のオペレーターがこれまで以上に後処理時間を含む対応時間を意識すべく声掛けを徹底することによって、占有率を87.7%に上げ、また、応答率を84.6%に留めることができた。 情報提供業務においては、利用者の利便性向上のため、Web上で24時間、必要な時に必要な情報が得られるチャットボットによる情報提供サービスを令和6年5月から開始し、支援センターの営業時間外にも利用者に情報提供を行うことで、より効率的な対応が可能となった。令和8年1月には、ホームページ上のチャットのアイコン（入口）を地方事務所トップページ全てに配置するなどの工夫を凝らし、利用者の利便性向上（聴覚障がい者への合理的配慮の側面につき「1－5 事務所の存置等」1参照）のみならず、効率的な情報提供を行うことができた。また、令和6年8月から開始した有人チャットによる情報提供サービスも継続し、入電・受電状況やチャットの利用状況やコールセンターの人員体制等を考慮しながら、有人チャットによる対応時間の維持を図った。 ※ 利用者対応時間（電話・メール・有人チャット対応時間、保留時間、後処理時間の和）を業務関連時間（利用者対応時間と待機時間の和）で除した割合 (2) 民事法律扶助業務 ア インターネットにより法律相談の予約を受け付けるシステムについて、面談、電話又はオンラインのいずれかの相談方法の選択を可能とするための改修を進めた。 イ 立替金の償還金引落口座の登録方法として、新たにインターネットによる口座登録の受付を可能とするサービスを導入し、利用者の利便性の向上とともに、更なる業務効率化を図った。 ウ 立替金の償還免除申請について、インターネットによる申請を受け付けるサービスを令和8年4月1日から全国で導入するため、令和7年度中に業務方法書を変更し、一部地域で先行実施を行った。 エ 立替金の償還免除について、申請者の負担軽減だけでなく、業務効率化の観点から申請書式等を改訂するとともに、運用の一部を見直した。 (3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定は、平成25年度から本部で集約して行っている。	利用者であっても一定の情報提供サービスが受けられる利便性を提供するため、チャットボットによる常時の情報提供サービス及び即時に情報提供が可能な有人チャット対応を開始して、令和7年度においても利用者の利便性の向上に資する取組を継続した。さらに、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した。 入電状況を分析してオペレーターの適正なシフト配置をより徹底するとともに、全国の地方事務所において法律相談援助のWeb予約が可能となったことにより、地方事務所へ電話を転送せず、コールセンターから直接Web予約案内をできるようにしたことで対応時間の効率化を図るなどの工夫を継続して行った。令和7年度は、応答率84.6%及び占有率87.7%となり、いずれも中期計画の目標値（応答率90%以上、占有率おおむね80%）との関係では厳しいコールセンター運営となった。一方で、過去最多かつ大幅に増加した入電件数に対し、オペレーター人員等の限られた資源の中で、対応時間を意識し、後処理時間の短縮を行うなど、効率的かつ真摯に対応した結	
--	--	--

一方、不服申立てについては、その判断が容易であり、本部による判断が明らかに必要でないと認めるときは、地方事務所（支部を含む。）においても再算定を可能としており、本部と地方事務所の適切な業務分担により事務手続の合理化を図っている。 令和7年度は、合計234件（令和6年度：240件）の不服申立てのうち、2件（令和6年度：1件）が地方事務所限りの再算定で処理された。 地方事務所限りの再算定処理率 令和7年度：約0.9% （令和6年度：約0.4%） また、国選弁護人等の報酬算定業務等に関し、業務のデジタル化の検討を進め、予算獲得のために必要な機能を厳選するなどの検討も行い、令和10年度中の「費用等の自動計算システム」の導入を目指す方針を固めた上、開発業者から見積書を徴取するなど、令和9年度予算概算要求の準備を行った。	果、受電件数は過去最高を記録した。こうした状況を踏まえれば、特に想定を上回る需要増に対応しつつサービス提供を維持した点を重視し、総合的には初期の目標を上回る成果があったものとする。 民事法律扶助業務では、インターネットによる法律相談の予約受付システムの改修や、インターネットによる口座登録受付サービスの導入、インターネットによる償還免除申請受付サービスの導入に向けた取組等、デジタル技術の活用による各種効率化を図った。 国選弁護等関連業務では、令和7年度において、地方事務所限りの再算定件数及び同処理率が前年度と同水準であった。これは、前年度と同様に、不服申立てのほぼ全てが契約約款の解釈をめぐる統一的な判断が必要なものなど本部での処理が相当といえる事例であったためである。地方事務所限りで処理すべき事例等がほとんど見当たらない状況ではあるが、本部で処理することが適切な案件は本部で処理することができ、本部と地方事務所における適切な業務分担を行うことができたといえる。また、業務実績欄2(3)記載のとおり、費用等の自動計算システムの導入の方針を固め、検討を進めている。 3 評価	
---	---	--

	以上から、所期の目標を上回る成果を得られたものとする。	
--	------------------------------------	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-16	自己収入の獲得等		
当該項目の重要度、 難易度	【困難度：高】寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、困難度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
しょく罪寄附収入	(参考指標)	—	38,316千円	39,945千円	30,792千円	49,383千円	(参考情報) 令和3年度：53,986千円
一般寄附収入	(参考指標)	—	72,692千円	26,609千円	12,478千円	8,839千円	(参考情報) 令和3年度：3,396千円
司法過疎地域事務所における事業収益	(参考指標)	—	157,649千円	187,130千円	155,576千円	180,912千円	(参考情報) 令和3年度：168,184千円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・1 自己収入の獲得等 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。
中期計画	IV・1 自己収入の獲得 (1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。
年度計画	IV・1 自己収入の獲得 (1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途を分かりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなど、工夫した広報を実施するとともに、寄附金の受入方法の拡充についても併せて検討する。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

主な評価指標		自己収入の獲得等に向けた取組状況											
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価										
業務実績		自己評価											
業務実績等報告書（資料編）：なし		評価	B	評価									
1 寄附金収入獲得への取組		評価に至った理由		評価に至った理由									
- 寄附者が税制上の優遇措置を受けられるよう、個人住民税の寄附金税額控除の対象団体となるための申請を行い、令和7年度は9県から指定を受けた。 - 前年度に引き続き寄附プラットフォームにて継続年会費制の「法テラス応援団」を募集し、令和7年度は応援団員が15名になった。 - ホームページにおいて、かねて寄附金に関する情報を発信していたところ、令和7年度は、「寄附を活用するなどした活動の報告」として、「法テラス号」の活動報告の連載を通じて寄附金の使途の報告を行い、寄附を検討する人に向けて寄附後の使途をイメージしやすくした。 - 寄附についてのチラシを作成し、ホームページに掲載した。 - しょく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部に掲示した。 - しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを更新し、しょく罪寄附制度の申込窓口が法テラスであることの周知を徹底した。 ＜令和7年度実績＞<table><tr><td>しょく罪寄附</td><td>49,383千円（令和6年度</td><td>30,792千円）</td></tr><tr><td>一般寄附</td><td>8,839千円（令和6年度</td><td>12,478千円）</td></tr><tr><td>計</td><td>58,222千円（令和6年度</td><td>43,270千円）</td></tr></table>		しょく罪寄附	49,383千円（令和6年度	30,792千円）	一般寄附	8,839千円（令和6年度	12,478千円）	計	58,222千円（令和6年度	43,270千円）	寄附金収入獲得への取組については、個人住民税の寄附金税額控除の対象団体となり寄附者が税制上の優遇措置を受けられることから、センターへの寄附のしやすさにつながるよう、対象団体の申請を行った。 ホームページ上の寄附に関するページに寄附金を用いた活動の報告を行うなど、寄附の呼び掛けを継続して実施するとともに、契約弁護士向けしょく罪寄附のチラシを更新し、国選弁護人契約のある全契約弁護士にチラシを配布した。また、地方事務所や支部においては、事務所内にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示する、契約弁護士用のチラシを配布するなどして、同制度の一層の周知を図った。		
しょく罪寄附	49,383千円（令和6年度	30,792千円）											
一般寄附	8,839千円（令和6年度	12,478千円）											
計	58,222千円（令和6年度	43,270千円）											
2 有償受任等による自己収入		有償受任等による自己収入について、司法過疎地域事務所における有償事件の受任件数は前年度より増加し、これに伴い有償事件の受任等による事業収益は、前年度から約16.3%増加したものであり、自己収入の確保に向けた取組の成果は現れてきていると思料する。 令和7年度も、常勤弁護士に期待されている民事法律扶助事件や国選弁護・付添事件に取り組む一方で、有償事件につ											
常勤弁護士に対し、研修等において、支援センターの財政構造、自己収入の確保の必要性・重要性を認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。													
34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,076件（前年度951件。前年度比約13.1%増）、国選弁護・付添事件が569件（前年度461件。前年度比約23.4%増）、有償事件が773件（前年度709件。前年度比約9.0%増）となった。													
また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による令和7年度事業収益は、180,912千円となった（前年度155,576千円。前年度比約16.3%増）。													

3 財政的支援の獲得 無償で貸与を受けている事務所について、貸与を継続した。 (1) 事務所敷地の無償貸与（括弧内は地方公共団体） - 被災地出張所法テラス気仙（大船渡市） (2) 事務所建物の無償貸与（括弧内は地方公共団体） - 鹿角地域事務所（鹿角市） - 鰯ヶ沢地域事務所（鰯ヶ沢町）	いても適切に対応することで、自己収入を確保することができた。 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得については、新規に開設した事務所がなかったため、無償で貸与を受ける事務所等の増加はなく、これまで無償提供を受けていた事務所については引き続きこれを維持することができた。 以上から、一般寄附金額は減少したものの、しょく罪寄附については、ホームページでの情報発信や契約弁護士向けの周知など、寄附金額増加のための工夫を行った結果、令和6年度比35%増と大幅な増加に至ったことからすれば、所期の目標を達成したものとする。	
--	---	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－17	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。 【困難度：高】立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、困難度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
償還率	中期目標期間を通じて90%以上	—	93.8%	94.6%	95.2%	95.8%	(参考情報) 令和3年度：93.0% 令和4年度の数値は、令和6年6月28日付け「業務実績等報告書の訂正について」による訂正後の数値を記載
償還滞納率	前年度以下	30.6%	28.6%	25.8%	23.6%	20.4%	(参考情報) 令和3年度：30.6% 令和4年度の数値は、令和6年6月28日付け「業務実績等報告書の訂正について」による訂正後の数値を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、管理・回収に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等による経済事情の変動等に留意し、償還猶予など柔軟な対応をする。免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断するとともに、償還猶予などによる対応可能性も検討する。 回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定し、償還率向上を図るための事務フローの見直しなど、高い償還率の維持に努める。 また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。 【指標】 ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上の維持に努める。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
中期計画	IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収 (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。 (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。 (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。

年度計画	IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収 (1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施 立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。 ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。 イ 初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを引き続き行う。 ウ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、償還制度や償還方法のほか、償還を滞納すると新たな援助が受けられなくなること等を説明する。 エ 償還滞納状態の長期化を防止するため、本部において、滞納の初期段階で集中的な督促を行う。 オ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。 カ 感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。 (2) 効率的な債権管理の実施 償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討するほか、処理手続の合理化により債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について適正に判断する。 (3) 立替金債権の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で開示する。
------	---

主な評価指標	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料24】	評価	A	評価	
1 効率的かつ効果的な債権回収の実施	評価に至った理由		評価に至った理由	
民事法律扶助の立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に 応じた各種督促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果的に実施するた め、督促方法等の強化を行った。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努 め、償還滞納率の減少を図った。 償還率95.8%（令和6年度比増） 償還滞納率20.4%（令和6年度比減） (1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施 令和7年度も引き続き、本部から、地方事務所が日常的に取り組む事項として、 援助開始時における適切な償還月額の決定、償還の必要性を意識付けるための償還 手続や償還金を滞納するリスク等の説明、自動引落口座登録の徹底、決定書送付の 際の滞納者への督促、滞納者への次回償還予定日の確認等、決定書等が返戻された 際の速やかな住所確認、適正な償還猶予期間の決定を示した上で、それを受けた各 地方事務所において、地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実 行した。 (2) 口座登録の推進 ア 立替金の継続的な償還を確保する上で有効な方策である生活口座からの自動引 落を推進するため、引き続き、援助開始時に被援助者に対して生活口座を登録す るよう案内したほか、督促状に登録口座を変更できることを記載するなどし、生 活口座の登録を促した。 イ 償還金引落口座の登録方法として、新たに、インターネットによる口座登録の 受付が可能となるサービスを導入した。 (3) 被援助者の償還に向けた意識付け強化 ア 引き続き、SMS（ショートメッセージサービス）を使用して、利用者に対し 初回引落日の案内を行うとともに、償還開始後、口座からの引落しに初めて失敗 した利用者に対し、自動払込による償還を促した。 イ 援助開始当初から被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助 開始時に「返済のご案内」を配布するとともに、償還を滞納した場合の不利益に	償還率を95.8%（令和6年度比増）に 向上させるとともに、償還滞納率を 20.4%（令和6年度比減）に減少させる ことができた。具体的取組として、確実 な償還が見込める生活口座登録を引き続 き推進するとともに、インターネットに よる口座登録受付サービスを導入したほ か、援助開始等の機会を捉えて償還の意 識付けを促し、償還金の確保に努めた。 これに加えて、初期滞納者へのコンビ ニエンスストア用収納用紙を発送するほ か、対象者の属性に応じた督促状を送付 するなど、集中的な督促を本部で行っ た。 また、償還の見込みがない債権につい て、ひとり親に対する免除も含め、53億 4,729万円の免除・みなし消滅を実施し た。 以上のような償還率向上に向けた各種 取組及び償還見込みのない債権等の効率 的な償却処理を行い、所期の目標を上回 る成果が得られたものとする。			

ついて、記載内容の追加を行った。 (4) 本部による集中的な督促 償還滞納状態を解消するため、本部において、下記アないしウのとおり、集中的に督促を行った。 ア 初期滞納者への督促 初回滞納から12か月連続滞納までの被援助者にコンビニエンスストア用収納用紙（以下「コンビニ収納用紙」という。）を送付した。また、コンビニ収納用紙の期限内の支払を促す内容のSMS送信を引き続き継続し、督促効果の上昇を図った。 令和6年度 596,479件送付、10億1,670万円を回収 令和7年度 633,114件送付、10億8,564万円を回収 イ 長期滞納者への督促 前年度までの取組を継続し、長期間滞納している被援助者に督促状及びコンビニ収納用紙を送付した。 令和6年度 72,205件送付、3,440万円を回収 令和7年度 75,273件送付、1,726万円を回収 ウ 引落停止への対応 金融機関口座からの自動引落しは3回連続で失敗すると引落しが停止となるため、初めて引落しが停止された被援助者に対し、引落しを再開する旨を通知する督促状及びコンビニ収納用紙を送付した。 令和6年度 7,495件送付、986万円を回収 令和7年度 8,290件送付、1,287万円を回収 また、前年度に引き続き、再度引落しが停止された被援助者についても、引落しを再開する措置を採った。 (5) 支払督促の申立て 長期間滞納している被援助者の一部に対しては、償還されない場合に法的手続を採る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合に裁判所へ支払督促を申し立てた。 令和6年度 24件 令和7年度 27件 2 効率的な債権管理の実施		
--	--	--

債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却も含めてその処理を検討するとともに、ひとり親世帯に対する支援拡充の一環として、新たな償還免除制度を適切に実施した。 免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を適正に判断した。 通常償却処理とは別に、10年間償還がなされていない債権等を対象として、本部による一括償却を実施した（228件、4,267万326円）。 上記を含め、令和7年度は53億4,729万円の免除・みなし消滅を実施した。 3 立替金債権の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータは、業務実績等報告書（資料）において開示している。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－18	業務運営の体制維持		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（常勤弁護士を含む）	(参考指標)	—	931人 ※	927人 ※	916人 ※	922人 ※	(参考情報) 令和3年度：899人 ※ ※各年度3月31日現在

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・1 業務運営の体制維持 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。 政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年頻発する大規模な自然災害により長期間業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時においても業務継続が可能となる体制を整備する。
中期計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 IX・2 デジタル化への対応 政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル化を進めるほか、デジタル技術を活用できる人材の育成を行う。 IX・3 業務継続体制の整備 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、従来想定されていなかった自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。
年度計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 IX・2 デジタル化への対応 政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入を検討・実施するほか、これを活用できる人材を育成するための「デジタル人材確保・育成計画」に基づき、業務のデジタル化を推進するために確保したデジタル人材に対し、教育、研修等を実施する。 また、裁判手続のIT化を踏まえた業務改善について検討するとともに、RPA（Robotic Process Automation）を活用した業務効率化等、デジタル技術の活用・推進を行う。 IX・3 業務継続体制の整備 地震や感染症の感染拡大等、自然災害等の発生により地方事務所において長期間業務継続が困難となる場合に備えて、訓練を実施し、その結果等を踏まえて防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整備する。

主な評価指標	業務運営の体制維持に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 施設及び設備並びに人事に関する計画	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 施設・設備の確保 職員の配置、業務量の変動及び新規業務の追加等に合わせ、施設及び備品の整備やレイアウト変更等を行った。 (2) 人的体制の確保 ア 業務量の変動に応じた人員配置 人員配置において業務量の変動等を更に反映させるため、各地方事務所における民事法律扶助の援助件数等を主な指標とし、地方事務所の業務量を勘案した人員配置として、令和4年度に策定した人員再配置計画に基づき、令和8年度4月期の人員配置を実施した。 イ 能力主義に基づく的確な人員配置 平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。	施設・設備・人的体制の確保については、職員数及び業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。また、業務量の変動等を適切に反映させるため、令和4年度に策定した人員再配置計画及び平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。 また、デジタル技術を活用した業務のペーパーレス化や業務フローの見直しによる業務効率化について、専門家と担当職員で課題や方策等を検討し、第五世代システム要件定義書に基づき、第五世代システムの構築を令和7年10月から開始した。また、民事法律扶助における償還免除の申請をWeb上でできるシステムを導入し運用を開始するなど、一部業務においてはデジタル化を進めた。さらに、職員が手入力している作業について、RPAを活用して入力できるか民事法律扶助業務の一部で試行を実施した。デジタル技術を活用できる人材の育成・研修については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」を参考に策定した「法テラスデジタル人材確保・育成計画」に基			
2 デジタル化への対応				
(1) 効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入検討等について ア 一部業務のデジタル化 利用者の利便性向上や業務効率化を図るため、民事法律扶助業務における償還免除の申請をWeb上でできるシステムを導入し試行運用するなど、一部業務においてデジタル化を進めた。また、職員が手入力している項目について、RPAを活用して入力ができるか、民事法律扶助業務の一部で試行を実施した。 イ コンサルタントを交えたデジタル化の検討 令和10年度に予定されている基幹システム再構築に向けて、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務において、デジタル技術を活用した業務のペーパーレス化や業務フローの見直し等によって利用者の利便性向上や業務効率化につなげるため、業務担当職員とコンサルタント及び構築業者でデジタル化のための課題や方策等を検討し、その内容に基づき、第五世代システムの構築を令和7年10月から開始した。				

(2) デジタル技術を活用できる人材の育成・研修 デジタル庁が行っている情報システム統一研修の「情報システム入門」について、同等以上の資格を有する場合を除いて全役職員に受講を推奨した。IT等の専門的知識や技術を備えた職員を計画的に確保・育成し、中長期的なデジタル施策を実現していく必要性が高まっていることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」を参考に策定した「法テラスデジタル人材確保・育成計画」に基づき、デジタル化推進の中核を担う職員を支援センター内で募集し、1名の職員を選定した。令和6年度に選定された5名に対して、情報システム統一研修の積極的な受講やオンライン研修サービス「Udemy Business」を活用した自学自習の取組を推進した。また、社外セミナーへも参加した。 3 業務継続体制の整備 (1) 緊急時の役割分担 中央省庁業務継続計画や法務省業務継続計画を参考に令和6年度に策定した支援センター地方事務所における防災・業務継続計画について、安否確認サービスを利用した業務継続訓練を実施した。また、令和6年度末に作成した本部非常時優先業務一覧表を基に、新たな本部業務継続訓練の実施方法について検討し、令和8年度から訓練を実施するための準備を整えた。 (2) 国選弁護等関連業務 既存の業務継続体制を踏まえ、本部は、複数の地方事務所で同時に業務が継続できなくなった場合も想定した事務連絡を令和6年度末に発出した。当該事務連絡による業務継続体制の枠組みは、自然災害、感染症の感染拡大その他原因を問わず、地方事務所において業務を継続できなくなった場合に、従前の小規模災害を想定した業務代替候補拠点における業務代替に加え、各地方ブロックの中核事務所において業務代替を行ったり、地方ブロックを超えて他の中核事務所において業務代替を行ったりするというものであり、この枠組みでは、全61の地方事務所（支部を含む。）において代替候補拠点となる事務所を確保することができた。令和7年度においては、当該事務連絡に基づく体制整備を、本部及び地方事務所において進めた。本部においては、地方事務所間で利用するシステム関係の整備、弁護士会と地方事務所との間の業務継続発動時の指名通知業務に関する協定モデル案の整備、具体的な災害を想定した訓練の企画等を行った。地方事務所においては、簡易マニュアルの整備やシステム関係の設定、弁護士会及び裁判所との緊急連絡先等の共有、	づき、デジタル化推進の中核を担う職員の募集を支援センター内で行い、1名の職員を選定した。 業務継続体制の整備について、令和6年度に策定した地方事務所防災・業務継続計画の適時の修正を行い、各地方事務所の実態に即した防災・業務継続計画を維持できた。また、国選弁護等関連業務に関し、令和6年度末に発出された事務連絡に基づく体制整備を本部及び地方事務所の双方において進め、具体的な災害を想定した訓練を実施した。これらの取組により、従前の業務継続体制に加え、複数の地方事務所において同時に業務が継続できなくなった場合を想定した体制についても整えることができた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
---	---	--

弁護士会との間における協定又は業務継続発動時用名簿等に関する協議、代替事務所となる可能性のある地方事務所間での協議、具体的な災害を想定した訓練等を行った。 また、令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報発令・避難指示により、実際に地方事務所で業務を継続できない事態が発生した際には、本部において速やかに情報収集を行い、業務代替拠点への業務代替の可否について検討を行い、同拠点と協力して業務継続を行うことができた。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－19	内部統制の確実な実施		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターが取り扱う個人情報、法的紛争に係る極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
理事長の招集による執行部会の開催数	(参考指標)	—	22回	19回	20回	22回	(参考情報) 令和3年度：21回

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・2 内部統制の確実な実施 (1) ガバナンスの強化 利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。 支援センターが設立から15年以上が経過したことを踏まえ、過去に実施した様々な法的サービスをその内容や効果等について総括的な評価を実施するとともに、その評価を業務運営に適切に反映させるべく検討を進める。 支援センターが扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。 (2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
中期計画	IX・6(1) 内部統制の確実な実施 ア ガバナンスの強化 (ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。 また、支援センター設立から15年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的分析・評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。 (ウ) 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。 イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。 (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

年度計画	IX・6(1) 内部統制の確実な実施 ア ガバナンスの強化 (ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。 ① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。 ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。 ③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。 また、支援センター設立から15年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的な分析等を進めるためのニーズ調査を実施し、調査結果を評価分析の上、必要に応じて業務改善の検討を積極的に行う。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。 (ウ) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制の整備を進めるとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を更に充実、強化させる。 イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、支援センターの業務運営に関し適正性の評価並びに改善に向けた指摘及び提案を行う。また、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。 (イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やコンプライアンス意識向上のための情報発信等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
------	--

主な評価指標	内部統制の確実な実施に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	A	評価	
1 ガバナンスの強化	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 組織運営等 ア 執行部会の開催状況 理事長の招集により執行部会（出席者：理事長、理事、監事、本部事務局長等）を合計22回（月に1～2回）開催し、決定事項等を議事要旨に取りまとめ、本部役員及び地方事務所職員へ伝達した。 イ 本部開催会議の開催状況 ① 全国地方事務所長会議・事務局長会議を開催（6月にオンライン形式で開催。2月は集合・オンライン併用形式で事務局長会議のみ開催。） ② ブロック別協議会を開催（10月から11月にかけて全国を4ブロックに分けて集合・オンライン併用形式で各1回（計4回）開催） ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況 地方事務所において執行部会議（出席者：所長、副所長、事務局長等）を原則毎月開催した。 エ 法的支援の意義・効果の振り返りに向けた取組状況 法的支援の意義・効果の振り返りのため、支援センターの設立趣旨やこれまで取り組んできた業務の変遷等を内省し、国民（利用者）の需要を正確に把握した上で、さらなる司法アクセスの拡充を目指すべく、令和7年度には、20周年記念事業の実施に向けて本部に「ニーズ調査PT」を設置し、引き続き、研究者等と検討を進め、広く一般の方を無作為抽出して対象とする「一般調査」と地方事務所等に来所された利用者を対象とする「利用者調査」の二本立ての調査を実施することを決定し、理事長も参加しての合同検討会を開催するなど、それぞれの調査項目の検討を進め、調査票上の質問や選択肢の文言・表現が対象者の回答に不当な影響を与えないか等、緻密に検討を行い、ニーズ調査を実施した。 「一般調査」は令和7年8月27日～10月10日にかけて実施し、764件の回答が得られた。「利用者調査」は令和7年10月27日～11月14日にかけて実施し、761件（有効回答742件）が得られた。 令和8年2月24日に開催した「法テラス20周年記念式典」において、研究者よ	ガバナンスの強化として、本部においては、執行部会を月に1～2回開催し、会議後速やかに決定事項等を全職員に伝達するとともに、執行部会での指摘事項については、課題解決に至るまで関係課室において検討の上、執行部会にて継続的に報告を行った。全国地方事務所長会議等の本部開催会議においては、理事長において令和7年度の重点施策を説明し、本部方針を地方事務所に周知したほか、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所ごとの実績及び課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。地方事務所においても、執行部会議を原則毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。 法的支援の意義・効果の振り返りに向け、令和7年度には、支援センター設立20周年の節目を迎えるに当たって、ニーズ調査を20周年記念事業の一つに位置付けて実施することとし、「ニーズ調査PT」を設置して、調査票の確定に向けて研究者と合同検討会を開催するなどして、緻密に詰めの検討を行い、ニーズ調査を実施した。			

りその時点までの取りまとめ結果について、「法テラスニーズ調査中間報告」と題する報告を行った。さらに、同年3月23日には、研究者と理事長以下の幹部職員及びPTメンバーとの間で、その時点までの取りまとめ結果に基づく業務改善等に関する意見交換を行った。令和8年度の早い段階での報告書完成に向けて作業を行っている。 支援センターでは、上述のとおり、平成20年にニーズ調査を実施して以降、平成24年及び25年に東日本大震災の被災者等を対象にニーズ調査を実施していたものの、一般の方及び利用者を対象とした調査は17年ぶりに実施することができた。 (2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組 令和7年度に「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」の改正を行い、措置を行うに至らないものに対する訓告及び厳重注意の規定を新設し、措置の前段階において、軽微な事案に対し適切な処分を行うことができるようにした。 令和8年1月13日に「犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）」が運用開始することに伴い「常勤弁護士による犯罪被害者等法律援助の業務手順」の作成作業に着手するとともに、「法テラス法律事務所の業務ハンドブック」（法律事務所の常勤弁護士及び法律事務所職員が業務を行うに当たり必要事項を参照するための手引書）の改訂作業を行った。 常勤弁護士の勤怠管理に関する報告を容易にするために、令和8年度から利用できるように勤怠管理システムの導入を準備した。 併せて、裁量労働制に関する法律改正及び新しく発出された事務連絡を反映するため「新スキーム養成常勤弁護士の養成中の業務に関するQ&A」を改定した。 令和6年度に引き続き法律事務所の運営に係る規程の変更や事務連絡が発出された際には、メール及びグループウェアにより法律事務所へ周知した。 また、一定の常勤弁護士をメンバーとするワーキンググループを定期的に開催し、本部から支援センターの運営方針等について説明し、議事録を全常勤弁護士と共有することで、ガバナンスの強化に取り組んだ。 さらに、シニア常勤弁護士会議も開催し、若手常勤弁護士への支援体制やシニア常勤弁護士制度の在り方等を検討し、後進指導により支援センターの業務運営方針の実現に資する組織力を高めるべき立場にあること、事務所運営等においてルールの遵守につき個々人が責任を負うべき立場にあること等、支援センターの運営におけるシニア常勤弁護士の役割について議論を深め、シニア常勤弁護士の役割を明確	「一般調査」及び「利用者調査」を実施し、令和8年2月24日に開催した「法テラス20周年記念式典」において研究者より「法テラスニーズ調査中間報告」と題する報告を行った。さらに、同年3月23日には、研究者と理事長以下の幹部職員及びPTメンバーとの間で、その時点までの取りまとめ結果に基づく業務改善等に関する意見交換を行った。令和8年度の早い段階での報告書完成に向けて作業を行っている。 平成20年に実施して以降、17年ぶりに一般の方及び利用者を対象としたニーズ調査を実施することができた。 常勤弁護士については、個別の法律事務について、独立してその職務を行う者としての側面を持つ一方、支援センターの職員として、法律事務所の運営などの業務に従事する者としての側面も併せ持つことから、法律事務所の運営、規程等の遵守等をより一層図るための取組を行った。具体的には、「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」の改正を行い、措置を行うに至らないものに対する訓告及び厳重注意の規定を新設し、措置の前段階において、軽微な事案に対する適切な処分を行うことができるようにし、ガバナンス強化を図った。 「常勤弁護士による犯罪被害者等法律援助の業務手順」の作成作業に着手するとともに「法テラス法律事務所の業務ハンドブック」・「新スキーム養成常勤弁護	
--	--	--

にした（項目別評定調書１－３「６」参照）。 上記会議開催日と同日に法律事務所代表会議（マネジメントに関わる法律事務所の代表である常勤弁護士及びシニア常勤弁護士が出席）を開催し、シニア常勤弁護士の役割及び常勤弁護士に対する措置制度に関する周知、「コンプライアンス推進室」設置に関する案内を行った。また、令和７年度が第５期中期目標の最終年度であるため、「中期目標・中期計画」及び「予算」に関する講義を行い、法テラスの組織運営に関する理解を深めた。 加えて、以下の研修を実施し、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化に取り組んだ。 ア 赴任を控えた養成常勤弁護士を対象とした赴任前研修 法律事務所のマネジメント講習、各種規程と手続に関する研修を実施 イ 赴任４年目の常勤弁護士を対象とする業務研修 法テラスの組織概論及び法律事務所マネジメントに関する研修を実施 ウ 法律事務所職員を対象とした法律事務所職員研修 常勤弁護士の業務を補助する法律事務所職員を対象として、法律事務所に勤務する職員が事務を取り扱うに当たって必要となる知識を習得し、重要な制度等を理解・確認する研修を実施した。常勤弁護士の業務に多く関わる法律事務所職員にも、制度等の理解を求め、法律事務所における事務をより円滑化することによって、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化を図った。 (3) 情報セキュリティ対策 ア 情報セキュリティ対策基準の改正 令和５年７月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことを踏まえて、令和７年３月に改正した支援センターの情報セキュリティ対策基準及び関連する規程について、事務処理マニュアルを改訂した。 イ 情報セキュリティ対策の実施 昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。 ① 研修 情報セキュリティに関する研修につき、新規採用者研修や総務部門研修受講者及び４級合格者研修受講者に対して、支援センターの地方事務所におけるシステム構成や情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を実施した。	士の養成中の業務に関するＱ＆Ａ」等の改定作業を行った。また常勤弁護士が職務上服すべき規程・事務連絡にアクセスしやすくするなど、ガバナンスの強化を図った。その他、定期的なワーキンググループなどの開催により、本部と現場の常勤弁護士との情報共有を図り、支援センターの今後の運営方針等について周知を行う体制を強化した。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の更新状況を踏まえ、令和７年３月に改正した支援センターの情報セキュリティ対策基準及び関連規程について、事務処理マニュアルを改訂した。 更に職員の情報セキュリティに関する意識向上を図るため、公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修・教育を実施し、標的型攻撃の訓練メールの発信により職員に注意喚起を行うとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ教育においては、チェックシートによる自己点検に加え、アクティブラーニングによる事例検討を実施するなどした。 次に、監査の充実及びコンプライアンス強化について、監事監査は、監事が全国の業務執行状況等を把握しつつ、理事長との意見交換を通じて意思疎通を図りながら実施され、監査結果等が報告された。 令和７年度の内部監査及び情報セキュ	
---	---	--

② 標的型攻撃メール対策訓練 任意の職員を対象に、標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を3回実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールの適切な理解及びそれらへの防御策等の理解を促進するため、事務連絡を発出して注意喚起を徹底した。 ③ 教育・自己点検 職員の情報セキュリティ意識向上のため、統一的な教育資料を作成・配布した上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。あわせて、職員個人が事例を基にケーススタディを行うアクティブラーニングを導入し、実施させた。 (4) その他 システムの導入やデジタル化については、理事長が主催するIT戦略会議において、システム化の必要性・合理性・コスト等を検討した上でプロジェクトを承認し、定期的に進捗管理をすることでシステム導入やデジタル化を適切に進めた。 2 監査の充実及びコンプライアンス強化 (1) 監査の実施 ア 監事監査（本部及び6 地方事務所等） 監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、令和7年度監事定期監査計画に基づき実施した。監事は、本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施し、地方事務所等往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し、それらの結果を理事長へ報告した。 イ 内部監査（フォローアップ監査含む。）（本部及び34地方事務所等） 内部監査は、令和7年度内部監査計画に基づき、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として実施した。 実施に当たっては、実効性のある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。改善事項が認められた監査対象事務所には改善結果の報告を求め、内容を確認した。	リティ監査は、前年度に引き続き、事前の予備調査を網羅的に行うことで業務実態をあらかじめ把握し、実地監査を効率的に実施した。いずれの監査においても、監査対象事務所に対し行った個別の指摘事項については各事務所において改善が図られており、支援センター全体としての検討や対応が必要と考えられる事項については、内部統制推進委員会を中心に対応方針等の検討が行われるなど、監査結果等が業務改善に役立てられている。 また、会計監査人監査との連携強化を図るとともに、監査室員が専門機関の実施する研修を複数回受講するなど、前年度に引き続き監査技術の向上を図る取組を実施した。 内部統制強化の取組については、リスク管理委員会において、内部監査結果の指摘事項等について、リスクとして検討すべきものかどうかを峻別し、関係課室における課題の進捗管理を行った。また、地方事務所等で問題が生じた場合に確実かつ迅速な報告がなされる体制とするため、支援センター内部の報告体制を整備した。さらに、コンプライアンス委員会では、コンプライアンス強化週間の設定、コンプライアンス・マニュアルに対する理解度チェックの実施、コンプライアンス意識向上のための情報共有等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。加えて、令和8年3月、内	
---	---	--

また、6 地方事務所を対象に、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ監査として、改善方策の取組状況等についての実地監査を行った。 ウ 情報セキュリティ監査（本部及び17地方事務所等） 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、令和7年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。 情報セキュリティ監査については、平成28年度から、監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様、監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、その回答に基づいて、実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。改善事項が認められた事務所には改善結果の報告を求め、内容を確認した。 エ 監査結果の報告・共有 内部監査・情報セキュリティ監査の結果は、理事長（情報セキュリティ監査は常務理事）に報告した後、監査対象事務所へも通知した。さらに、監事、本部事務局長、各部長及び本部課室長補佐以上の役職員にも情報共有を行った。 オ 全監査対象事務所で実地監査を実施 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、令和4年度には一部事務所については書面とオンラインによる方式で監査を実施したが、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度も全事務所において実地監査を行った。 (2) 監査技術の向上 監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなどして、情報共有の場を3回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。 さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関主催による監査技術の向上のための研修を5回受講した。 (3) 内部統制強化のための取組及びコンプライアンスの推進 本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下部組織として設置した以下の各委員会において内部統制を強化する取組を実施するとともに、コンプライアンスの一層の推進を図った。 ア リスク管理委員会 本部各課室において自発的に発見したリスク及び令和6年度の監査指摘事項についてリスクとして検討すべきものかどうかを峻別し、関係課室における課題の	部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止・再編し、常設の室であるコンプライアンス推進室を設置し、一部の職員にコンプライアンス違反行為認知時の相談・通報義務があることを明示するとともに、その他の職員について匿名での相談・通報制度を創設した上、相談・通報を受けたコンプライアンス推進室に調査権限を付与するなど、内部統制体制を強化・整備した。この点はセンターの内部統制の確実な実施に極めて有益であり、高い評価に値する。 以上から、所期の目標を上回る成果を得られたものと考ええる。	
--	--	--

進捗管理を行った。 地方事務所等で問題が発生した場合に確実かつ迅速に本部担当部長まで報告がなされるために、報告事項や報告ルート等を整備した。 イ コンプライアンス委員会 ① コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施（全職員対象） ② コンプライアンス意識向上のための情報共有 ③ 新規採用者研修において、コンプライアンスに関する講義を設定・実施 ④ コンプライアンス強化週間の設定によるコンプライアンスの周知・意識向上 ウ コンプライアンス推進室の新設 前記のとおり、従前、内部統制部門として内部統制推進委員会、同委員会の下部組織であるリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置して内部統制を行っていたが、近時、組織におけるコンプライアンスの推進は社会的要請でもあるところ、国民の司法アクセスを支援するという公益的活動を担っている支援センターの性質からすれば、支援センターにおいてもコンプライアンスの推進に取り組む必要性は大きいと考え、センターにおけるより一層のコンプライアンスの推進のため、令和８年３月、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止・再編（リスク管理委員会は存続）し、常設の室であるコンプライアンス推進室を設置するとともに、内部統制推進基本規程の新設、リスク管理規程の改正等、関係規程の整備も行った。 内部統制体制を強化・整備した主な点は以下のとおり。 ・ センターの業務に関する役職員の違法、不正若しくは不当な行為等を「コンプライアンス違反行為」と定め、本部課室長及び地方事務所事務局長等の一定の職位にある職員につき、コンプライアンス違反行為認知時等のコンプライアンス推進室への相談・通報義務を明示 ・ その他の職員について匿名での相談・通報制度を創設 ・ コンプライアンス推進室に相談・通報を受けた事案についての調査権限を付与するとともに、理事長、監事等へ迅速に報告される体制を整備		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-20	業務内容の周知を図る取組の充実		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務認知度	中期目標期間を通じて増加	14.5% (令和3年度)	16.0%	16.9%	17.4%	16.9%	(参考情報) 平成30年度：16.7% 平成31/令和元年度：16.3% 令和2年度：16.4%
ホームページの年間ページビュー数	第4期中期目標期間中の年間平均以上	17,037,247PV	17,449,167PV	17,069,732PV	16,690,082PV	18,378,076PV	
名称認知度	(参考指標)	—	57.4%	54.4%	55.0%	54.8%	(参考情報) 平成30年度：58.0% 平成31/令和元年度：56.3% 令和2年度：52.8% 令和3年度：52.1%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・3 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知し、適切に法的サービスを楽しむことができるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、認知度調査の結果に基づいた効率的・効果的な方法により、業務内容の周知を図る。 【指標】 ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第4期中期目標期間中の年間平均以上とする。
中期計画	IX・6(2) 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容等を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。 なお、広報活動に要した費用及びその効果や、全体又は性別・年代別等の認知度の調査結果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。
年度計画	IX・6(2) 業務内容の周知を図る取組の充実 ア 広報活動方針及び広報計画の策定 本部において策定した広報活動方針を踏まえて、これらに基づき、各地方事務所において効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 なお、広報活動方針の策定に当たっては、外部の専門的な知見に基づいた広報活動を検討するほか、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、認知度調査結果等を分析・検証し、反映させる。 イ 効果の高い広報活動の実施 重要な認知経路であるインターネット広告及び利用者が増加しているYouTube等を活用した広報を実施する。また、X（旧Twitter）・Instagramなど複数のSNSメディアの活用について、発信する情報や訴求対象に応じて使い分けるなど、より効果的な情報発信を行う。 ウ 関係機関を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。

主な評価指標		業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		
業務実績		自己評価				
業務実績等報告書（資料編）：【資料55、56】		評価	B		評価	
1 広報活動方針及び広報計画の策定		評価に至った理由			評価に至った理由	
(1) 令和6年度の広報活動の効果分析に基づいて本部において策定した令和7年度の広報活動方針に従い、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、支援センターを十分に認知していない年齢層などを重点的なターゲットとして継続的かつ計画的に効果的な広報活動を実施した。 (2) 例年実施しているインターネット媒体を通じた情報発信を積極的に進めた。 令和4年度に実施した認知状況等調査について、同年度中に外部有識者を招いての検討会を行い、訴求対象をはっきり定めそれに応じたコンテンツを用意することが重要との助言を受けたことから、令和5年度からは訴求対象を意識したコンテンツ制作を行い、令和7年度は若年層向けと高年層向けの動画やランディングページ（広告文やバナー広告からリンクするページ）をそれぞれ制作した。 (3) 広報誌も、高年層と若年層にそれぞれテーマや構成を分けて設定し、年2回発行した。 (4) 令和7年度に実施した認知状況等調査や広報活動について、外部有識者を招いての検討会を行った。その中で、広報活動はおおむね問題なく行われていると考えられる一方、既存の広報媒体によって一定の認知度を維持しつつ、より一層意識をして特定のターゲットに届く広報を併用していくことが重要であるとの認識が示された。また、ソーシャルメディアの有効的な活用や支援センターの信頼性を高めるような発信の必要性、自治体や大学との連携を強化し、連携先の広報媒体を通して情報発信をしたり、大学生らと連携したイベントを実施することなども有効との助言や今後は生成A I に適切に参照、引用されるための対策が重要になるとの提言を受けた。これらの提言を受け、令和8年度以降も、後述のようなSNSを用いた広報活動、大学との連携を維持しつつ、A I に適切に引用されるための対策や、支援センターの発信する情報の信頼性を高める取組を行う。		令和6年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した広報活動計画に従い、地方事務所と連携して広報活動を実施した。広く国民に認知され、必要なときに支援センターを想起して問合せにつながることを目指し、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに重きを置いた広報活動を実施した。 令和5年度の認知状況等調査に関する外部有識者からの助言を踏まえ、訴求対象に応じたコンテンツを制作し、利用メディアを選択した。また、プレスリリースを積極的に活用し、広く認知度向上を図った。 従前より実施していたインターネット広告については、若年層、高年層それぞれに応じた動画とランディングページを作成して、それぞれの年代への訴求効果を高めた。 令和6年度に引き続き、若年層にアプローチすることを意識して、Instagramによる広告に取り組んだ。また、令和7年10月からは20代・30代の女性の層を主なターゲットとして、Instagramで法律問題Q＆Aに関する投稿を開始した。投稿に関しては、テーマをターゲット層が				
2 効果の高い広報活動の実施						
複数の広報媒体を活用することによる相乗的な広報効果を狙い、法的サービスを必要とする方々に支援センターの業務が理解されるように努めた。 (1) インターネット等を活用した広報活動						

ア インターネット広告 インターネットによる広報では、リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やディスプレイ広告（サイトやアプリ上の広告枠に支援センターの画像バナー広告が表示されるサービス）を実施し、法的トラブルを抱えている方及び潜在的利用者（今後利用者となる可能性のある方）に向けて、支援センターの存在や制度内容の周知広報を行った。 令和7年度は訴求対象を「若年層」と「高年層」に設定し、インターネット広告で使用するバナーやランディングページ、動画広告について、訴求対象別にそれぞれ作成した。配色や配置等について目を引くデザインとしつつ、新たに制作する動画広告との連動を意識した統一性のあるものになるよう工夫した。これにより動画広告からランディングページ経由で支援センターへの電話やメールによる問合せへ、チャットボットへの誘導を図った。また、年齢層別だけでなく、男女、相続、労働、犯罪被害者支援等のランディングページも使用し、リスティング広告では、利用者が検索しているキーワードに関連するランディングページを表示し、電話、メールだけでなく、ホームページやチャットボットへも誘導できるようにするなど、効率的で効果的な広報活動を実施した。 また、より若年層向けにアプローチすることを意識して、Instagramによる広告配信を通年で実施した。素材は、YouTube広告で作成した動画（若年層向け）から取り出した静止画やショート動画を使用した。 イ YouTubeを活用した広報 SNSの中でも全世代が広く利用しているYouTubeを活用した情報発信として、若年層向けと高年層向けの周知動画を、それぞれ15秒・30秒の動画を制作し、公式チャンネルで配信し、YouTube広告、Instagram広告としても使用した。 さらに、前年度に引き続き、全国で実施したワンストップ相談会の周知広報の動画をリニューアルし、公式チャンネルで配信したほか、YouTube広告としても使用した。 ウ SNSを利用した広報 法律関連情報や各地のイベント情報等を法テラス公式X（旧Twitter）で毎日1回程度配信した。ワンストップ相談会を全国各地で開催するのに併せて、告知投稿をするなどの広報にも努めた。 また、令和7年10月からは、20代・30代の女性の層を主なターゲットとして、	興味・関心のありそうな内容を取り上げるようにしているほか、デザインもターゲット層に受け入れられやすいものとなるよう配慮した。加えて、東海大学の法社会学ゼミの学生とのコラボ授業等を通じて出された学生の意見も取り入れ、より分かりやすく、興味を持たれるよう改善に取り組んだ。また、参加したイベントにおいて各SNSの二次元コードを用意してフォロー等をお願いするなど、SNSの周知にも努めた。 地方事務所においては、「法テラスの日」やワンストップ相談会のプレスリリースをきっかけとして、複数の事務所で新聞紙面やニュース（ネットニュース含む）に取り上げられた。 令和7年度の認知状況等調査の結果、名称認知度は54.8%、業務認知度は16.9%となった。名称認知度・業務認知度ともに令和6年度より減少する結果となったが、法テラスのロゴ提示後に再度法テラスの認知について質問した結果、名称認知度66.2%、業務認知度については27.0%となっており、ロゴを見ると実際は名称及び業務を認知しているという方の割合が上昇していることから、ロゴを多く活用した広報活動の効果の表れだと考えている。 一方、外部有識者からは誤差の範囲との認識は示されたものの、名称認知度、業務認知度ともに前年度から微減となったこと、広報活動はおおむね問題なく行	
---	---	--

Instagramで法律問題Q&Aに関する投稿を開始した。投稿に関してはターゲット層に沿ったテーマ、デザインとなるよう工夫した。 エ ホームページでの情報発信 令和6年5月のホームページの全面リニューアル時から引き続き、ページタイトルと内容、情報量などを意識して信頼度を上げるなどSEO（検索エンジンでWebページの検索上位化を目指し、自然検索からの流入増加・改善を行う）対策を意識して運用している。 また、ホームページの利用者の利便性の向上のために、チャットボットが全ページで利用できるようにする等の可能な範囲の改善、修正等を行った。 ワンストップ相談会の実施についても、開催する地方事務所のトップページにお知らせとして掲載したほか、特設ページを設けて日時や受付方法などを掲載した。 (2) プレスリリースの実施 プレスリリースの活用は費用が掛からない広報として重要であるとの外部有識者からの助言を受け、積極的に取り組んだ。 本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを令和7年度中に22回実施した。毎年実施している4月10日の「法テラスの日」を始め、ワンストップ相談会の開催に関するもの、犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）に関するものなど、様々なテーマのプレスリリースを行った。 また、令和7年10月に、報道機関に対して、支援センターの業務の現状を幅広く説明する機会として、支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。 地方事務所においても、「法テラスの日」のほか、ワンストップ相談会の実施や地方事務所独自の取組について情報を発信し、複数の事務所の活動が新聞紙面やニュース（ネットニュース含む）に取り上げられた。 (3) その他の広報活動 ア 鉄道広告 一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、全国37社の鉄道会社の駅施設等に合計905枚のポスターを無料で掲示した。 イ 政府広報 犯罪被害者等支援弁護士制度開始に当たり、政府広報提供ラジオ番組で取り上げられることになり、本部犯罪被害者支援課長が出演し、制度周知を行った。	われていると考えられるが、既存の広報媒体によって一定の認知度を維持しつつ、より一層意識をして特定のターゲットに届く広報を併用していくことが重要であるとの認識が示されたことから、一般的な広報活動を通じて認知を維持し、又は上昇させるよう努めるとともに、制度の情報等を必要としている方に必要な情報が届くようターゲットを絞った周知も今後さらに効果的に行えるよう努める必要があると考えている。 ホームページの年間ページビュー数は、目標を大きく上回り、各種取組の効果等により安定的なアクセス増加が図られている。これについては、検索エンジン対策や、広告運用の工夫等、多面的な取組が利用者の情報取得行動に応じて適切に機能していると考えられる。 以上から、所期の目標を達成できたと考える。	
---	--	--

ウ メインポスターのデザイン変更 長期間の掲示等による周囲の景観への同化、物理的劣化等を解消するため、デザインを一新し、国民の関心を引くことを狙った。同ポスターは各地の裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会にも配布したほか、地方事務所から必要に応じて各地方自治体等の関係機関・団体に配布している。 (4) 外部有識者を招いての検討会 令和7年度認知状況等調査を受け、同年度中に、外部有識者を招いて広報活動に関する検討会を2回実施した（有識者からの指摘・助言内容は、1(4)記載のとおり。）。 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 (1) 令和7年8月7日及び同月8日、こども霞が関見学デーに参加し、来場者に広報誌のほか、ボールペンやクリアファイルバッグなどの法テラスグッズを配布した。子ども向けイベントのため、小さな子どもには法テラスロゴ入り風船や、職員が制作したバルーンアートを配布した。また、これまで制作した動画を放映し、各SNSの二次元コードを用意してフォロー等をお願いする呼びかけも行った。 (2) 令和7年10月の法の日フェスタでは、来場者に広報誌やボールペン等を配布したほか、これまで制作した動画を放映した。また、常勤弁護士による法律講座（60分）を開催し、小学生から70代まで幅広い層の参加があった。 (3) 令和7年12月6日及び同月7日、全国矯正展に参加し、来場者に広報誌やボールペン等を配布した。 (4) 以下の刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布した。 ア 法テラス白書（10月発行・約430か所） イ 広報誌「ほうてらす」（年2回発行・各回約3,500か所） (5) 東海大学で法社会学ゼミを履修する学生13名とコラボ授業を行い、弁護士等への相談・依頼等への心理的及び物理的ハードルの解消などについて、SNS等の具体的な広報ツールも含めディスカッションを行い、広報活動に関して直接若年層から意見を聞くことができ、学生に支援センターの業務を詳しく知ってもらう機会にもなった。 (6) 多くの地方事務所において、関係機関との各種協議会、職員向け研修会、イベントなどにおける業務内容の周知広報を行い、参加者にリーフレット等を配布した。例えば、法テラスの日の広報活動のひとつとして、兵庫地方事務所では、土曜日		
---	--	--

に、相談会を開催することにつき、前年度の相談件数等の実績とともに複数のメディアに取り上げられた。 (7) 令和8年4月10日に設立20周年を迎えるに当たり、令和8年2月に20周年記念式典を開催した。プレスリリースも実施し、式典開催を通じて、設立20周年を迎えることを認知してもらえよう努めた。式典には、センター設立に関与した方や関係機関、マスコミ関係者なども招待し、多数出席いただいた。当日はセンターのあゆみや業務内容、関係者のインタビュー等をまとめた冊子の配布も行い、結果として、20周年に関して記事にしたい旨の取材申込があるなど、センターのアピールにつながった。 4 指標の達成状況 (1) 認知状況等調査について 令和7年度の認知状況等調査は、令和7年11月末～12月に実施した。同調査の結果によれば名称認知度は54.8%、業務認知度は16.9%であり、いずれも前年度から微減した。 なお、法テラスのロゴ提示後に、再度法テラスの認知について質問したところ、名称認知度は66.2%、業務認知度については27.0%といずれもロゴ提示前より上昇する結果となった。 (2) ホームページの年間ページビュー数(PV数)について ホームページの年間ページビュー数は18,378,076PVとなり、第4期中期目標期間の平均を大きく上回った。 この要因としては、 ・ 生成AIによる情報検索において、支援センターのホームページが回答の中で一定程度引用される機会が見られ、そこからの流入があったと考えられること のように、外的な要因も考えられる一方で ・ ホームページのリニューアル及び継続的な改善により、利用者が必要とする情報や関心のある情報にアクセスしやすい構成としたこと ・ インターネット広告において、年齢層別に加え分野別のランディングページを設け、利用者の関心に応じたページへの誘導を強化したこと ・ 各種広報活動により支援センターの認知度が向上し、ホームページへのアクセス増加につながったこと、インターネット検索エンジンにおいて、支援セン		
---	--	--

ターの関連ページが上位表示されやすくなったこと などといった、各種取組が奏功したことが挙げられる。		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－21	報酬・費用の立替・算定基準		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・4 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
中期計画	IX・6(3) 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとし、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
年度計画	IX・6(3) 報酬・費用の立替・算定基準 国費支出をより適正なものとし、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評価	B	評価	
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況	評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 令和8年5月21日に全面施行となる民事訴訟のIT化に伴い、立替基準のうち申立ての手数料に関する所要の変更を行った。 (2) 官報公告費用につき、令和8年4月1日掲載分から料金が改定（増額）されることに伴い、各地の裁判所が官報公告費用の予納金額の改定及びその時期について案内を始めたことから、改定後の予納金額の立替え等に対応できるように運用を定めた。	民事法律扶助の報酬・費用の立替基準については、民事訴訟のIT化に伴う立替基準の変更を行ったほか、官報公告費用の予納金額の改定への対応を行い、全国で適切な運用が取られるようにした。 国選弁護等関連業務及び被害者国選弁護関連業務については、契約弁護士からの報酬・費用の算定基準に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会と定期的に協議するなどして検討を継続して行った。 また、国選弁護関連業務担当副所長会議を開催し、適正な算定基準の在り方について議論を行い、議論内容を適正な約款改正に反映させるべく、算定基準の変更の候補となる具体的な算定項目の検討を行った。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。			
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況				
契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について同会と定期的に議論し、検討を進めている。具体的には、現在日本弁護士連合会が助成している被疑者等の福祉関係費用に関するものや、基礎報酬の増額に関するものその他様々な課題について意見交換を行うなどして、次の約款改正に向けた検討につなげている。 また、国選弁護関連業務担当副所長会議を開催し、適正な算定基準の在り方について議論を行い、議論内容を適正な約款改正に反映させるべく、算定基準の変更の候補となる具体的な算定項目の検討を行った。				
3 被害者国選弁護関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況				
契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、特に被告人が複数存在する「同一の事件」における算定基準の問題点については、同会と具体的な事例も交えながら定期的に議論するなど検討を進めた。				

令和7事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務				民事法律扶助業務				国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																																
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(2)	—	1,370	1,370	(2)
運営費交付金	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		—	—	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(3)	19,808	18,788	△ 1,019	
受託収入	—	—	—		—	—	—		16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,088	985	△ 103		1,422	1,854	432	(4)	19,872	19,696	△ 176	
補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		70	72	2		70	72	2	
事業収入	—	—	—		9,738	9,998	260		—	—	—		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		—	—	—		9,963	10,221	258	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		91	105	14	(5)	91	105	14	(5)
計	1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		16,080	15,643	△ 437		1,047	1,036	△ 11		2,301	2,244	△ 57		1,088	985	△ 103		4,783	5,526	743		49,804	50,253	450	
支出																																
事業経費	606	520	△ 85	(1)	20,502	20,674	171		14,896	14,978	82		510	586	75	(1)	51	48	△ 2		1,013	907	△ 106	(1)	—	—	—		37,578	37,714	135	
一般管理費(注1)	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		2,623	2,168	△ 455	(6)	2,623	2,168	△ 455	(6)
人件費	947	941	△ 7		2,448	2,497	49		1,184	1,147	△ 37		537	546	9		2,251	2,189	△ 62		75	75	—		2,161	1,948	△ 213		9,603	9,343	△ 260	
計	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667		49,804	49,224	△ 579	

(注1) 損益計算書との相違の概要

- ・ 決算報告書の一般管理費は、損益計算書の一般管理費のうち情報システム等整備経費について、事業経費として各業務に配分して計上しているため、損益計算書の一般管理費とは合致しない。

(注2) 予算と決算の差額の説明

- (1) 事業経費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。
- (2) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,019百万円及び政府出資金351百万円である。
- (3) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、運営費交付金の繰越分1,019百万円との差額である。
- (4) 受託収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。
- (5) 事業外収入の予算額と決算額の差は、雑益が増加したことによる。
- (6) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

令和7事業年度 決算報告書

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務				民事法律扶助業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																												
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(2)	—	1,370	1,370	(2)
運営費交付金	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(3)	19,808	18,788	△ 1,019	
受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,088	985	△ 103		—	—	—		1,088	985	△ 103	
補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		70	72	2		70	72	2	
事業収入	—	—	—		9,738	9,998	260		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		—	—	—		9,963	10,221	258	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		91	96	5		91	96	5	
計	1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		845	847	3		1,223	1,220	△ 2		1,088	985	△ 103		3,361	3,663	301		31,020	31,533	514	
支出																												
事業経費	606	520	△ 85	(1)	20,502	20,674	171		319	403	84	(1)	6	8	1	(1)	1,013	907	△ 106	(1)	—	—	—		22,447	22,512	65	
一般管理費(注1)	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,885	1,605	△ 280	(4)	1,885	1,605	△ 280	(4)
人件費	947	941	△ 7		2,448	2,497	49		525	535	9		1,216	1,109	△ 107		75	75	—		1,476	1,332	△ 144		6,688	6,488	△ 199	
計	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93		1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424		31,020	30,606	△ 414	

(注1) 損益計算書との相違の概要

・ 決算報告書の一般管理費は、損益計算書の一般管理費のうち情報システム等整備経費について、事業経費として各業務に配分して計上しているため、損益計算書の一般管理費とは合致しない。

(注2) 予算と決算の差額の説明

- (1) 事業経費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。
- (2) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円及び政府出資金351百万円である。
- (3) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円との差額である。
- (4) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

令和7事業年度 決算報告書

国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
受託収入	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,854	432	(1)	18,784	18,711	△ 73	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	9	9	(2)	—	9	9	(2)
計	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,864	441		18,784	18,720	△ 64	
支出																				
事業経費	14,896	14,978	82		191	182	△ 9		44	41	△ 3		—	—	—		15,132	15,201	70	
一般管理費(注1)	—	—	—		—	—	—		—	—	—		737	563	△ 175	(3)	737	563	△ 175	(3)
人件費	1,184	1,147	△ 37		12	12	△ 0		1,034	1,080	46		685	616	△ 69	(4)	2,915	2,855	△ 60	
計	16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244		18,784	18,619	△ 165	

(注1) 損益計算書との相違の概要

- ・ 決算報告書の一般管理費は、損益計算書の一般管理費のうち情報システム等整備経費について、事業経費として各業務に配分して計上しているため、損益計算書の一般管理費とは合致しない。

(注2) 予算と決算の差額の説明

- (1) 受託収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。
- (2) 事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収入を配賦したことによる。
- (3) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。
- (4) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

令和7事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
費用の部		1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667		49,804	49,224	△ 579	
	経常費用	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667		49,804	49,224	△ 579	
	事業経費	606	520	△ 85	(注1)	20,502	20,674	171		14,896	14,978	82		510	586	75	(注1)	51	48	△ 2		1,013	907	△ 106	(注1)	—	—	—		37,578	37,714	135	
	一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		2,623	2,168	△ 455	(注2)	2,623	2,168	△ 455	(注2)
	人件費	947	941	△ 7		2,448	2,497	49		1,184	1,147	△ 37		537	546	9		2,251	2,189	△ 62		75	75	—		2,161	1,948	△ 213		9,603	9,343	△ 260	
	減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
収益の部		1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		16,080	15,643	△ 437		1,047	1,036	△ 11		2,301	2,244	△ 57		1,088	985	△ 103		4,783	5,526	743		49,804	50,253	450	
	前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(注3)	—	1,370	1,370	(注3)
	運営費交付金	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		—	—	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(注4)	19,808	18,788	△ 1,019	
	受託収入	—	—	—		—	—	—		16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,088	985	△ 103		1,422	1,854	432	(注5)	19,872	19,696	△ 176	
	補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		70	72	2		70	72	2	
	事業収入	—	—	—		9,738	9,998	260		—	—	—		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		—	—	—		9,963	10,221	258	
	事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		91	105	14	(注6)	91	105	14	(注6)
純利益		—	146	146		—	40	40		—	△ 482	△ 482		—	△ 96	△ 96		—	7	7		—	3	3		—	1,410	1,410		—	1,029	1,029	
目的積立金取崩額		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
総利益		—	146	146		—	40	40		—	△ 482	△ 482		—	△ 96	△ 96		—	7	7		—	3	3		—	1,410	1,410			1,029	1,029	

(注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注3) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円との差額である。

(注5) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注6) 事業外収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和7事業年度 収支計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
費用の部		1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93		1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424		31,020	30,606	△ 414	
	経常費用	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93		1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424		31,020	30,606	△ 414	
	事業経費	606	520	△ 85	(注1)	20,502	20,674	171		319	403	84	(注1)	6	8	1	(注1)	1,013	907	△ 106	(注1)	—	—	—		22,447	22,512	65	
	一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,885	1,605	△ 280	(注2)	1,885	1,605	△ 280	(注2)
	人件費	947	941	△ 7		2,448	2,497	49		525	535	9		1,216	1,109	△ 107		75	75	—		1,476	1,332	△ 144		6,688	6,488	△ 199	
	減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
収益の部		1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		845	847	3		1,223	1,220	△ 2		1,088	985	△ 103		3,361	3,663	301		31,020	31,533	514	
	前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(注3)	—	1,370	1,370	(注3)
	運営費交付金	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(注4)	19,808	18,788	△ 1,019	
	受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,088	985	△ 103		—	—	—		1,088	985	△ 103	
	補助金等収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		70	72	2		70	72	2	
	事業収入	—	—	—		9,738	9,998	260		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		—	—	—		9,963	10,221	258	
	事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		91	96	5		91	96	5	
純利益		—	146	146		—	40	40		—	△ 91	△ 91		—	104	104		—	3	3		—	725	725		—	928	928	
目的積立金取崩額		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
総利益		—	146	146		—	40	40		—	△ 91	△ 91		—	104	104		—	3	3		—	725	725		—	928	928	

(注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注3) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1, 〇19百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分1, 〇19百万円との差額である。

令和7事業年度 収支計画

国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
費用の部	16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244		18,784	18,619	△ 165	
経常費用	16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244		18,784	18,619	△ 165	
事業経費	14,896	14,978	82		191	182	△ 9		44	41	△ 3		—	—	—		15,132	15,201	70	
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		737	563	△ 175 (注1)		737	563	△ 175 (注1)	
人件費	1,184	1,147	△ 37		12	12	△ 0		1,034	1,080	46		685	616	△ 69 (注2)		2,915	2,855	△ 60	
減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
収益の部	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,864	441		18,784	18,720	△ 64	
受託収入	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,854	432 (注3)		18,784	18,711	△ 73	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	9	9 (注4)		—	9	9 (注4)	
純利益	—	△ 482	△ 482		—	△ 5	△ 5		—	△ 97	△ 97		—	685	685		—	101	101	
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
総利益	—	△ 482	△ 482		—	△ 5	△ 5		—	△ 97	△ 97		—	685	685		—	101	101	

(注1) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注4) 事業外収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収入を配賦したことによる。

令和7事業年度 資金計画

法人単位

(単位:百万円)

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資金支出		1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667		49,804	49,224	△ 579	
	経常費用	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667		49,804	49,224	△ 579	
	業務活動による支出	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		16,080	16,125	45		1,047	1,132	84		2,301	2,237	△ 64		1,088	982	△ 106		4,783	4,116	△ 667	(注1)	49,804	49,224	△ 579	
	投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
資金収入		1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		16,080	15,643	△ 437		1,047	1,036	△ 11		2,301	2,244	△ 57		1,088	985	△ 103		4,783	5,526	743		49,804	50,253	450	
	前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(注2)	—	1,370	1,370	(注2)
	業務活動による収入	1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		16,080	15,643	△ 437		1,047	1,036	△ 11		2,301	2,244	△ 57		1,088	985	△ 103		4,783	4,156	△ 628		49,804	48,883	△ 921	
	運営費交付金による収入	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		—	—	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(注3)	19,808	18,788	△ 1,019	
	受託収入	—	—	—		—	—	—		16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,088	985	△ 103		1,422	1,854	432	(注4)	19,872	19,696	△ 176	
	その他の収入	—	—	—		9,738	9,998	260		—	—	—		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		161	178	16	(注5)	10,124	10,399	275	
	投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注2) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分1, 019百万円との差額である。

(注4) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和7事業年度 資金計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分		情報提供業務				民事法律扶助業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				受託業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資金支出		1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93		1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424		31,020	30,606	△ 414	
	経常費用	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93		1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424		31,020	30,606	△ 414	
	業務活動による支出	1,553	1,461	△ 92		22,951	23,171	220		845	938	93	(注1)	1,223	1,116	△ 106		1,088	982	△ 106		3,361	2,937	△ 424	(注2)	31,020	30,606	△ 414	
	投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
資金収入		1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		845	847	3		1,223	1,220	△ 2		1,088	985	△ 103		3,361	3,663	301		31,020	31,533	514	
	前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,370	1,370	(注3)	—	1,370	1,370	(注3)
	業務活動による収入	1,553	1,607	54		22,951	23,211	260		845	847	3		1,223	1,220	△ 2		1,088	985	△ 103		3,361	2,292	△ 1,069		31,020	30,163	△ 857	
	運営費交付金による収入	1,553	1,607	54		13,213	13,213	—		844	847	3		998	998	—		—	—	—		3,200	2,124	△ 1,076	(注4)	19,808	18,788	△ 1,019	
	受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		1,088	985	△ 103		—	—	—		1,088	985	△ 103	
	その他の収入	—	—	—		9,738	9,998	260		1	1	0		225	222	△ 2		—	—	—		161	169	7		10,124	10,390	265	
	投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注3) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,019百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分1,019百万円との差額である。

令和7事業年度 資金計画

国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分		国選弁護等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計			
		計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資金支出		16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244		18,784	18,619	△ 165	
	経常費用	16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244		18,784	18,619	△ 165	
	業務活動による支出	16,080	16,125	45		203	194	△ 9		1,079	1,121	42		1,422	1,179	△ 244 (注1)		18,784	18,619	△ 165	
	投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
資金収入		16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,864	441		18,784	18,720	△ 64	
	業務活動による収入	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,864	441		18,784	18,720	△ 64	
	受託収入	16,080	15,643	△ 437		203	189	△ 14		1,079	1,024	△ 55		1,422	1,854	432 (注2)		18,784	18,711	△ 73	
	その他の収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	9	9 (注3)		—	9	9 (注3)	
	投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
	財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
前期中期目標の期間よりの繰越金		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注2) 受託収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) その他の収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収入を配賦したことによる。

令和7年度日本司法支援センター契約状況表

(令和8年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	31	41.9%	4,169,421,539	89.3%
うち一般競争入札	25	33.8%	379,313,789	8.1%
うち総合評価方式	5	6.8%	3,785,012,000	81.0%
うち企画競争	1	1.4%	5,095,750	0.1%
競争性のない随意契約	43	58.1%	501,955,758	10.7%
事務所・宿舍の賃貸借契約	23	31.1%	89,061,064	1.9%
会計監査人契約	1	1.4%	22,000,000	0.5%
官報公告契約	1	1.4%	2,648,250	0.1%
他との互換性がない契約	18	24.3%	388,246,444	8.3%
その他の契約	0	0.0%	0	0.0%
合 計	74	100%	4,671,377,297	100%

※随意契約の主な内訳

		随契に占める割合(%)		随契に占める割合(%)
事務所・宿舍の賃貸借契約	23件	53.5%	89,061,064円	17.7%
システム関係契約	11件	25.6%	351,696,744円	70.1%
合 計	34件	79.1%	440,757,808円	87.8%

(参考)

令和6年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	36	31.0%	483,209,723	35.2%
うち一般競争入札	34	29.3%	382,207,723	27.9%
うち総合評価方式	1	0.9%	96,800,000	7.1%
うち企画競争	1	0.9%	4,202,000	0.3%
競争性のない随意契約	80	69.0%	887,652,329	64.8%
事務所・宿舍の賃貸借契約	46	39.7%	161,554,967	11.8%
会計監査人契約	1	0.9%	22,000,000	1.6%
官報公告契約	1	0.9%	2,754,180	0.2%
他との互換性がない契約	32	27.6%	701,343,182	51.2%
その他の契約	0	0.0%	0	0.0%
合 計	116	100%	1,370,862,052	100%

※小数点第四位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

一般競争による契約一覧表

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	応札者の数	しゅん工又は納入期限	施工又は納入場所	相手方住所氏名	備考
			円		円						
1	Microsoft365 Business Standard 183 ライセンス更新に係る調達	R7.4.15	3,691,036	入札	3,837,542	96.18%	4	R7.4.15～ R8.5.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	福岡市博多区博多駅前4-3-22 株式会社サンテック	
2	日本司法支援センター広報グッズ作 製業務 一式	R7.5.13	7,630,260	入札	11,066,550	68.94%	4	R7.9.5	日本司法支援セン ターが指定する場所	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
3	令和7年度日本司法支援センター 犯 罪被害者等支援弁護士制度広報物 デザイン・印刷及び発送業務 一式	R7.5.20	2,233,000	入札	4,820,409	46.32%	7	R7.5.20～ R7.8.29	日本司法支援セン ターが指定する場所	島根県出雲市平田町993 株式会社報光社	
4	令和7年度情報提供業務の対応品質 向上のための調査等業務 一式	R7.5.28	1,868,900	入札	1,929,732	96.84%	1	R7.5.28～ R7.9.30	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都港区虎ノ門4-1-1 株式会社ベルシステム24	
5	令和7年度日本司法支援センター 法的支援にかかるニーズ調査業務委 託	R7.5.30	7,407,390	入札	7,775,189	95.26%	3	R7.5.30 ～ R7.11.30	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都中央区銀座5-15-8 一般社団法人 中央調査社	
6	RPAに係るシナリオ作成・運用保守等 業務及びライセンス購入一式	R7.6.11	3,469,400	入札	4,341,700	79.90%	4	R7.6.11～ R8.6.19	日本司法支援セン ターが指定する場所	大阪府都島区東野田町4-15-82 株式会社NTTマーケティングアクト ProCX	
7	オンライン・外部交通に係るPC端末の 機器購入及び保守業務委託	R7.6.30	3,968,690	入札	4,679,532	84.80%	4	R7.6.30～ R8.7.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
8	日本司法支援センター全国5拠点 LANケーブル張替等役務一式	R7.10.10	3,300,000	入札	5,314,404	62.09%	4	R7.10.10～ R8.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都荒川区東日暮里5-7-18 デジタルテックノロジー株式会社	
9	令和8年度日本司法支援センター リーフレット等作成・印刷・発送業務 一式	R7.10.22	3,534,479	入札	3,704,743	95.40%	6	R7.10.22～ R8.3.27	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都千代田区西神田3-2-1 三松堂印刷株式会社	
10	日本司法支援センター本部民事法律 扶助課での事務業務に関する人材派 遣	R7.11.7	3,272,197	入札	3,596,521	90.98%	13	R7.12.1～ R8.3.31	日本司法支援セン ター本部	東京都台東区台東1-1-14 株式会社ミライル	1時間当たり 1,695円(税抜)
11	Microsoft365 E3ライセンス等調達	R7.12.16	22,514,360	入札	27,594,427	81.59%	2	R7.12.16～ R9.1.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
12	令和7年度 ペネトレーションテストに よるセキュリティ対策状況調査	R7.12.22	1,402,500	入札	1,769,625	79.25%	1	R7.12.22～ R8.3.13	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都千代田区神田鍛冶町3-4 株式会社ファイブドライブ	
13	日本司法支援センター新潟地方事務 所佐渡地域事務所事務所移転工事 等一式	R8.1.9	14,300,000	入札	23,806,878	60.06%	3	R8.1.9～ R8.3.23	日本司法支援セン ターが指定する場所	新潟県佐渡市長木675 伊藤建設株式会社	
14	令和8年度日本司法支援センター職 員採用試験における採用事務業務	R8.1.27	5,632,000	入札	5,821,200	96.74%	2	R8.1.27～ R9.2.28	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都港区六本木6-10-1 テクノプレーン株式会社	Web試験費用1 名当たり1,800円 (税抜)
15	令和8年度情報化統括顧問業務委託	R8.2.10	7,480,000	入札	7,930,296	94.32%	2	R8.4.1～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都千代田区大手町1-9-2 株式会社野村総合研究所	
16	令和8年度多言語情報提供サービス 及び多言語法律相談通訳サービス業 務委託	R8.2.12	20,776,800	入札	31,225,040	66.53%	1	R8.4.1～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	
17	日本司法支援センター本部自動車運 行管理業務 一式	R8.2.19	5,873,947	入札	6,097,621	96.33%	3	R8.4.1～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都中央区日本橋富沢町5-4 株式会社トーケイ	時間外・休日管理料あり 1時間あたり(平日)1,800 円(深夜)2,160円(休日) 1,944円
18	犯罪被害者等法律援助業務システム に係る運用・保守業務、データ移行及 びシステム運用終了対応業務	R8.2.25	12,999,800	入札	13,515,425	96.18%	2	R8.4.1～ R10.5.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都渋谷区道玄坂1-10-5 株式会社TSP	
19	令和8年度 リサイクルPPC用紙の購 入(単価契約)	R8.3.4	4,221,910	入札	4,568,203	92.41%	3	R8.4.1～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都港区新橋6-17-19 オフィス・メディア株式会社	単価契約 A3:2,270円/1箱 A4:1,885円/1箱
20	モバイルWi-Fiルータ調達及び保守 業務 一式	R8.3.4	11,253,440	入札	12,914,880	87.13%	1	R8.3.4～ R10.4.7	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDI株式会社	一部単価契約 超過分通信料 1GB200円(税 抜)
21	Web口座振替受付サービスの提供及 び口座振替による償還金収納代行業 務一式	R8.3.12	111,078,000	入札	111,736,944	99.41%	1	R8.3.12～ R10.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	一部単価契約 Web口座振替受付サー ビス口座登録費用1件250円 Web口座振替受付サー ビス通信処理費用1件50円 口座振替依頼費用1件50 円
22	民事法律扶助立替金の償還に係る督 促状等の作成及び収納代行業務委 託(長期督促)一式	R8.3.16	37,216,080	入札	38,032,622	97.85%	1	R8.3.16～ R10.6.30	日本司法支援セン ターが指定する場所	岐阜県岐阜市日置江1-58 株式会社電算システム	長期督促155円 フラグ解除督促 105円 集金代行35円 免除通知103円
23	令和8年度社会保険労務士業務に係 る業務委託	R8.3.16	3,432,000	入札	3,456,068	99.30%	1	R8.4.1～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都足立区千住1-26-1 社会保険労務士法人 同友	
24	民事法律扶助立替金の償還に係る収 納代行等業務(初期督促)一式	R8.3.17	79,543,200	入札	80,479,014	98.83%	1	R8.3.17～ R9.5.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	一部単価契約 督促状作成・発送費用1 件30円 収納代行費用1件16円
25	SMSによる利用者向け案内サービス	R8.3.19	1,214,400	入札	1,214,400	100.00%	1	R8.3.19～ R9.3.31	日本司法支援セン ターが指定する場所	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDI株式会社	単価契約 送信依頼費用1件3円 送信完了費用1件3円
合 計			379,313,789								

総合評価による契約一覧表

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	応札者の数	しゅん工又は納入期限	施工又は納入場所	相手方住所氏名	備考
			円		円						
1	日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務	R7.7.29	1,485,000	入札 (総合評価)	1,681,680	88.30%	7	R7.7.29～ R7.10.31	日本司法支援センターが指定する場所	東京都豊島区東池袋4-29-6 特定非営利活動法人リテル	
2	第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務一式	R7.9.10	239,800,000	入札 (総合評価)	255,207,876	93.96%	3	R7.9.10～ R10.5.31	日本司法支援センターが指定する場所	東京都千代田区大手町1-9-2 株式会社野村総合研究所	
3	業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務一式	R7.9.12	3,540,900,000	入札 (総合評価)	4,140,093,207	85.52%	2	R7.9.12～ R10.6.30	日本司法支援センターが指定する場所	東京都港区虎ノ門2-6-1 日本アイ・ビー・エム株式会社	
4	令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務	R8.1.14	1,177,000	入札 (総合評価)	1,483,350	79.34%	5	R8.1.14～ R8.3.27	日本司法支援センターが指定する場所	東京都豊島区東池袋4-29-6 特定非営利活動法人リテル	
5	令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式	R8.1.19	1,650,000	入札 (総合評価)	1,696,398	97.26%	3	R8.1.19～ R8.3.27	日本司法支援センターが指定する場所	東京都目黒区上目黒3-3-14 株式会社ワーカビー	
合 計			3,785,012,000								

随意契約一覧表

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R7.4.1	7,088,400	随意	7,088,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	月額590,700円増
2	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.6.13	1,698,365	随意	1,698,365	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
3	日本司法支援センター民事法律扶助立替金の償還に係る集金代行等委託業務 一式(変更契約)	R7.6.19	14,520,000	随意	14,520,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	通知作成・発送手数料 93円/通
4	データ保全センター賃借等契約一式(延長)	R7.7.10	4,620,000	随意	4,620,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5 富士通Japan株式会社	
5	Windows11アップグレードに伴う第四世代インフラ共通基盤等運用保守に係る受入業務 一式	R7.7.22	5,632,000	随意	5,632,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	
6	新卒職員採用に係る就職情報サイトへの情報掲載及び採用説明会のライブ配信に係る業務	R7.8.21	2,843,500	随意	2,986,500	95.21%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 株式会社マイナビ	
7	令和7事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R7.9.10	22,000,000	随意	93,248,100 (4事業年度分)	94.37%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任あずさ監査法人	入札(総合評価落札方式)を実施し、第5期中期目標期間における候補者を選定し、令和7事業年度分につき契約した。
8	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.9.16	1,622,700	随意	1,622,700	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市井田町山王48 K-1トラスト株式会社	
9	本部借上宿舍賃貸借契約	R7.9.16	1,703,750	随意	1,703,750	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田神保町2丁目17 株式会社有斐閣	
10	令和6事業年度財務諸表官報公告	R7.9.17	2,648,250	随意	2,648,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	掲載1行当たり 963円(税抜)
11	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.9.24	1,869,300	随意	1,869,300	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
12	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.11.27	2,015,000	随意	2,015,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
13	法律相談予約サービスに係る機能追加改修業務 一式	R7.11.28	3,993,000	随意	3,993,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	
14	民事法律扶助業務に係る法律相談予約サービスの機能追加改修及び運用保守業務一式(変更契約)	R7.11.28	9,867,000	随意	9,867,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約 37,371,950円 変更後契約金額 47,238,950円
15	西郷地域事務所(定期)賃貸借	R7.11.28	12,638,340	随意	12,638,340	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	大阪府都島区東野田町4-15-82 株式会社NTT西日本アセット・プランニング	
16	クライアントOSバージョンアップに伴う業務統合管理システム等検証業務	R8.1.6	109,796,294	随意	109,796,294	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECソリューションシヨンス株式会社	
17	Windows11 OS バージョンアップ対応のための第四世代インフラ共通基盤改修役務等 一式	R8.1.7	25,185,600	随意	25,185,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社	
18	本部借上宿舍賃貸借契約	R8.1.13	3,604,700	随意	3,604,700	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
19	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.1.19	2,473,200	随意	2,473,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
20	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.1.21	1,777,380	随意	1,777,380	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
21	新卒職員採用に係る就職情報サイトへの情報掲載及び採用情報等の配信に係る業務 一式	R8.1.21	3,850,000	随意	3,850,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 株式会社マイナビ	
22	産業医業務委託(変更契約)	R8.2.12	2,255,000	随意	2,255,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝5-33-11 株式会社メディカルリソース	原契約2,255,000円 変更後総額 4,510,000円 単価契約派遣1回22,000円
23	栃木地方事務所(定期)賃貸借	R8.2.18	37,021,644	随意	37,021,644	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社	
24	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.2.25	1,829,400	随意	1,829,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市大岡1540-1 株式会社平成建設	
25	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.2.26	1,596,390	随意	1,596,390	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	

随意契約一覧表

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
26	民事法律扶助業務に係る自動引落口座登録のWeb受付サービスフロントシステム構築及び運用保守業務 一式(変更契約)	R8.3.10	9,737,200	随意	9,737,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約額 41,789,000円 変更後契約額 51,526,200円
27	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.10	1,539,450	随意	1,539,450	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
28	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.11	1,574,470	随意	1,574,470	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区東桜1-2-22 株式会社カドハウス	
29	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.18	2,109,300	随意	2,109,300	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
30	判例秘書INTERNET利用契約	R8.3.19	3,643,200	随意	3,643,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	契約単価 1,500円(税抜)/1 ID
31	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.19	2,057,295	随意	2,057,295	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
32	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.23	2,024,250	随意	2,024,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
33	クライアントOS バージョンアップに伴う財務会計システムの動作検証等役務	R8.3.24	5,695,250	随意	5,695,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクサソリューションズ株式会社	
34	弁護士ドットコムLIBRARY利用契約 一式	R8.3.24	5,940,000	随意	5,940,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木4-1-4 弁護士ドットコム株式会社	
35	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.25	1,577,460	随意	1,577,460	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市西区周船寺1丁目8-35 スエヒロ産業株式会社	
36	ネット口座振替受付サービス利用に係る契約	R8.3.26	3,498,000	随意	3,498,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-3-3 株式会社NTTデータ	一部単価契約 処理料1件50円 (税抜)
37	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R8.3.27	111,566,400	随意	111,566,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	原契約額 1,265,620,340円 変更後 契約金額総額 1,377,186,740円
38	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.27	1,631,440	随意	1,631,440	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区代々木2-2-2 株式会社ジェイアール東日本都市開発	
39	愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.27	1,515,510	随意	1,515,510	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛媛県松山市来住町1349-7 株式会社ガリレオコーポレーション	
40	山梨地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,754,350	随意	1,754,350	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
41	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,805,000	随意	1,805,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	沖縄県糸満市武富603-9 合同会社知念企画	
42	本部借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,622,370	随意	1,622,370	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
43	業務統合管理システム等アプリケーションの運用保守 一式	R8.3.30	58,515,600	随意	58,515,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクサソリューションズ株式会社	
合 計			501,955,758							

随意契約一覧表(事務所及び借上宿舍)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.6.13	1,698,365	随意	1,698,365	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託バートナース株式会社	
2	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.9.16	1,622,700	随意	1,622,700	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市井田町字山王48 K-1トラスト株式会社	
3	本部借上宿舍賃貸借契約	R7.9.16	1,703,750	随意	1,703,750	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田神保町2丁目17 株式会社有斐閣	
4	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.9.24	1,869,300	随意	1,869,300	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
5	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R7.11.27	2,015,000	随意	2,015,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
6	西郷地域事務所(定期)賃貸借	R7.11.28	12,638,340	随意	12,638,340	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	大阪市都島区東野田町4-15-82 株式会社NTT西日本アセット・プランニング	
7	本部借上宿舍賃貸借契約	R8.1.13	3,604,700	随意	3,604,700	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
8	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.1.19	2,473,200	随意	2,473,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
9	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.1.21	1,777,380	随意	1,777,380	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託バートナース株式会社	
10	栃木地方事務所(定期)賃貸借	R8.2.18	37,021,644	随意	37,021,644	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社	
11	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.2.25	1,829,400	随意	1,829,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市大岡1540-1 株式会社平成建設	
12	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.2.26	1,596,390	随意	1,596,390	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
13	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.10	1,539,450	随意	1,539,450	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
14	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.11	1,574,470	随意	1,574,470	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区東桜1-2-22 株式会社カドハウス	
15	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.18	2,109,300	随意	2,109,300	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
16	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.19	2,057,295	随意	2,057,295	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託バートナース株式会社	
17	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.23	2,024,250	随意	2,024,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
18	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.25	1,577,460	随意	1,577,460	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市西区周船寺1丁目8-35 スエヒロ産業株式会社	
19	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.27	1,631,440	随意	1,631,440	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区代々木2-2-2 株式会社ジェイアール東日本都市開発	
20	愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.27	1,515,510	随意	1,515,510	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	愛媛県松山市来住町1349-7 株式会社ガリオコーポレーション	
21	山梨地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,754,350	随意	1,754,350	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
22	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,805,000	随意	1,805,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	沖縄県糸満市武富603-9 合同会社知念企画	
23	本部借上宿舍賃貸借契約	R8.3.30	1,622,370	随意	1,622,370	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	個人	
合 計			89,061,064							

随意契約一覧表(会計監査)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	令和7事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R7.9.10	22,000,000	随意	93,248,100 (4事業年度分)	94.37%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任あずさ監査法人	入札(総合評価落札方式)を実施し、第5期中期目標期間における候補者を選定し、令和7事業年度分につき契約した。
合 計			22,000,000							

随意契約一覧表(官報公告)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	令和6事業年度財務諸表官報公告	R7.9.17	2,648,250	随意	2,648,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	掲載1行当たり 963円(税抜)
合 計			2,648,250							

随意契約一覧表(互換性なし)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R7.4.1	7,088,400	随意	7,088,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	月額590,700円増
2	日本司法支援センター民事法律扶助立替金の償還に係る集金代行等委託業務 一式(変更契約)	R7.6.19	14,520,000	随意	14,520,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエンコーポレーション	通知作成・発送 手数料 93円/通
3	データ保全センター賃借等契約一式(延長)	R7.7.10	4,620,000	随意	4,620,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5 富士通Japan株式会社	
4	Windows11アップグレードに伴う第四世代インフラ共通基盤等運用保守に係る受入業務 一式	R7.7.22	5,632,000	随意	5,632,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	
5	新卒職員採用に係る就職情報サイトへの情報掲載及び採用説明会のライブ配信に係る業務	R7.8.21	2,843,500	随意	2,986,500	95.21%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 株式会社マイナビ	
6	法律相談予約サービスに係る機能追加改修業務 一式	R7.11.28	3,993,000	随意	3,993,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	
7	民事法律扶助業務に係る法律相談予約サービスの機能追加改修及び運用保守業務一式(変更契約)	R7.11.28	9,867,000	随意	9,867,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約 37,371,950円 変更後契約金額 47,238,950円
8	クライアントOSバージョンアップに伴う業務統合管理システム等検証業務	R8.1.6	109,796,294	随意	109,796,294	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
9	Windows11 OS バージョンアップ対応のための第四世代インフラ共通基盤改修役務等 一式	R8.1.7	25,185,600	随意	25,185,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社	
10	新卒職員採用に係る就職情報サイトへの情報掲載及び採用情報等の配信に係る業務 一式	R8.1.21	3,850,000	随意	3,850,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 株式会社マイナビ	
11	産業医業務委託(変更契約)	R8.2.12	2,255,000	随意	2,255,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝5-33-11 株式会社メディカルリソース	原契約2,255,000円 変更後総額 4,510,000円 単価契約派遣1回22,000円
12	民事法律扶助業務に係る自動引落口座登録のWeb受付サービスフロントシステム構築及び運用保守業務 一式(変更契約)	R8.3.10	9,737,200	随意	9,737,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約額 41,789,000円 変更後契約額 51,526,200円
13	判例秘書INTERNET利用契約	R8.3.19	3,643,200	随意	3,643,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	契約単価 1,500円(税抜)/1ID
14	クライアントOS バージョンアップに伴う財務会計システムの動作検証等役務	R8.3.24	5,695,250	随意	5,695,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
15	弁護士ドットコムLIBRARY利用契約 一式	R8.3.24	5,940,000	随意	5,940,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木4-1-4 弁護士ドットコム株式会社	
16	ネット口座振替受付サービス利用に係る契約	R8.3.26	3,498,000	随意	3,498,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-3-3 株式会社NTTデータ	一部単価契約 処理料1件50円 (税抜)
17	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R8.3.27	111,566,400	随意	111,566,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	原契約額 1,265,620,340円 変更後 契約金額総額 1,377,186,740円
18	業務統合管理システム等アプリケーションの運用保守 一式	R8.3.30	58,515,600	随意	58,515,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
合 計			388,246,444							

随意契約一覧表(その他)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
	該当なし									
合計										

随意契約一覧表(システム関係)

番号	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
			円		円					
1	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R7.4.1	7,088,400	随意	7,088,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	月額590,700円増
2	データ保全センター賃借等契約一式(延長)	R7.7.10	4,620,000	随意	4,620,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5 富士通Japan株式会社	
3	Windows11アップグレードに伴う第四世代インフラ共通基盤等運用保守に係る受入業務 一式	R7.7.22	5,632,000	随意	5,632,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	
4	法律相談予約サービスに係る機能追加改修業務 一式	R7.11.28	3,993,000	随意	3,993,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	
5	民事法律扶助業務に係る法律相談予約サービスの機能追加改修及び運用保守業務一式(変更契約)	R7.11.28	9,867,000	随意	9,867,000	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約 37,371,950円 変更後契約金額 47,238,950円
6	クライアントOSバージョンアップに伴う業務統合管理システム等検証業務	R8.1.6	109,796,294	随意	109,796,294	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
7	Windows11 OS バージョンアップ対応のための第四世代インフラ共通基盤改修役等 一式	R8.1.7	25,185,600	随意	25,185,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社	
8	民事法律扶助業務に係る自動引落口座登録のWeb受付サービスフロントシステム構築及び運用保守業務 一式(変更契約)	R8.3.10	9,737,200	随意	9,737,200	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-23-5 株式会社インサイト	原契約額 41,789,000円 変更後 契約金額総額 51,526,200円
9	クライアントOS バージョンアップに伴う財務会計システムの動作検証等役務	R8.3.24	5,695,250	随意	5,695,250	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
10	インターネットデータセンター賃貸借契約(変更契約)	R8.3.27	111,566,400	随意	111,566,400	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-24 SCSKシステムマネジメント株式会社	原契約額 1,265,620,340円 変更後 契約金額総額 1,377,186,740円
11	業務統合管理システム等アプリケーションの運用保守 一式	R8.3.30	58,515,600	随意	58,515,600	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝3-23-1 NECネクスソリューションズ株式会社	
合 計			351,696,744							

「令和 7 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える（額を支払う）契約の件数と金額については、第 1 表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国の規定上の金額と同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。なお、国の規定上の金額が令和 7 年 4 月 1 日に引き上げられたことを踏まえ、支援センターにおいても金額の見直しを行った。

(1) 「競争性のある契約」について（第 2 表の 1 ないし 3）

競争性のある契約は 31 件で、全体件数に占める割合は 41.9%であり、令和 6 年度の 31.0%と比較して、10.9%増加した。一方で、契約金額については、全体金額に占める割合は 89.3%と令和 6 年度の 35.2%と比較して、54.1%増加している。

なお、一者応札案件については、令和 7 年度は 9 件で、令和 6 年度の 10 件から 1 件減少した。一者応札の要因は、以下のとおりである。

ア 金額面によるもの（第 2 表の 1 No.21 及び No.23）

現行の契約金額等を踏まえ、利益性がない案件であると判断され応札を見送られたものと考えられる。

イ 仕様内容や仕様書に定める資格要件によるもの（第 2 表の 1 No.4、No.12、No.16、No.20、No.22、No.24 及び No.25）

履行地域や仕様内容、仕様書に定める資格要件などにより、応札可能な者が些少であったものと考えられる。

(2) 「競争性のない随意契約」について（第 3 表）

競争性のない随意契約は 43 件で、全体件数に占める割合は 58.1%であり、令和 6 年度の 69.0%と比較して、10.9%減少した。一方で契約金額については、全体金額に占める割合は 10.7%と令和 6 年度の 64.8%と比較して、54.1%減少している。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第 3 表（内訳 1））

随意契約の件数比率が高い要因の一つとして、①事務所、②職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が挙げられ、令和 7 年度は、23 件であり、契約全体（74 件）の 31.1%、随意契約全体（43 件）の 53.5%を占めている。

これらの賃貸借契約は、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指しており、これを達成するため、国民が支援センターを利用しやすい場所に所在する必要があるとあり、かつ業務量に見合う床面積を確保する必要があること

等を考慮しなければならないこと、②については、支援センター職員の能率的な業務遂行を確保するため、当該職員が勤務する事務所からの通勤の利便等を考慮しなければならないほか、賃貸借契約に係る費用を低減させるため、契約対象物件を原則として敷金・礼金のない独立行政法人都市再生機構が管理する物件又はこれに準じる条件である物件としていることを考慮しなければならないことから、いずれも賃貸借を行う建物の所在地等が制限され、結果としてその所在地等において賃貸借を行っている者と契約することになるため、「その場所でないと業務の目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの」（総務省行政管理局「独立行政法人における随意契約の見直し状況について」で示された基準）として随意契約を行っている。

なお、対象物件によって賃料が異なるが、これらの賃貸借契約を行うに当たり、①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、②についても、同様に複数物件の諸条件を総合的に勘案した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳2及び3））

これらの契約については、契約の相手方が限定されていることから、随意契約によったものである。

(3) 他との互換性がない契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳4）のとおり18件で全体の24.3%、契約金額で全体の8.3%となっている。これらの主な案件について、随意契約とした理由は以下のとおりである。

ア 判例検索等データベースの利用契約（第3表（内訳4）No.13及びNo.15）

これらのサービスの利用契約は、契約の相手方が限定されていることから、随意契約によったものである。

イ システム関係業務委託契約（第3表（内訳6））

現行の情報システムに係る改修業務や運用保守業務については、システム設計を熟知した者が行う必要があり、契約の相手方が構築事業者に限定されるため、また、リース機器やソフトウェア製品の再リース等の契約については、契約の相手方が原契約事業者に限定されるため、それぞれ随意契約によったものである。

3 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第23条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表する

ことにより、調達の適正化に努めている。

4 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約手続を行う場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 5 年以内

5 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記 4 のとおり契約手続の原則的な取扱いを一般競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を受けることにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を受けるものとしている。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。